

201
103
268

天野
方藏

故實
叢書
武家名目抄
刀劔部
卷廿二

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

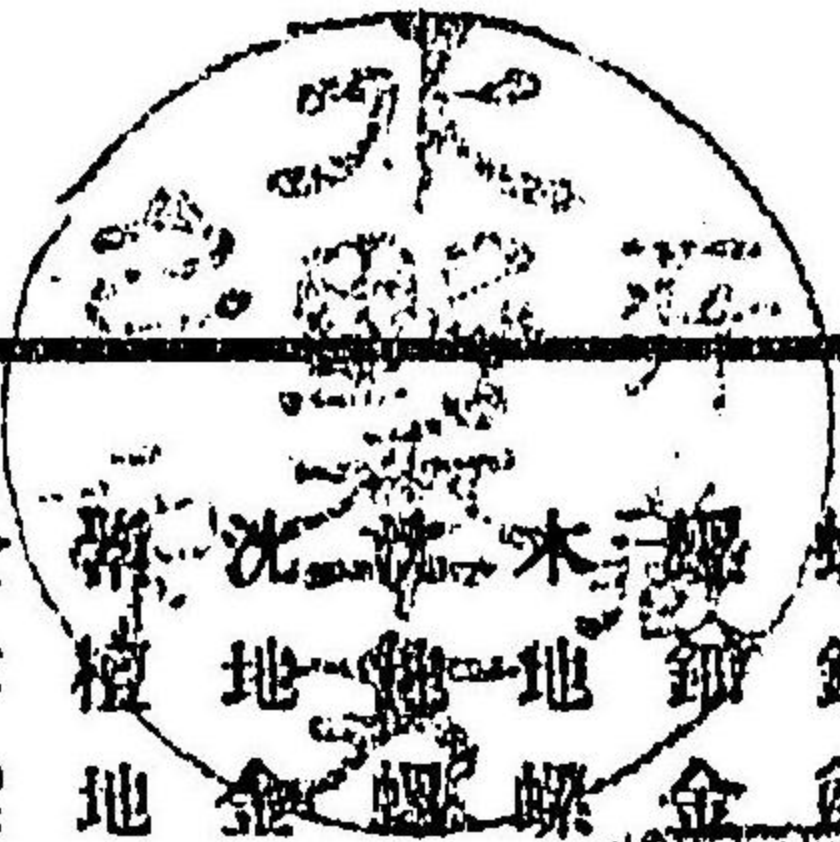
武家名目抄稿三十二目次

第二百七十六册刀劍部九

仿劍	三四三
仿劍代	三四四
代力代	三四五
螺細劍	三四五
螺細金作劍	三四六
木地螺細劍	三四六
沈地螺細劍	三四六
沈地金作螺細劍	三四七
彈檀地螺細劍	三四七
金作紫檀地螺細劍	三四七
紫檀地村螺細劍	三四七
金作沃懸地螺細劍	三四七
蔣繪螺細劍	三四八
金作蔣繪螺細劍	三四八
蔣繪螺細金作劍	三四八
小螺細劍	三四九
力ノ螺細劍	三四九

樋螺細劍	三四二九
紫檀地水精樋金作	三四三〇
紫檀地螺細金銀樋	三四三〇
金樋蔣繪螺細劍	三四三〇
黑裝金樋劍	三四三〇
沈地銀樋螺細劍	三四三〇
沈地金作金樋螺細劍	三四三〇
蔣繪樋劍	三四三〇
金作蔣繪樋劍	三四三〇
銀樋劍	三四三〇
川樋劍	三四三一
黑樋劍	三四三一
蔣繪劍	三四三一
蔣繪壺細劍	三四三一
蔣劍	三四三一
平座劍	三四三一
平座蔣太刀	三四三一
薄座地劍	三四三一
沃懸地劍	三四三一
金作沃懸地劍	三四三一

武家名目抄稿三十二目次



散物太刀

三四三四

草手劔

三四三四

烏裝横刀

三四三四

黑太刀

三四三五

黑漆劔黑漆訓讀
又音讀

三四三六

黑造白革裝束劔以下三

三四三七

黑漆白革裝束劔

三四三七

黑塗白傍太刀

三四三七

足白太刀

三四三七

無紋太刀

三四三七

黑革裝束太刀

三四三七

第二百七十七册刀劔部十

螺鈿野劔

三四三八

木地螺鈿野劔

三四三八

蒔繪螺鈿野劔

三四三八

蒔繪野劔

三四三九

塵蒔野劔今无

三四三九

海浦野劔

三四三九

平文野劔

三四三九

銀長覆輪野劔

三四四〇

黑漆野劔

三四四〇

黑鞘野劔

三四四〇

平鞘太刀以下五

三四四〇

蒔繪平鞘太刀

三四四〇

革緒劔

三四四一

毛拔形劔

三四四一

平劔

三四四一

七鞘太刀

三四四一

二鞘

三四四一

片蓋鞘太刀

三四四二

丸鞘太刀

三四四二

金作丸鞘太刀

三四四二

毛夕鞘太刀

三四四三

割鞘太刀

三四四三

打出太刀

三四四三

第二百七十八册刀劔部十一

鷲造太刀

三四四四

鳩作劔

三四四四

竹作劔

三四四四

白打鉞太刀

三四五一

白打ク、ミノ太刀

三四五一

金村舎太刀

三四五一

錦包太刀

三四五一

皮覆太刀

三四五二

卷太刀

三四五二

絲卷太刀

三四五二

左卷劔

三四五三

柄裝束太刀

三四五三

鳥頭太刀

三四五三

劔頭太刀

三四五三

鬘斗付太刀

三四五四

太刀一口

三四五四

一柄

三四五四

一腰

三四五四

一佩

三四五四

一振

三四五四

第二百七十九册刀劔部十二

刀古訓子小刀

三四五五

護刀

三四六一

紐小刀	三四六三
ヒシ刀	三四六四
腰刀	三四六四
大腰刀	三四六八
腰物	三四六八
腰差	三四七一
第二百八十册刀劔部十三	
脇刀	三四七一
脇物	三四七二
脇差刀	三四七二
脇差	三四七二
脇差太刀	三四七五
熨斗付脇差	三四七五
大脇差	三四七五
小脇差	三四七六
陣脇差	三四七七
懷脇差	三四七七
指副	三四七七
懷刀	三四七七
懷劔	三四七八

隱劔	三四七九
チイサ刀	三四七九
大刀	三四八〇
長刀	三四八一
短刀 <small>訓讀又</small>	三四八二
大短刀	三四八三
鎧通	三四八三
九寸五分	三四八四
一尺三寸	三四八四
サスカ	三四八五
刺刀	三四八五
馬手差	三四八六
合口	三四八六
刃引	三四八六
鐵櫛	三四八七
竹刀	三四八七
竹刀竹切	三四八八
第二百八十一册刀劔部十四	
金作刀	三四八八
金作腰刀	三四八九

金作脇差	三四八九
金刀	三四八九
黃金物刀	三四九〇
銀作刀 <small>今无</small>	三四九〇
白刀	三四九〇
白覆輪刀	三四九一
梅花皮刀	三四九一
金打鑄刀	三四九一
御物作腰物	三四九一
菊作刀	三四九一
獅子作腰物	三四九一
黒作刀	三四九一
熨斗付刀	三四九一
金熨斗付腰刀	三四九一
銀熨斗付刀脇差	三四九一
裏熨斗付刀	三四九三
鉸鞘腰物	三四九三
蒔繪鞘刀	三四九三
梨地刀	三四九三
沃懸地刀	三四九三

赤木柄刀	三四九三
赤柄刀	三四九四
樺皮拉刀	三四九四
聖柄刀	三四九四
聖柄腰刀	三四九五
聖刀	三四九五
第二百八十二册刀劔部十五	
鞘卷	三四九六
マチサヤ卷	三四九八
小鞘卷	三四九八
都豆良佐波麻岐	三四九八
白鞘卷	三四九九
黒鞘卷	三四九九
黒漆鞘卷	三五〇〇
赤鞘卷	三五〇一
海老作鞘卷	三五〇一
海老鞘卷	三五〇一
木鞘卷	三五〇一
唐木鞘卷	三五〇一
熨斗付鞘卷	三五〇二

第二百八十三册刀劔部十六

車刀	三五〇二
艦刀	三五〇三
首揆刀 <small>以下三義</small>	三五〇三
首切	三五〇三
首取	三五〇三
腹切刀	三五〇三
打刀 <small>以下三物</small>	三五〇四
鐔刀	三五〇七
引提	三五〇八
小打刀	三五〇八
御物作打刀	三五〇八
刀脇差	三五〇八
腰物	三五一〇
兩腰	三五一一
諸腰	三五一一
大小	三五一一
木太刀	三五一一
木刀	三五一二
撓	三五一四

第二百八十四册刀劔部十七

鎧刀	三五一四
燒太刀	三五一四
身	三五一四
古身	三五一五
新身	三五一五
地膚	三五一五
長 <small>今无</small>	三五一五
幅	三五一五
ハタ平	三五一五
タヒラ廣	三五一五
タヒラ狹	三五一五
重 <small>今无</small>	三五一五
及	三五一六
諸及	三五一七
片及	三五一七
蛤及	三五一七
丸及	三五一七
ネタハ	三五一七
直及	三五一七

ノタレ及	三五一七
亂及	三五一七
直面及	三五一七
鐔本	三五一八
マチ <small>今无</small>	三五一八
峯 <small>以下二名一所</small>	三五一八
棟	三五一八
丸棟 <small>今无</small>	三五一八
三棟 <small>今无</small>	三五一九
庵棟 <small>今无</small>	三五一九
加度	三五一九
鎬	三五一九
貝鎬	三五一九
樋	三五二〇
劔樋	三五二〇
キリ物 <small>今无</small>	三五二〇
彫物 <small>今无</small>	三五二〇
鋒	三五二〇
帽子	三五二一
鯨尾	三五二一

菖蒲作	三五二一
鎬作	三五二一
平作	三五二一
高衝	三五二一
冠落	三五二二
鶺鴒作	三五二二
鶺鴒作	三五二二
切及	三五二二
反	三五二二
込	三五二二
中込	三五二二
中心 <small>以上三所</small>	三五二二
銘	三五二三
御所燒	三五二四
奈良刀	三五二四
備前刀	三五二四
世良田刀	三五二四

武家名目抄稿第二百七十六册

稿檢校保己一編

刀劍部九

○劔

名目抄云劔太刀節會及御禊行幸供奉公卿臨時祭使者著之劔太刀裝束號赤滑是サレナメシノコトナリ

日本後紀云弘仁六年冬十月壬戌勅五位已上聽恒服劔刀六位以下不得以金銀爲飾

西宮記云人々劔東宮及參議已上節會時著之

江家次第云元日節會公卿有文玉帶劔金魚袋平緒靴第一大

臣著有文玉帶是尋常之時有文玉上著時繪劔而節會日著劔其魚袋付右第二石云々

百練抄云養和元年正月一日武官公卿或帶弓箭或垂纒帶劔太刀

明月記云建久七年四月廿四日巳時向使立所(中略)使入二仙華門一脱レ沓昇長橋著座凡取劔裝束平緒北面顯

助無智秘抄云小朝拜元上達部ハ有文ノ帶金魚袋ヲツク劔

劔ヲハクカサタチノ裝束アカナメシニタンノ平緒コンチノヒラヲキラハス可用之アヲナメシノ裝束ニハタンノヒラヲハモチキス

劔抄云劔四節會大嘗會御禊賀茂祭使節用此劔近代多用代如法劔御禊行幸節下大臣帶之云々康治御禊宇治丞相帶之如法劔故師頼卿師光元服之時授之每見此劔涙難禁之由被記故堀川左府劔云々劔裝束革多赤滑而建久三正一院拜禮有藍革裝束并青革滑等云々嘉禎二十九年御佛名次或公卿有紫滑裝束云々又曰古物劔大略木地云々武器圖說云劔抄ノ一本ニ

後照念院殿裝束抄云劔事知足院殿仰云節會時帶之或用代但大節會白馬并御禊行幸之時不用代云々永治槐記云如法劔必用赤滑革足緒
西三條裝束抄云劔詣ノ節會内宴御禊行幸ナトニ公卿是ヲ帶ス如法ノ劔近代不及見也仍テ其樣委曲記シカタシ裝束ハ紫滑藍革ナト見エタリ精ハ大略木地ノヨシシルセリ安元二年三月四日太上天皇ノ御賀ニ松殿關白紫樓地ノ金作ノ螺鈿ノ劔ヲ帶ス精ハ上下ニ水精ノ伏龍アリ目ノ内ニ玉ヲ入ラル是劔歟ノヨシ月輪殿記ニ見エタリ
園大曆云康永三年正月一日尋常劔之内ニ如法劔トテ

刀劍部九

三千四百二十三

可レ帶_三時繪_二云々仁平元正三或秘記曰今日余及兼長卿螺
劔太刀有文帶師長朝臣時繪劔丸柄帶_レ恐按保元仁平記
相_二叶仁安御記情_一歎事由卿相帶_レ之依_レ有_二一宮大櫻疑_一
也殿上人誠無_二其益_一歎

後照念院殿裝束抄云螺劔事行幸之時用_レ之九條殿流正
月二日用_レ之_レ執柄時節會或用_レ之_レ片節會時諸卿用_レ之_レ此
外猶有_二著用事等_一

桃花葉葉云螺劔長劔_{地は沈地紫}行幸公卿以下著_レ之節會日
諸衛將佐用_レ之又節會日執政人號_二代之代用_レ之_一故殿川給恩
御堂御流元三之間帶_二螺劔_一但於_レ殿上人者用_二時繪_一也

西三條裝束抄云九條右丞相ノ日列見定考ハ是宮中ノ大事
也公卿以下螺劔可_レ帶云々其様地ハ沈地紫檀地等ナリ
木地ニ金貝ヲ摺ル物ナリ

按、細ハ金華ともいひて今俗に切金といふものなりそ
れを伏て塗りたるさまの田字に似たれば細とはいふに
や正韻に陷昨曰_二螺劔_一とみえたれば貝を金華のことく
切て塗こめたる事にて貝と金花とをましへたるをいふ
にはあらず異國にては細をもととして貝もてまねひた
るを螺劔といふ皇朝にては貝をもととして金もてまね
ひたるを金貝といふ西三條裝束抄に木地に金貝を摺る

傍抄云_首螺劔劔様々嘉禎元二十九年御佛名次或人語曰
在近衛前關白家花橘螺劔殊勝云々沈地檀半玉以_レ金付_レ
之葉青瑠璃花銀是又紛失

後照念院殿裝束抄云衣笠命云沈地檀橋御劔事京極大殿實
金葉青瑠璃花銀是又紛失

西三條裝束抄云康曆元年七月廿五日鹿苑院准后大將拜賀
ノ時沈地螺劔ヲ用ラル永享二年七月廿五日普光院將軍
大將拜賀ニ沈地螺劔ヲ用ラル康正三年七月廿五日慈照
院准后大將拜賀ニ同劔ヲ被_レ用也

義政公大將御拜賀記云御裝束色目如_レ恒御冠御劔_{沈地}
御平緒_紫御帶_{右文}御方御槍扇

○沈地金作螺劔
傍抄云_首嘉禎三三三臨時客左府被_レ帶_二沈地鸚鵡金作螺
劔_一

○紫檀地螺劔
傍抄云_首保延二正廿一母屋大饗宇治左府紫檀地螺劔
水精柄

玉海云_{安元二年三}此日公家被_レ奉_レ賀_二太上法皇五十寶算_一
今日參入公卿左大臣打下重紫檀螺劔紺地平緒
又云_{同年十月}最勝金剛院供養辰四點著_二束帶_一紫檀螺劔

ものなりとしるされたれと明月記に螺劔細太刀等とあ
れば青貝摺しもある事知るへし<sub>或云金の焼たるは色濃黄に
いひしなりといへと猶しからず類葉難要抄に時繪の所には金幾兩とし
るしたれと螺劔の所にはそのことなく且其料足も金を用ひしに似ざる
や且裝束圖式に螺劔の孔雀鸚鵡等の文螺劔金貝にて
摺なりとみえたれば金貝而已にて摺る物といふは正し
く誤なるへし</sub>

○螺劔金作劔
江家次第云_{關白賀}尅限公卿以下參入主人束帶_{紫檀螺劔}出著
御座次公卿以下著座訖

○木地螺劔
名目抄云木地螺劔尋常之行幸及無_二止事_一時用_レ之
物具裝束抄云螺劔細劔木地公卿行幸日若列見定考之日用
之_レ殿上人節會日用_レ之

桃花葉葉云木地螺劔_{沈地或}行幸時帶_レ之
按、木地螺劔といふは時繪地の螺劔に對へたるめいも
くなり

○沈地螺劔
玉海云_{安元二年三}此日公家被_レ奉_レ賀_二太上法皇五十寶算_一
今日參入公卿内大臣裏歎冬浮文下重文宮形白浮文表袴沈
地螺劔劔有極紺紺地平緒

紫綾平緒菊織物下襲面蘇芳龜甲裏青打
西三條裝束抄云嘉禎三年正月三日光明峰寺攝政ノ臨時客
ニ普光園院_{守時右}紫檀地ノ螺劔水精ノ柄ノ劔ヲ用ユ

○金作紫檀地螺劔
傍抄云_首永久三三二朝親新大納言_{法性寺}帶_二金作紫檀地
鸚鵡螺劔_{保安三朝親殿下}金作紫檀地螺劔

西三條裝束抄云仁平二年正月廿六日大饗ニ宇治ノ左府金
作ノ紫檀地螺劔ヲ用ユ文鸚鵡唐草綠螺劔伏輪アリ柄瑠
璃ナリ

○紫檀地村螺劔
傍抄云康平三三三土御曰齋院入_{紫野}新大納言_{實勤}
仕前駈_{紫檀地村螺劔中}鸚鵡飛艇柄殿下仰曰騎馬之時不_レ
用_二水精瑠璃_一者也云々仍今日用_二此劔_一

○金作沃懸地螺劔
西三條裝束抄云仁平元年八月十日宇治左府春日詣蠻繪ヲ
時鸚鵡ノ螺劔劔同十一日金作ノ沃懸地ノ螺劔劔ヲ用ユ

按、沃懸の本字は沃金にて伊加計と訓す金器之文飾に
金銀錫等の類を湧して流し懸けたるをいふそれをまね
ひて鞘地に金銀粉を漆にてはきかけたるを沃懸地とい
ふなり<sub>今も鍋蓋などをそくくる者を懸懸師といひ
漆器に金銀粉りたるを伊加計といふなり</sub>

○蒔繪螺鈿

名目抄云蒔繪螺鈿大刀遠所行幸用之

傍抄云螺鈿拜賀用此劍事永久二二九內大臣拜賀蒔繪螺鈿劍久安五八廿五三位中將長慶申或祕記曰用金劍時繪螺鈿平緒紫帶右文仁平三十二廿七中納言中將長慶申蒔繪螺鈿劍有文帶口按公卿之後拜賀用螺鈿劍有文帶一歟

又云保延四十一廿二字治左府著座蒔繪螺鈿劍有文帶明月記云建久七年四月廿四日巳時向使出立所中略次立御幣案有宮御禊頭亮陪膳權大進兼時役送使權大進右衛門權佐宗方著座紫綵平緒蒔繪螺鈿長劍付魚袋御禊了取御幣云々

園大曆云康永三年正月朔日只常ノ劍ノ内ニ裝束ノ所如法傍之玉居ナトシタル也其外蒔繪螺鈿伏輪近來見之云々後照念院殿裝束抄云蒔繪螺鈿劍事遠所行幸雨日行幸公卿以後拜賀等用之正月二日九條殿流用之遠所行幸時用蒔繪螺鈿劍事衣笠命云木地ハ令損之故也襲行幸ナトニハ蒔繪劍ニ紙ニテ貝ノ様ニ文ヲ押也物具裝束抄云蒔繪螺鈿劍宿老公卿殿上人行幸之時用之但近來公卿殿上人常用之

松亞記云貞和五年十一月廿九日晴今夜爲御方遠行幸持

○小螺鈿劍

小右記云永觀三年正月五日庚戌冷泉院二三四親王被詣飛女一宮會主上被遣小螺鈿細劍御手本二卷高麗笛一管各三畏親王所也

○カフ螺鈿劍

後照念院殿裝束抄云カフ螺鈿事衣笠命云文具ナルニフチヲ金ニテモ何ニテモ入タル也仰云摺貝ハタ、金ヲホソクフセタル也刷日著之

按、カフ螺鈿といふ義未詳伊勢丈山か見たる本にはカハ螺鈿と有しにや其武器考證にカハのハは誤也ワに改へしカハ國語ワは輪也國輪を略してカワといふ的のカヲ桶のカワなといふも同意也といひたるはいかゝ有へき猶可考

○樋螺鈿劍

名目抄云樋螺鈿太刀蒔繪與螺鈿通用最上之物也云々江家次第云相模召今日公卿以下皆用無文九柄帶蒔繪劍但入道殿子孫者用螺鈿劍有文帶但螺鈿用小右記云長和二年正月十日壬寅今日青宮被觀母后御后批把諸卿著樋螺鈿劍隱文帶著靴五年正月二日丁未大納言公任著有文帶樋螺鈿劍舊年送消息云左相府云二日

明院殿兼日領狀之間度々催促仍亥尅計著裝束參内巡方檢螺鈿劍馬副四人會人二馬按捺紺地平緒僕人小雜色六人紫綵

世俗淺深秘抄云衛府輩遠所行幸時用蒔繪螺鈿劍大將多如此於非參議將者未其例分明然而不可有難歟沃懸地子摺貝劍不用也如左右衛門權佐用之是文ヲ蒔テ同摺貝劍用之也

桃華葉云蒔繪螺鈿太刀ハ拜賀ノ日又染裝束ノ時用之西三條裝束抄云蒔繪螺鈿劍遠所ノ行幸ニ公卿是ヲ帶ス又拜賀ノ日必此劍ナリ或記ニ此劍ヲ螺鈿ト蒔繪ト通用ノヨシ思輩アリ僻事ナリ蒔繪螺鈿劍將軍家拜賀ニ此劍ノ例建武元年十一月十九日等持院將軍參議拜賀ノ時蒔繪螺鈿ノ劍帶セラル長祿三年慈照院准后左大臣ノ拜賀ニ同ク蒔繪螺鈿劍ヲ帶セラルナリ攝家元永二年知足院攝政内大臣ノ拜賀ニ蒔繪地鸚鵡螺鈿劍ヲ用ラル

○金作蒔繪螺鈿劍

傍抄云保延二十二二十三字治左府守時内慶申金作堀物蒔繪螺鈿劍

○蒔繪螺鈿金作劍

傍抄云保延二十二九任大臣蒔繪螺鈿孔金作劍大殿紫綵平緒

用螺鈿劍者雖不然之事依彼命可著歟者无二宮大襲之時專不用隱文帶螺鈿劍者也大納言存此由二年來不著而依相府命所用也者大謬言也今日多用樋螺鈿劍失舊跡了

助無智秘抄云樋螺鈿ノ劍棟樑平緒モチツレハ事カケストソマウスヒラテンノタチトハヒヲスキテンノナカニカヒヲスリタルナリセキエイルヘキトコロニモ用トソ

佈抄云樋螺鈿者普通之樣蒔繪中ニ摺貝也或說稱樋螺鈿者有樋螺鈿也云々此事不得其意蒔繪螺鈿依有螺鈿通用一歟螺鈿有樋者何有通用之詮哉如何先年隱岐院御逆修御佛事日予通爲三位中將用樋螺鈿劍樋螺鈿皇仰曰樋螺鈿通用物歟云々仍人々閉口之由後日聞之

又云唐乘唐鞍時不用樋螺鈿事嘉保二四十七江記曰美作守自此亭出立劍右兵衛督借之樋螺鈿水精甲也御袂前駝者用樋螺鈿一歟乘唐鞍時一向不用樋螺鈿物具裝束抄云樋螺鈿劍計摺貝也前官大臣常用之桃華葉云樋螺鈿劍蒔繪ト螺鈿ト通用劍之由見峰殿御記又金樋ハ過差ノ儀也行幸公卿著用之西三條裝束抄云樋螺鈿劍帶スル儀蒔繪ト螺鈿ト通用ノ劍

ノヨシ峰殿下ノ記ニ見エタリ(中略)通用ノ劔トハ鞘ハ蒔繪ニシテ種ノ中ヲ螺鈿ニスルナリ應永十五年四月廿五日福照院關白ノ記ニ種螺鈿トハ種ノ中ニ螺鈿ヲスル鞘ハ蒔繪ナリ是通用ノ物ト記セリ或記ニ種ノアル螺鈿ノ劔ヲ種螺鈿ト存スル輩アリ誤タル説ト云云其様或ハ金銀ノ種或ハ瑠璃水精ノ種ニ或ハ唐草ナトイロイロノ文ヲ種ノ中ニ摺ナリ

○紫檀地水精種金作劔

玉海云 文治三年正月三日記 是日家臨時客也未刻余著東帶梅織物下襲面白蕙蘇芳也浮文表袴紅打拍紫檀地水精地種金作劔件種底以綠青透浪形上以金魚形付之紺地平緒種鷲柳樹等

○紫檀地螺鈿金銀種劔

人車記云保元三年正月十日朝現行幸右大臣殿御裝束如常水精柄沉紫檀地孔雀螺鈿金銀種御劔

○金種蒔繪螺鈿劔

玉海云 治承元年十二月十七日記 此日太上法皇遠華法院內立五重之塔婆設一日之齋會(中略)余歸家著東帶色目如常金種蒔繪螺鈿紺地平緒

○黑裝金種劔

傍抄云有種劔事仁安二正賄弓右大將銀種劔今按考之

○川種劔

傍抄云稱川種劔者種中畫種々繪其上伏水精若瑠璃云々

○黑種劔

傍抄云嘉禎元二十九年御佛名次或公卿語曰京極大殿常被帶有黑種劔一件劔銀細種上下渡之中黑地蒔繪所々唐草上下沃懸地云々種寄上方度之古人不執蒔繪劔執螺鈿劔云々此劔有二一腰傳在花園院云々

後照念院殿裝束抄云京極大殿黑種劔事一ハ在花園院櫛皮ノ裝束也一ハ入道殿ノ御時紛失

○蒔繪劔

名目抄云蒔繪細劔常用之物無文丸柄帶必用之
小右記云長和三年四月九日亥刻主上移幸子時中宮行啓云資平從内告送云先有行幸相續宮々可出給者方歸來云諸卿候雲上者仍參殿上於殿上口帶弓箭夜帶蒔繪劔用無文帶又今般行等不可用例作法歟因殿院御時內蓋燒亡時自或曾同幸河院之日故三條太政大臣爲右大臣著白重下腰帶平腰劔今日諸卿帶種螺鈿劔若丸柄有之帶歟不檢見

江家次第云 大臣大 公卿隱文帶螺鈿劔非參議三位無文玉

蒔繪劔

山槐記云治承三年三月二十四日壬午今日石清水臨時祭也(中略)使右少將隆房朝臣關腋袍巡方帶黑裝金種劔紫綾平緒

○沈地銀種螺鈿劔

玉海云 安元二年三月六日記 今日御賀後宴午刻著東帶打下重堅文表袴沈地銀種螺鈿劔紫綾平緒云々

○沈地金作金種螺鈿劔

玉海云 安元二年三月六日記 今日御賀後宴參入公卿關白堅文織物柳下重打堅文表袴沈地金作金種螺鈿劔紫綾平緒

○蒔繪種劔

物具裝束抄云蒔繪細劔或有銀種若人用之蒔繪種者雖老年人用之公卿并殿上人常用之

西三條裝束抄云蒔繪劔 將軍家有種劔ノ例應永二十三年四月廿日內大臣 石清水八幡宮臨時ノ祭ノ日種アル蒔繪ノ蒔ヲ用ラル

○金作蒔繪種劔

西三條裝束抄云保安四年三月廿九日臨時ノ祭ニ攝政金作ノ蒔繪ノ種ノ劔ヲ帶ス瑠璃柄也或記ニ騎馬ノ時瑠璃水精ノ柄ヲ用サル事ト見エタリ

○銀種劔

平治物語云内裏にはくきやふせんきともよほされけるくわんしゆふしのさゑもんのかみみつよりのさやふこのほとは信賴卿の過分なりとてふさんにておほしけるか參内してうけたまはらんとてことにあさやかにしやうそくひきつろひまきゑのほそ太刀はき給ひめこのこのかつらのうまのせふのりよしにはたにはらまきせてさうしきのしやうそくをさせしせんの事もあらは人てにかくななんちかてにかけてみつよりかくひをはいそきとれとて御身ちかく置き云々

源平盛衰記云 中宮御 小松大臣ハ蒔繪ノ細木刀鴨尻ニハキ玉ヒ金銀九十九文御枕ノ上ニオキテ天ヲ以テ父トシ地ヲ以テ母トスト祈リ奉リケリ

二條殿裝束抄云治承元年十二月二日良通拜賀帶唐草蒔繪此劔御堂關白御物也拜賀之時必帶之

明月記云建曆元年十月七日今日内府拜賀云々(中略)大納言師經 蒔繪劔 二年四月十八日入夜光家來問去年垣下事參入人々用九柄蒔繪劔之由語也

次將裝束抄云元二三日縫腋袍蒔繪細劔九柄帶御齋會内論議季御讀經仁王會灌佛最勝講臨時御讀經等出居蒔繪細劔九柄帶

増鏡云村時雨その日は大納言も大塔の前の座主もうるはしきものゝふすかたに出たせ給ふ卯花おとしの鏝にくはかたのかふとたてまつりて大矢おひてそおはする妙法院の宮はすゝしの御衣の下にもえきの御腹巻とかやき給へり大納言はからの香染のうすものゝかりきぬにけちえんにあかきはらまきをすかしてさすかにまきゑの細太刀をそはき給ひける

助無智秘抄云三日臨時客上達部モ近衛司モ蒔繪細劔ナリタ、シ一ノ人ノトノハラハラテンノ劔ヲ二三日トモニモチキラルタ、ノ人ハ蒔繪劔ナリ

松亞記云貞和五年十一月十五日晴今日吉田祭分配上卿一條中納言中將丙穢氣俄出來仍及違亂之由被仰下之間申領狀了仍未刻著裝束時繪細劔駕毛車參社頭云々後恩味記云應安三年正月十三日三條大納言實音送狀云出仕之人用蒔繪劔無文帶之條可爲何様哉若有准據之例者可蒔繪劔如何云々答云節會日冠帶之人用傍劔魚袋之條凡理勿論然而節會日御幸行啓體事用蒔繪劔無文帶之條先規候之様覺悟者也就之本所許光臨蒔繪劔無文帶不付魚袋之段不可有后難歟者此狀勘付遣之不正案之間委所注也後日引見之處承久三年正月一

按、蒔繪は即ち蒔繪劔の事にや平塵蒔海部白蒔などもいへは繪をは略してもいふなるへし

○平塵劔

小右記云長和二年正月十日壬寅今日青宮被觀_レ母后(中略)右大臣前行左大臣内大臣已下候御後内大臣著平塵劔無文帶
桃華藥葉云蒔繪劔號平塵劔尋常著用之蒔繪細劔同事也

西三條裝束抄云蒔繪劔是ヲ平塵ノ劔ト號ス尋常著用ノ物也拜賀行幸弓場始御讀經ナトニモ帶スルナリ治承元年十二月二日中將良通拜賀唐草蒔繪劔ヲ帶ス此劔御堂殿ノ御物也拜賀ノ時必是ヲ帶スルヨシ月輪殿下ノ記ニミエタリ

野宮定基卿ノ説ニ曰古人蒔繪劔ハ沃懸地ノフンヌリナレハ是ハアラフンナト云テ金ヲ粉ニシテ蒔クニヘ平塵ノ名出來歟(武器考)
貞丈按平塵地ト云ハ薄塵地ト云ト同様ナルヘキ歟沃懸地ト云ハ一面ニ金粉ニテヌリタルヲ云今世ヌリ梨子ト云フニ同シ薄塵地ト云ハ薄梨子ニテウスラカニ金粉ヲ蒔タルナリ(同上)

日禪太記云御幸始可爲蒔繪劔而著改依有煩帶蒔繪劔云々

太平記云天龍寺此上ハ武家ノ沙汰トシテ當日ノ供養ヲハ執行ヒ翌日ニ御幸可_レ有トテ同八月二十九日將軍并左兵衛督路次ノ行粧ヲ調テ天龍寺へ被參詣ケリ(中略)其次ニ參議正三位兼行左兵衛督源朝臣直義卷櫻老懸蒔繪ノ細太刀帶テ小八葉ノ車ニ乗レリ

後照念院殿裝束抄云蒔繪劔事常公事每度用_レ之有極劔同前但劔刷日可_レ著也於紫宸殿被_レ行_レ即位之時執柄用蒔繪
桃花藥葉云蒔繪太刀尋常之を用ゆ

○蒔繪壺細劔

劔壺渡御記云元弘元年十月六日今日劔壺自六波羅亭可有渡御禁中(中略)行列先行事右少辨房光次參議左兵衛督光顯朝臣次上卿堀川大納言右中將實繼朝臣卷櫻蒔繪劔

○蒔繪

按、この劔他書に一覽なし誤寫ならんもしるへからす源平盛衰記云法皇自天台義仲ハ赤地錦ノ直垂ニヌリコメノ箭負ヒテ蒔繪ヲハケリ

按、この太刀を比良知利の太刀と呼び又比良知牟の太刀ともいふにやそは上下の語勢に引れて利は牟のことくいひなされし也知りの足りぬの知んぬの足んぬとなるの例塵の字音をいふにあらず金粉銀粉を漆にはきたるを塵地といふ塵埃の物に居たるに似たればなるへし其至りて濃きを平塵といふ比良は比多にて一面の義なりその淡きものを薄塵地といふ今は梨實膚に似たればとて是を梨子といふにや

○平塵蒔太刀

吾妻鏡云承久元年正月廿七日戊子今日將軍家右大臣爲拜賀_レ御參鶴岡八幡宮云々檢非違使太夫判官景廉東帶蒔太刀舍人一人耶等四人調度懸小舍人五人一人看管長二人火長二人緋色六人放免五人
按、これこまやかなる塵地のうへに繪を蒔たる鞘の太刀なり

○薄塵地劔

傍抄云塵地心裏服用此劔云々承保元十廿六土御曰著心裏服上東門院帶薄塵地無文紫裝束紺地無文平緒
○沃懸地劔
名目抄云沃懸地太刀大理用之蒔繪太刀御出行始沃懸地

傍抄云沃懸地劔宿老之人檢非違使別當等用之但中院大

理問答抄詩繪沃懸地共有加點_二彼是可_レ用歟但用_二遠文詩繪_一云々仁平元五廿四最勝講太政大臣帶沃懸地劔同四三卅大理出行始著_レ劔沃懸地_一建久元故殿大理御出行始沃懸地劔

深窓秘抄云劔太刀木地螺鈿詩繪ラテン種ラテン詩繪細太刀ラテンノ野劔詩繪野太刀黒漆太刀_六沃懸地太刀沈地螺劔

○金作沃懸地劔

傍抄云_首保延四二三春日祭上卿宇治丞相金作沃懸地劔_{孔雀劔}

○散物太刀

御禊行幸服飾部類云_{壽永元}攝政殿令_二參内_一給御裝束如_レ常(中略)隨身内舍人二人卷纏冠老懸蘇芳楊衣顯文紗白狩袴紅打袖同色單衣熊行騰散物劔_{裝束}云々元暦元信範記云次内舍人蘇芳楊白狩袴紅打衣單衣卷纏冠散物太刀_{裝束}云

○葦手劔

傍抄云葦手劔執柄家被_レ用_二吉事_一事寬德三三十三土御曰從_レ殿賜_二葦手劔平緒_一二筋明後日侍從拜賀料也保延二十二字治丞相參_二結政_一詩繪劔_{葦手劔御堂御物云}兼宣旨日所_レ帶也保安四三十一

皂綾位禊烏油腰帶烏裝横刀

延喜兵庫式云凡二季大被横刀八口_{金裝二口}

延喜木工式云供神料烏裝太刀_{長二尺三寸}廣_一一寸五分料鐵四斤長功二十

人_{工十五人}中功二十三人_{工十七人}短功二十六人_{工十九人}

觀世音寺資財帳云無實太刀位柄延喜十七年交替定一柄有

緒長三尺以_レ金飾三柄并黒作一柄長三尺六分一柄長三尺

八寸一柄長三尺

御禊行幸服飾部類云_{天仁元次}判官深緑闕腋袍躰躰半比著

靴黒造劔倭鞍結唐尾無_レ他飾馬從二人

管見記云保安四年御禊行幸次第司記云次第司判官主典各

深緑闕腋表衣柳打半臂下襲黒造劔云々

大内義隆記云判官座敷ラント立黒革威ノ腹卷ニツホ袖

ヲエヒツケ黒頭ニ御幣タテタル甲ヲ著二尺一寸候シ刀ヲ

上ニ横タヘテ三尺一寸ノ黒作ノ太刀ヲハキ七所藤ノ弓ニ

烏毛冑ヲ付云々

鴨鷲合戰物語云ヨセテノ大將眞黒ニ原ノ大鏡黒川毛ナル

同毛ノ冑ニ黒作ノ太刀ヲハキ

○上堅抄云太刀は黒つくり金にはあか_レね但ぬり金子も

不_レ苦御供古實云大かたひらにて出仕之時は中間先へ左右につ

新關白令賜_二隨身之後申_レ慶射懸地詩繪細劔葦手也玉海云_{壽永元年十月廿日}此日中將拜賀也(中略)申刻著_二裝束_一帶色目如_レ常葦手詩繪劔

明月記云嘉祿二年正月一日未一點頭中將光臨新年之面目餘_レ身闕腋巡方_{蘇羅半臂縮線綾袴螺鈿劔}有_{大將}紫綵平緒隨身四人紅梅袴_{色頗濃}瀧口二人_{一鷹武村}牛童花田_{衣可_三早參_三}關白殿之由示合鷄鳴之後參内云々

後照念院殿裝束抄云仰云葦手平緒ハ紺地也縹者鷹司殿御北政_自令_レ縫給云々或説令_レ付_二裏給云々葦手劔一具物也著陣之時多用_レ之

按、葦手は螺鈿詩繪之文にて葦形の轉語にや和歌などを斜行に書たるを葦手書といふも葦の葉のさまに似たればなるへし翹器の錦手_{錦の様を學ひ粉へ}物の本手_{眞様なていふ}なり又海手油手山の手衣服器械の一たひ用を経たるを古手_{ふるたへなり}といふ_{と衣服に限りたる言なり}といふた_{くひの手は方なり}方と形と義はおなしからねと加太といふ語の轉りて氏となるは一例なりともいふべきにや

○烏裝横刀

衣服令云衛府督佐并皂羅頭巾(中略)其志以上并皂羅頭巾

かいて大名は十人被_二召仕_一候御内仁は御供の時六人あかき直垂にてねり候此時も太刀は黒作にて候一振可_レ被_レ持候六人の中間の内一人持へし

按、和名抄銀装を之路加彌都久利とよめれば黒装黒作とも久路都久利と讀へし略しては黒太刀といふ又黒染太刀黒塗太刀といふも皆同じものなり

○黒太刀

將軍義教公元服記云仙洞ヨリ御劔_{白禁裏ヨリ}同被_レ進_レ之時房卿私禮義ニ一腰_黒重而持_二參御前_一常徳院殿御髮置次第云御袴著於_二常御所_一御直垂_{御地白裏は}な_かを_めす御所さま御腰を結ま_らせ_らる進物御太刀_黒

腹卷_黒五重_黒杉原

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲御元服當日十二月十九日(中略)高保黒太刀持テ出定頼ニ被_レ下板上ニテ被_レ請

取_二退出_一

義輝將軍御元服記云二條殿モ御成義景管領之役被_レ勤_レ之時ノ進物砂金袋征矢白太刀黒太刀

諸大名衆御成被_レ申入記云於_二會所_一進物ノ事初獻ニ黒太刀

進上必亭主持參候

澤巽阿彌覺書云正月朔日御出仕御ウツ打ナク御小袖御拜

領織物也御中間エホシ上下ナリ御黒太刀被_レ持候

宗五大壁紙云もたせ候太刀は黒太刀にてさやぬりおとしつかさめをかけて黒くぬるかなこゑやくとふにてうけほりけほりなのこたるへし目貫我家の紋をやきつけにすへし帯取しようふ草足あいつもかもまかす是を黒太刀と云うてぬき入へからす

御供古寶云同時打刀を小者に持さる不_レ苦候つは刀の事色繪たるも不_レ苦候太刀黒太刀たるへし黒作と申はつはもぬりつは金具はしやくとうにて候又ぬりかなくにても鞘もぬりさや柄は常のことく絞にて候おひとりしはしようふ皮をた_レみ候て仕候縁にても皮にても巻きて候是を黒太刀といふ也

親元日記云正月四日去朔日節分雖_レ無_レ御成_レ於_レ御進物_{御劔}

○黒漆劔_{黒漆劔} 又音讀_{又音讀} 物具裝束抄云黒漆細劔諒開之時用_レ之

平家物語云_{山門御} 十郎くらんとゆきいへはこんちのにしきのひた_レれに黒糸おとしのよろひきてこくしつ_レのたちをはき廿四さしたるくろほろのやおひぬりこめとふのゆみわきにはさみかふとをはぬいてたかひもにかけかしこ

撰歴裝束抄云諒開東帯黒漆鞆銀裝細劔_{無文} 純色平緒

○黒造白革裝束劔_{以下三}

西宮記云_{東條} 冬遣_{喪者} 一周間服_{冬裝束} 夏時遣_{喪者} 又一周用_{夏裝束} 當朝元無_{夏冬衣} 依_{滋野相公} 起請_{夏冬更衣} 重服者猶依_{舊例} 一_歟 (中略) 黒造_劔 白革_{裝束} 赤沓

○黒漆白革裝束劔

傍抄云黒漆諒開帶_之 金具等拔替赤服劔具也裝束無文紫或藍革云々_{劔柄} 白佐女如_常 重服同黒鞆金物黒漆白革裝束柄黒佐女云々_{保元} 二十二二十八中山曰劔柄黒佐女鞆

黒漆金物黒漆白革裝束柄金物等塗_{墨用} 之督殿如_レ 此

○黒塗白傍太刀

三内口訣云黒漆白傍太刀凶事之時用_レ 之

○足白太刀

平家物語云_{あふき} 與_一 其頭はいまた廿ばかりのをのこなりかちにあかちのにしきをもちて多くひはたをていろへたるひた_レれにもえきにはひのよろひきてあししろの太刀をはき廿四さしたるきりふのやおひうすきりふにたかのはわりあはせてはきたりけるぬためのかふらをかさをさしそへたる

按、足とは太刀の鐔護通す所の金物をいふ只是のみを

まつて候ける

又云_{頼打論} 勢至坊は蒔繪の鍔こくしつ_の 太刀持て二尺つ_之 走出

又云_{六波羅} 清盛黒絲威鏡著黒塗太刀ヲ帶

判官物語云_{かみみの} ぶちさはの入道はかちんのひた_レれにくろ革おとしのよろひきてかふとのををしめこくしつ_の たちくまのかはのしりさや入ちや大なきなたをつるにつき夜半はかりに長者のもとに打入たり

義經記云_{列官吉野山} かちんの直垂(中略)四尺二寸ありける黒しつ_の 太刀かもめしりにはきなし

源平盛衰記云_{宇治合} 寺法師筒井ノ淨妙明春ト云者アリ自門他門ニユルサレタル悪僧ナリ橋ノ手ニソ向ケル明春今

日ハ事ヲ好テソ裝束タルシカマノ褐ノ冑直垂ニ紺ノ頭巾ニ黒絲威ノ大荒冑ノ一枚マセナル草摺長ニユリ下シ三

枚甲ノ緒ツヨクシメテ黒ヌリノ太刀ノ三尺五寸アルニネリツハ入テクマノカハノ尻サヤヲサス

太平記云_{陸奥朝白八} 悪源太此太刀ヲ給テナトカ心ノ勇マサラン洗皮ノ鍔ニ白星ノ甲ノ緒ヲ縮テ只今給リタル金作

リノ太刀ノ上ニ三尺八寸ノ黒塗ノ太刀帶副云々

○黒漆銀裝劔

白銀にして總體の金具を金又は赤銅などにてしたる太刀を足白の太刀といふにや

○無紋太刀

平家物語云_{むしん} さたよし少將に引出物せよとの給へはあかちのにしきの袋に入たる御太刀をもてまいりたりあはれこれはたうけにつたはれるこからすといふたちにはらんとうれしう思ひて見給ふ所にさはなくして大臣さうの時はいくむものたちなり

○黒革裝束太刀

名目抄云劔裝束有_{紫革} 又有_{藍革} 或者云黒革裝束未_聞 事也甲冑之時云_{黒革} 其革種姓同品雖_勿 太刀之時_{藍革} 不能_{左右}

武家名目抄稿第二百七十七册

堀檢校保己一編

刀劔部十

○螺鈿野劔

名目抄云螺鈿野劔節會行幸日次將用之公卿不用之

小右記云寬弘二年八月廿三日今日故花山院宮達御元服

(中略)加冠祿薄掛袴余起座退出乘車之間與_レ劔野劔

西三條裝束抄云螺鈿野劔近衛ノ次將外衛ノ佐等行幸ニ是

ヲ帶ス又春日等ノ遠所ノ行幸ニ公卿ノ大將次將ナト著用

ハ邂逅ノ事ナリ攝家一院ノ所爲ノヨシ後成恩記ニ見エタ

リ永長二年左大將_{知院}天永二年中納言ノ中將_{法性寺}承元

四年左大將_{光明寺}春日行幸ノ日此劔ヲ用ラル

玉海云_{安元二年三月四日記}此日公卿被_レ奉_レ賀_ニ太上法皇五十寶算

云々舞人裝束左廻塵綾關腋袍權櫻打下重同色打半臂濃蘇

芳打表袴螺鈿野劔紫綵平緒

明月記云建曆元年十月廿一日自_レ院有_レ召馳參(中略)關腋

袍巡方螺鈿野劔_{虎皮}

次將裝束抄云白馬節會日若預加階之人卷纏螺鈿野劔_付

始永享二年十一月九日普廣院將軍大將ノ直衣始康正二年

正月廿五日慈照院准后大將ノ直衣始文明十九年正月廿五

日常德院大將ノ直衣始等皆繪螺鈿ノ野劔ヲ帶ヒラレシ

也

○蒔繪野劔

名目抄云蒔繪野劔或號_ニ平鞘太刀_一或號_ニ毛拔形太刀_一或

號_ニ革緒太刀_一上下襲時令_レ持_レ之又殿上人束帶時依_レ事著_レ

之或用_ニ平緒_一或用_ニ革緒_一其間之儀能可_レ思慮也又鞆固非

常行幸等之時衛府公卿以下四五位直衣々冠束帶ニモ_レ

革緒_一用_レ之非_ニ武官_一者不_レ可_レ用_レ之

劔抄云保延四二廿四内裏燒亡自_レ東三條行幸白川殿_予

帶_ニ野劔_一_{革緒時}

次將裝束抄云春日祭使路頭衣冠之時出衣_{若著}深履_{或中}柏夾蒔

繪野劔_{虎皮}臨時祭使路頭_{於朱紫院}衣冠_{或出}半靴蒔繪野劔_弘

柏夾著_ニ衣冠布衣_一供奉之時蒔繪野劔_{相具}入_及刻限_著半

靴非_ニ殊晴者不_レ具_一隨身_於蒔時者相_ニ具布衣隨身朝夕

出仕不_レ論_ニ束帶直衣布衣_一令_レ持_ニ蒔繪野劔_一_{若不}禮_{殿上之}

物具裝束抄云蒔繪野劔大將直衣之時或用_レ之殿上人布衣

日帶_レ之或雖_ニ束帶_一如_ニ御幸_一帶_レ之

百練抄云永延二年四月廿三日齋王御禊攝政被_レ向_ニ左府棧

參内引陣之後立入_ニ關所_一懸_レ綵帶_{弓箭}不_レ胡_如立_ニ

叙列給_ニ位記_一拜舞畢退出云々行幸卷纏綾關腋袍巡方帶_ニ

螺鈿野劔_{五位入}

物具裝束抄云螺鈿野劔殿上人行幸日帶_レ之但花族壯年之

公卿春日行幸ナト_ニ用_レ之常事也

後照念院殿裝束抄云螺鈿野劔事行幸時四位將用_レ之五位

入_ニ尻鞘_一遠所行幸之時大將并公卿將或用_レ之

桃花葉葉云螺鈿野劔近來有_ニ毛拔形_一也將_レ佐行幸時用_レ之

又春日等遠所行幸公卿次將若大將等著_レ之攝家一流之所

爲也

○木地螺鈿野劔

劔抄云野劔蒔繪螺鈿可_レ用_ニ遠所_一事仁安二十廿三殿記曰

大納言_{久我}被_レ仰_ニ日蒔繪螺鈿劔遠所行幸可_レ用_ニ木地螺鈿_一

京中可_レ用者

○蒔繪螺鈿野劔

劔抄云公卿將遠所行幸之時著_ニ蒔繪螺鈿野劔_一木地次將行

幸之時多用_レ之而近代次將或用_ニ蒔繪螺鈿野劔_一云々且著

御禊_辨少時_{實難入道}用_ニ蒔繪螺鈿野劔_一云々定有_ニ其例_一歟

可_レ尋

西三條裝束抄云康曆二年正月廿日鹿苑院准后大將ノ直衣

敷院三四兩親王同渡御其儲不_レ可_レ數言_一各有_ニ贈物_一以_ニ

攝政所_帶之蒔繪野劔_被送_ニ左府_一

西三條裝束抄云蒔繪野劔大將ノ直衣始并御幸ノ供奉直衣

ヲ著_ル時是_ヲ帶_ス納言ノ直衣始_ニモ野劔ヲ用_ル例アリ又

直衣始_ニモ野劔ヲ用_ル例アリ又直衣々冠ノ時モ帶_ス布袴

ニモ是_ヲ帶_ス其樣毛拔形アリ平緒革緒時ニシタカ_レ凡野

劔ニナリテハ蒔繪螺鈿シヒテハ差別ナキト見エ侍_ル也將

軍家御劔ノ例建久元年十二月二日右大將_朝直衣始ノ時革

緒ノ野劔ヲ帶_ス

○海浦野劔

西三條裝束抄云文治四年正月廿七日月輪殿下氏ノ長者ノ

後初_テ春日ノ社_へ參詣ノ時衣冠_ニ海浦ノ野劔ヲ帶_ス先例

小狐ノ劔ヲ用_ユト云々同日内府_其二位中將_{後京極}同衣冠_ニ

野劔ヲ用_ユ

按、海浦を海部ともかくなり海邊の景色を蒔繪にした

るといへり

○平文野劔

左經記云寬仁元年十月二日丁卯參内可_レ覽_ニ神寶等_一之由

云々紫綾蓋一蓋_{四角在}平文野劔一腰_入赤漆_{御弓}一張

箭四筋平文_有鉢_{五寸鏡}一面_有平文_{平文}麻桶一口_平

文線柱一本

按、内宮長曆官符に玉纏太刀壹柄々長七寸用赤木二鞘長三尺六寸并黒漆打出金銀平文と見え奉公覺悟記にひやうもんといふは三色に染とりたるをいふ也とあるは衣服の平文をいひしなり

○銀長覆輪野劔

吾妻鏡云嘉禎元年六月廿九日新御堂安鎮辨僧正定家修之又被鑄直洪鏡云々辰尅懸鐘同時奉安置五大明王像於堂中已二點依可有明王院五大供養將軍家爲御參堂出御御殿帶(中略)加布施砂金百兩打敷野劔一腰銀預給在云々

○黒漆野劔

名目抄云黒漆太刀六位用之用毛拔形

明月記云建久三年四月八日今日始著亮闇布衣著座指貫持野劔持

○黒鞘野劔

小右記云寛弘二年二月十七日去夕左府隨身右近番長身人部保友於偉密門前被射放黒鞘野劔差國定朝臣奉都督

○平鞘太刀以下五名一似

事由則有勅答其後召御前退出之時被下平鞘御劔云々

宗五大雙紙云公方様御劔はいつれもさや袋に入(中略)又御ひらさやと申て御裝束の時もたせられ候御劔一段結構なる金作にて御座候しるされ候はす總していつれの公家も分さいほとひらさやをば御ほんそう候

布衣記云太刀は衛府の太刀五位の時平鞘をも用装袋をさす

按、蒔繪野劔を平鞘太刀といふことは足利家中頃よりの俗稱にや太平記には蒔繪平鞘太刀と見えたり

○蒔繪平鞘太刀

太平記云藤房卿藤房モ時ノ大理ニテ座スル上今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレハ御供ノ官人悉目ヲ驚カス程ニ出立シタリ(中略)大理ハ巻纒ノ老懸ニ赤裏ノ表ノ袴靴ノ脊ハイテ蒔繪ノ平鞘ノ太刀ヲ佩キアマノ面ノ羽付タル平胡蝶ノ籠ヲ負ヒ云々

三内口訣云本式の時布衣の侍平鞘の行平菊一文字の名作なり平鞘は遠地高蒔繪金白太刀名作也其蒔繪取也

○革緒劔

○毛拔形劔

名目抄云平鞘太刀裝束及緒者皆紫革有縫物

西三條裝束抄云平鞘劔上皇嬪ノ御幸ノ時御車ノ内ニ入ラル將軍家攝關以下公卿出行ノ時車ノ内ニ入テ下車ノ後ハ先驅ニモタシムル也帶スルコトナシ將軍家例寛正四年十一月二日慈照院准后等持寺八講ノ時永繼朝臣平鞘ノ御劔ヲ持ヨシ見エタリ

桃花葉云平鞘劔細々出行時入車中令持人不得帶之上皇御幸時被蒔繪野劔或號平鞘劔號毛拔形太刀或號革緒太刀之由載東山左府名目抄可尋之名目抄ノ文御所ニ引滿濟准后記云正長二年三月九日自御所被尋仰事今夜御元服之後内裏へ砂金百兩御馬一匹御劔一腰可被進上也(中略)恩意之趣御治世ノ院ニテ御座候間尤仙洞へ可被進但内裏へモ御劔御馬一匹可被進條可宜歟云々

又云正長二年九月廿二日室町殿御下向御行粧珍重候(中略)次御與候御隨身武俊持御劔御與右脇ニ走候

薩戒記云永享九年八月廿七日乙酉今朝以三條中納言實來十月可有御幸之由令奏聞給納言著直衣上括依參内飯參申勅答之趣内裏之儀先以左衛門督内侍申

吉部秘訓抄云七卷三十一依入道相國源所勞被行非常勅申刻許參内重常緒劔取如

西三條裝束抄云平鞘劔貞和二年十一月九日中園相國風雅集竟宴ノ日院參ノ時革緒ノ劔ヲ車ノ内ニ入下車ノ後前驅上首ニモタシムルヨシ日記ニ見エタリ其様常ノ蒔繪野劔ニ革緒ヲ付テ柄ニ毛拔形ノアルモノナリ則毛拔形ノ劔ト號ス或革緒ノ劔トモ號スル也

義貞記云小刀ハ長六寸中子三寸毛拔形ナルヘシ子細アルコト也口傳在也

○平劔

助無智秘抄云賀茂祭(中略)還日垣下藏人行事ナラヒニ二薦等ナリ裝束位袍黒半臂蘇芳下重浮文ノハカマ衛府勤仕ノトキハタチヲハクケヒキシハ平劔革緒長ハ細劔丸

按、平劔は即平鞘太刀なるへし

○七鞘太刀

日本書紀云神功皇五十二年秋九月丁卯朔丙子久氏等從千熊長彦詔之則獻七枝刀一口七子鏡一面及種々重寶

○二鞘

萬葉集大伴坂上郎女歌人事繁哉君乎二鞘之家乎隔而戀乍

將座

按、七枝刀傍訓な、へさやのたちとありて二鞘といふに相似たれと其物はともに詳ならず契沖か代匠記に二鞘は刀二つをさす鞘なり中に隔のあれば家をへたてとつつけたるなり神功紀に七枝刀といふは本は一にて末の七にわかれたる刀なるを七の鞘に納る故にな、つさやのたちといふにや一口といへる意然るへし

又七枝は履中紀に兩枝船をふたまたふねと訓るか如くな、またのたちと讀へきを義を以てな、つさやと訓たる也六帖刀の歌に逢ことのかたなさしたる七子のさやかに人の戀らる、哉又鞘の歌に七子のさやの口々つとひつ、我を刀にさして行なり護るにや二首共神功紀の七枝刀によりてよめるか又七子の鞘の口々と讀るうた神功紀によらずしてさるさやのあるたらは刀多くもたる人のさやふにて收置さけるなるへし更は二鞘もそれに准すへしといへり猶可考

○片蓋鞘太刀

續日本後紀云承和七年六月己酉正六位上菅原朝臣棍成等海中遇逆風漂著南海賊地相戰之時所得兵器五尺餘一枚蓋鞘橫佩一柄箭一隻云々

御邊ハ弓箭ノ道ノミナラス歌道ニサへ無雙ノ達者也ケリイナ引出物セントテ金作ノ圓鞘ノ太刀一振手ツカラ取出シテ藥師寺ニコソ引レケリ

又云山崎尾張守ハ元ヨリ氣早ノ若武者ナレハ今度ノ合戰人ノ耳目ヲ驚ス様ニシテ名ヲ揚ントスル者ヲト兼テ有増ノ事ナレハ其日ノ馬物ノ具笠符ニ至迄當リヲ輝カシテ被ニ出立ニタリ(中略)當家累代ノ重寶ニ鬼丸ト云ケル金作ノ圓鞘ノ太刀ニ三尺六寸ノ太刀ヲ帶添云々

○モク鞘太刀

異本保元物語云くわいり高松殿にはしゆしやうなんてんにしゆつきよなりてくきやふせんきあり少納言入道しんせいはいつ座にこうす袖ほそなる淨衣に家につたはりたるこきつねといふもくさやの太刀をそはひたりける

按、參考保元物語に京師本杉原本鎌倉本にしかく、あるよししたる全く此本と同した、木鞘をむくさやとしたり他書所見なければいかなるさやにや知るへからす

○割鞘太刀

長門本平家物語云殿上家貞もとよりものなれたるものなりければた、盛に目を懸て殿上の小庭に傾けるか同し

按、片蓋の鞘未詳或人云凡て鞘は割て合するを是は割すしてくりぬきたるものにそあらんしかするには刀子を入へきところなきゆへに峯の方を本末のこして削り去りてかき入たるからに太刀の峯の方は願れて刃の方のみさやは覆へる故に片蓋鞘といふにやあらんといひけるはしかるにや知らず

○丸鞘太刀

平治物語云ひけきりはつかさや丸かりけるをぬきかへてせんすいをまいらせたり
長門本平家物語云先帝二位能登守殿黒かはおとしのよろひを袖も草すりもちきり捨て筒はかりを身に巻て丸鞘の太刀さやはかり腰に残たり

太平記云紀州龍門半時計ノ合戰ニ生虜六十七人討ル、者二百七十三人トソ聞ヘシ其外捨タル馬物具弓矢太刀刀幾千萬ト云數ヲ不レ知其中ニ遊佐勘解由左衛門カ今度上洛之時天下ノ人ニ目ヲ驚カサセントテ金百兩ヲ以テ作タル三尺八寸ノ太刀モアリ又日本第一ノ太刀ト聞エタル福津小次郎カ六尺三寸ノ丸鞘ノ太刀モ捨タリケル

○金作丸鞘太刀

太平記云關西歌ノ心ヲ釋シケレハ師直大ニ悅テ嗚呼

き合弟薩摩の平六家房とて十七歳なりけるか健かもの、丈高く骨ふとく力すくれ度々はかぬもあらはしたるものありける檜皮色の狩衣の下に黒糸おとしの腹巻を著て備前つくりの三尺五寸ありけるわりさやの太刀脇にさしはさみて狩衣の袂より手を出して犬居につるひさまつきて殿上のかたを雲透に見すかし居たりけれ

按、割鞘といふはある説に鞘の表裏をかへて色へたるをいふといへり猶穿索すへし

○打出太刀

今昔物語云平維茂郎等九月晦日ノ事ナレハ庭暗ケレハ所所ニ柱松ヲ立タリ太郎介物食ヒ畢テ高枕シテ寝ヌ枕上ニ打出ノ太刀置タリ傍ニ弓胡録鎧甲アリ云々

又云觀聖人在俗山中ノ谷迫ニ菴造タル所有リ絲稔ハ、シキ事无レ限吉馬ニ三匹許繫タリ大ナル釜共居并テ谷ノ水ヲ懸テ湯涌メ其ニ將行タレハ年五十許ナル男ノ怖シ氣ナルカ水干裝束シテ打出ノ太刀帶タリ郎等卅人許有リ云々
按、打出とは柄鞘の裝束内宮長曆送官符に玉繩太刀一柄々長七寸用赤木鞘長三尺六寸口墨染打出金銀平文と見えたり

武家名目抄稿第二百七十八册

塙檢校保己一編

刀劔部十一

○驚造太刀

源平盛衰記云 源平侍 頼六郎カセカイニ立テ己ハ軍モセス
人ノ船ヲ下知シテ軍ハトコソスレカクコソスレト云ヒケ
ル處ニツト浮上テ足ヲ懷テ曳聲ヲ出シ海ヘタフト引入タ
リ陸ニテコソ六十人カカト云ヒケレトモ水ニハ不ニ心得
ケレハ深キ處ヘ引テ行キ六郎カ頭ヲトリ本島ヲロニクハ
ヘテ水ノ底波源氏ノ陣ノ前ニソ上リタル判官見給テ尋聞
給ヘハ上件ノ子細ヲ申ス下臈ナレトモ思慮賢シトテ驚造
ノ太刀ヲ給

按、凡鳥獸草木の名をかふらせて何作りといふは其物
の形を金具蒔繪などにしたるなり

○鳩作劔

吾妻鏡云建久三年二月四日丁未大夫尉廣元爲使節上洛
是自去去年窮冬之頃太上天皇御不豫玉體令腫御云々依
此御事也幕下頼御祈禱今度則時廷尉被奉秘藏御劔也

○蒔相作劔

吾妻鏡云建久六年五月廿日甲辰卯尅參天王寺給被奉
御劔相作於太子聖靈

按、武器考證蒔相を蒔桐に作りさる本のありけるに
やさらは桐を蒔繪にしたる作りの太刀なるも知るへか
らす

○シンセイソククリノ太刀

義經記云 忠信吉野 其日は修行の代官に川つら法眼とて悪
僧有よせあしの先陣をそしたりけり法師なれば尋常に出
立たり(中略)しんせい作りの太刀はき石うちのそやの廿
四さしたるをかしらたかにおひなして云々

按、しんせい作りといふこと必ず音なるへけれと他書
所見なければ文字も制も今考ふる所なし古人も亦不
詳よしをいへり

○噴物造太刀

平治物語云 信賴信西を よしとも申されけるはほうけん
一もんきやうたいうしなひはて、た、一身になりて候へ
はへいけをいふせく存候よし候へきと申されければのふ
よりよろこんでいかものつくりのたち二振みつからとり
出してひきけり

於石清水宮又有神馬

應仁記云今出川殿ハ五月廿五日ヨリ室町殿ニ御一所ニ御
座有ケルカ世上演々ト有間坂本石川次郎所へ成シ被申
ケリ云々扱御出立御ハタニ蒔黄ノ練貫上ニカチノ御小袖
赤地ノ端子ノ御袴御腰物善包鬼神大夫包平藤四郎小鍛冶
鳩作等被爲持ケリ

○竹作劔

吾妻鏡云康元元年八月廿三日辛巳將軍家入ニ御于新奥州
常葉第云々及晩被奉御引出物刑部少輔教時持參御
劔竹金五十兩陸奥七郎業時役之

○梅花作太刀

頼印僧正繪詞云至徳三年五月十四日京都ヘマイラセラル
シ兩使彦部左馬助并布施兵庫助入道得脱下著御申無所ニ
下河邊庄ヲマイラセラル(中略)此事併法力ノ感應也トテ
勸盃三獻梅花作太刀一御乳人ヲモツテ院主ニ獻セラル

○葵作太刀

高館草子云龜井の六郎重清はひとときはすくれて出立たり
(中略)三尺八寸候ひしあふひ作りのたちはいて四十二さ
ひたるたかうすへををはすたかにとつてつけおなし色の
五枚かふとにくはかたうつてむくひにき云々

又云

源氏勢 武士の大將左馬頭義朝は赤地錦のひたれに
黒絲威の鏡にくわかた打たる五まいかふとのを、しめい
か物作の太刀をはき云々

平家物語云 木曾殿其日の装束には赤地の錦の直垂
から綾おとしの鏡きていか物つくりのたちをはき云々
又云、このふさのと殿ふないくさはやうある物そとよ
ろひひたれをはき給はすからまきそめのこ袖にからあ
やおとしのよろいきていか物つくりのたちをはき廿四さ
いたるうすへをのやおひしけとうのゆみをもちたまひけ
り

長門本平家物語云

源兵庫頭頼政は顯文紗のかり
きぬに上へりてひおとしのよろいにきりふの征矢にし
けとうの弓ま中とり二尺九寸のいかものつくりのたちか
もめしりにはきなしかけるむまに白ふくりんのくらお
きて乗たりけり

義經記云 住吉大物二ヶ やかて忠信にさきかけを給てみつ
しけめゆひのひたれにもよきおとしの鏡に三まい甲の
を、しめいか物作の太刀をはき云々

高館草子云す、木三郎しけいへも三尺八寸のいか物つく
りの太刀はいて三十六指たる大中黒のそやおふて三人は

りのまん中にきり云々

源平盛衰記云 義経 法皇ハ中門ノ羅門ヨリ寂覽アリ出羽守貞長ヲ以テ六人カ年齢交名住國ヲ被召聞貞長ハ狩衣ノ下ニ紺絲威ノ腹巻ヲ著シ立烏帽子ニ噴物造ノ太刀脇ニハサミテ出ケル

太平記云 大渡山崎 等合戦 武藏守師直カ内ニ野木與一兵衛入道頼玄トテ大力ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケルカ同丸ノ上ニフシナハメノ大鍔スキ間モナク著ナシ獅子頭ノ冑ニ目ノ下ノ頬當シテ四尺三寸ノイカ物作ノ太刀ヲハキ大タテ揚ノ臚當脇楯ノ下ヘ引コウテ云々

岡本記云いかものつくりと申事は太刀のさやふくろを寅くまなどの皮にてしたるを申候也
和翰集要云イカ物作リノ太刀トハ豹虎ノ皮ヲ以テ縫ク、ミタルヲ云也

富樫記云久安ノ構ヨリ武者一騎出來青黃緞ノ腹巻同毛ノ甲ノ緒ヲシメ三尺八寸アル鬼物作ノ太刀熊皮尻鞘引籠足緒長ク結テサケ云々

萬葉聞書云いか物つくりといふこと今の人しらす虎の皮の尻鞘を掛て足は兵庫くさりに七足あり柄の甲金をよの太刀よりも甲高なる也武者の時はいく太刀なり

源平盛衰記云 祇園女 御儀 忠盛御前ニ參リタリアノ光ル物ヲ取テ進ヨト勅定アリ(中略)祇園林ノ古狐子ナトカ夜深テ人ヲ誑ニコソアルヲ無念ニイカニ射殺スヘキ近付キ寄テ伺ハムト思返シテ青狩衣ニシヤウ括下ニ蒲黃ノ腹巻ニ細身造ノ太刀帶テ葦毛ノ馬ニ乗タリケル

按、細身とは身はともあれ柄鞘はそやかにして中の身も細からんと見なざる、様に造りたる太刀にて殿物造の反對なり或説に身は刀刃のことにあらず太み深みなといふみなりといふもあれとさあらんには保曾都久利とこそいふへけれみてふことをそへていはんは語意穩ならず

○菅浦作太刀

氏滿軍記云明德二年ノ春京都將軍義滿公ヨリ大館氏信ヲ關東ニサシ下サレ鎌倉ノ管領氏滿公へ出羽與兩國ヲ管領政治シ玉フヘキヨシ御教書ヲ成シ下サレタリ(中略)斯テ菅浦作ノ太刀一振唐綾オトシノ鍔一領河原毛ノ馬ニ金幅輪ノ鞍置テ引出物ニ賜リケル

○小反及太刀

賀越園評記云 富田彌六退 治桂田條 大將富田カ其日ノ出立殊ニ勝テ大多ソ見エニケリ(中略)蟾蜍ノ尾ノ氷ノ如クナル三尺五

賀越園評記云 富田彌六退 治桂田條 大將富田カ其日ノ出立殊ニ勝テ大多ソ見エテケリ(中略)蟾蜍ノ尾ノ氷ノ如クナル三尺五寸ノイカモノ作ノ太刀ヲ佩蛭虫ノ皮ノ臚當ノ露電ノ光ノ如クナルコソリハノ太刀指云々

馬見參入記云太刀にいか物作りと云事をは今の世に是を不レ知鹿の皮の尻さやをかけて足は兵庫くさりに七足也柄の甲金常よりもかふたかき也武者の時はいく太刀なり諸聞書條々云太刀にいかもの作りと云事をは今の世にこれをしらす鹿の皮の尻さやをかけて足は兵庫くさりに七足也柄の甲金常よりはかう高き也武者の時はいく太刀なり

按、いかもの作りは殿物作と書んそ正字なるへき噴物造殿物作鬼物作殿物作などかけるは筆者の作意なれと語義はおのつから知る、也伊加は重目是を伊加志比多良志天皇殿牙を伊簡之保古雷を伊加都知怒を伊加流訓る伊加にて帶しさまの威嚴ならんか爲いかめしく造りなしたる太刀伊加物造といふ一定の製あるにあらし然るを鞘袋を熊などの皮にしたる配岡本豹虎の皮にて縫く、みたる和翰などといふは皆近世の説にして取るに足らず

○細身造太刀

寸ノイカモノ作ノ太刀ヲ佩蛭虫ノ皮臚當シテ露電ノ光ノ如クナルコソリハノ太刀指云々

○金覆輪太刀

太平記云 公家武家榮 格島地事條 鉸懸タル白太刀柄鞘皆金ニテ打タ、ミタル刀虎ノ火打袋ヲサケ是ヲ引ク

建内記云正長二年七月十一日前關白使者三條小將公文朝臣入來東南院御猶子事件申沙汰之謂也喜入之由謝承之賜太刀金覆 蛭川親元記云寛正六年九月廿日乙丑蛭川出雲今明之間可下國一仍御禮太刀去年伏 輪金 千匹進上對面則御太刀御馬被下レ之

又云文明五年八月十六日乙亥坂本執當眞金公方様御禮太刀千匹被懸御目若君様へ御太刀金伏 御馬御代物以貴殿へ太刀金百匹

快元僧都記云天文四年二月九日道圓本願勸進錢五十貫文太刀金幅 一腰持來

家中竹馬記云太刀一腰金太刀一腰金なりあり糸とは絲巻を下略す金とは金覆輪といふ心なり
御産所日記云 若君御誕生永享六年甲寅二月九日寅刻

十六日外典略泰山府君供新三千匹御馬一匹鶴毛置御鞍一御撫物御鏡一面千秋刑部少輔有重宿所持向一七ヶ日於有重亭之行同廿二日戌刻結願有重より金覆輪一腰進上御太刀金則被下之

大館常興記云天文七年九月卅日能州島山匠作へ八朔御返目錄書狀相副之渡遺之今朝彼者取之來候間如此也取次宮左也御返狀三種也御香合一珠障御盃一枚如此云々

按、諸書に黃伏輪鞍といふこと見えたる即金伏輪にて猶銀伏輪を白伏輪ともいふかことしされと太刀に黃伏輪と書たるものいまた見えす鞍にはしかいひて太刀にいはさることゝろえす猶ひろく尋ぬへし

○白幅輪太刀

太平記云新將軍道譽ハ相模守ノ當敵ナレハ此宿所ヲハ定テ毀燒ヘシト憤ラレケントモ楠此情ヲ感シテ其儀ヲ止シカハ泉水ノ木一本ヲモ不損客殿ノ盤ノ一帖ヲモ不剝剩遠侍ノ酒肴以前ノヨリモ結構シ眠藏ニハ秘藏ノ鏡ニ白幅輪太刀一振置テ郎等一人止置テ道譽ニ校替シテ又都ヲン落タリケル

又云瓜生判官獻酌順ニ下リテ後右衛門佐殿ノ伏給ヒタルテ長ふくりんの太刀をはき云々

源平盛衰記云小松大小松殿自筆ニテ御文アリ昨日御振舞還城樂に見奉候キ雖異體候一匹一振令送進トソアリケル黒馬ノ七職ニアマリテ太ク退キニ白幅輪ノ鞍置テアツフサノ鞆ヲ懸タリ太刀ハ長伏輪ナリケルヲ錦ノ袋ニ入ラレタリ優ニヤサシク見エケル

又云石橋山與一其日ノ裝束ニハ青地錦直垂ニ赤威肩白胃合戰條ノヌソ金物打タル著テツマ黒ノ箭負ヒ長幅輪ノ劔ヲ帶ケリ

吾妻鏡云承久三年六月十八日六月十四日宇治合戰討敵人々香河小五郎二人長豐高九郎小太郎二人郎等承久軍物語云又京かたよりひおとしのよろひきて白月毛なるむまにのり長ふくりんのはいはいてかけ出たりうちゑみたるをみればかねくりなり云々

按、長伏輪といふは芝引股密の金具を鞘の本末まで懸わたしたるをいふにや小伏輪に對へて此名目あるなるへし

○長伏輪金作劔

吾妻鏡云寶治二年十一月十六日己未難波少將香持持參一卷書親衛直令相逢給覽彼書羽林讀申未及半

孟ヲ瓜生判官席ヲ去テ三度傾ケル時白幅輪四源院本云白絹絲鏡金覆輪一領引給フ面目身ニ餘リテソ見エタリケル

大館常興記云天文七年九月廿日能登守護へは八朔御返御太刀今日又宮内卿殿より給之宇多國宗と銘有之上の作もふくりんは、き白かね様體可然也御まへに給しをは返進申候也

○長伏輪太刀

保元物語云新院召白河院神泉苑ニ御幸成テ御遊ノ次ニ鶴ヲツカハセテ御覽シケルニ(中略)喰テ上リタルヲ見レハ長覆輪ノ太刀也

又云新院召此はかせをうの丸と名付らる(中略)四五度につゐにあかりけるをみれば長ふくりんの太刀なり

平治物語云内裏勢ちこの中將なりちかしやうねん廿四こんちのにしきのひた、れをゑきおとしのよろいにをしのまろのすそかな物をそうちたりけるなかふくりんの太刀をはきのふよりのきやう一しよに居給へりつきける馬にいかけちのくらおみてうこんのたち花の木のもとにこれもひかしむきにひきたてたり

卷之時親衛起座自取金作劔長伏輪令授羽林給

○長覆輪銀劔
長門本平家物語云賴朝令旨内府自筆に狀をかきて仲つなかもとへつかはされけるよへの御ふるまひけんしやうらくとこそ見奉て候しか是へとて罷りまいらすへく候へと驚馬一匹秋霜一佩まいらせ候とてくろきむまのふとくたくましきにしろふくりんのくらををいてあつふさのしりかひかけて長ふくりんの銀劔にしきのふくりんに入てもりつくをつかひにてをくられたり

○小幅輪太刀

義經記云大津次辨慶大津次郎をまねきてわきみなればしらするそ君にてわたらせ給ふなり道にてともかくもならせ給は、しそののまもりともせよとおひの中よりもえきののはらまきにこふくりんたちを取そへてそたひにけり

判官物語云大津二大津の二郎をまねきてわきみなればしらするそ判官殿にて渡らせ給ふなりみちにてともかくもならせ給は、しそののまもりともせよとおひの中よりもえきののはらまきにこふくりんたちをとりそへてたひにける

○兵庫鐔太刀

曾我物語云 たちかたなのやういの條 五郎にはひやうこくさりのたちを一ふりと出しひかれけりこのたちと申はむかしらいくはうの御とき大國よりふあきたゆうといふはくやをめし三か月につくらせ一ヶ月にみか、せ二しやく八寸にうちいたすひさうならふものなくしてもたれける云々

太平記云 公案一統 政道條 宮ハ兵庫鐔ノ丸鞘ノ太刀ニ虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ太刀懸ノ半ニ結テサケ云々

又云 將軍上 洛ノ條 箱根ノ別當行實カ手ヨリ兵庫鐔ノ太刀エタ

庭訓往來云太刀者兵庫鐔鳥頭皆彫物奏劔并金作左右卷

富樫記云六月五日申剋ノ終ニ城中ヨリ武者一騎出來リ黒絲ノ腹卷ニ肩白ニ威シテ下金物重打責ニ胸板ニ星白ノ甲ニ鍔形ヲ打居頭ニ成金作ノ腰刀兵庫鐔ノ太刀ヲ帶云々

按、普通の太刀は足を革にしてするを鐔にてしたるを兵庫鐔といふなり兵庫といふ故よしは未詳伊勢貞丈

か平義器談に兵庫鐔と云は兵庫寮の官は武器を作て官庫に納るを云也寮といふは官舎也 武家にては從 扇殿といふ 其寮の内

に武器品々を作る細工人あつて作るなり鐔も兵庫寮の官工の作りたるは上手にてよき故兵庫とて名物なり

相國寺堂供養記云路次行列先陣隨兵一番小笠原兵庫助源長秀紫絲白覆輪黃金物刀太刀梅花皮地紅直垂文松皮馬黒鶴毛鞍 金鍔給 文松皮 貫熊皮 上帶不引

按、鐔も梅花皮も加伊良岐と訓す又海梅花と書たるも又同訓なり

○鹹金作太刀 中殿御 會ノ條 佐々木佐渡四郎左衛門尉時秀地白ノ直垂ニ金銀ノ薄ニテ四目結ヲ挫タル紅ノ腰ニ鹹ノ金作ノ太刀ヲ帶云々

○打鹹金作太刀 中殿御 會ノ條 大内修理亮直垂ニ金薄ニテ大菱ヲ押ヌ打鹹ノ金作ノ太刀ヲ帶ク

按、鹹にも鹹にも打といふ

○白打鹹太刀 御行 始條 面ノ御祝三獻メノ進上ハ御劔一振鎌倉年中行事云

或ハ白打鹹或ハ打海梅花管領之執事之子又ハ兄弟弟面道マテ持テマカリ出管領之舍弟親類等受取テ持參公方様左ノ御膝透五六寸計ノケテ進上アル也

○白打ク、ミノ太刀 御行 始條 面ノ御祝三獻メノ進上ハ御劔一振鎌倉年中行事云

さかゆく花云右大將のかうさうは移馬のゐかい御馬やと

○御所作兵庫鐔太刀

太平記云 陸奥自入 備後條 巳ニ坤ノ角ノ出屏ヲ被ニ打破ニテ櫓ヲ被ニ燒落ニ上ハ將軍ノ御大事此時也一騎ナリトモ御邊打出テ御敵ヲ拂ヘカシ畏テ承リ候トテ惡源太御前ヲ立ケルヲ將軍暫トテイツモ帶副ニシ給ケル御所作リ兵庫鐔ノ御太刀ヲ引出物ニツセラレケル惡源太此刀ヲ給テナトカ心ノ勇マサラン洗皮ノ鍔ニ白星ノ甲ノ緒ヲ縮テ只今給リタル金作リノ太刀ノ上ニ三尺八寸ノ黒塗ノ太刀帶副云々

按、前に御所作りといひ後にこかね作りと書たれば黄金にて作りたる兵庫鐔を御所造兵庫鐔といひしなるへし御所作といふに同じ

○兵庫鐔丸鞘太刀

太平記云 公案一統 政道條 宮ハ赤地ノ錦ノ鍔直垂ニ火威ノ鍔ノ裾金物ニ牡丹ノ陰ニ獅子ノ戲テ前後左右ニ追合タルヲ草摺長ニ被ニ召兵庫鐔ノ丸鞘ノ太刀ニ虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ大刀懸ノ半ニ結テサケ云々

○鹹太刀

太平記云 中殿御 會ノ條 齋藤三郎左衛門尉清永地香ノ直垂ニ二筋違ノ中ニ銀簿ニテ摺麥ヲ押タル黄腰ニ鹹ノ太刀ヲ佩タ

ねり次番頭十人次太刀帶廿人(中略)みなさん(のひやうものひた、れにしろうちく、みのたちともなりたちにはきはちはしりのさふらひとよるき日記にはかきたるにや

○金村合太刀 中殿御 會ノ條 建内記云永享十一年六月十二日戊子傳聞雲居寺先年炎上之後本尊 阿彌陀佛 事御衣木室町殿去六日於鹿苑院令刻始給只被下御小刀一許也其後佛師去九日歎造始之件御如元可被作之其記録在廬山寺以三其寸法令算勘之

所六百九十貫云々其内先以金村合之太刀卅振 自室町殿被施入云々

按、く、みは合なり古に布々美といひ 日本 轉して 久々美といひ又布久美ともいふ也是白かねにて鞘を包たる太刀をいふなるへし

○錦包太刀

弓法集云乘馬の時太刀をはく事錦つゝみをは主人同輩以上へ參會の時わつそくにかけへからす柄よりかけてはくへし

按、右の肩より左の脇の下へ懸るをわつそく懸といふよし走乗故實に見えたり

○皮装太刀

康富記云嘉吉二年十二月十三日庚子是日室町殿孝經被遊終清外史被下御馬馬鹿御太刀馬鹿祝著被畏申之自伊勢守方装太刀一振出之云々

又云文安元年八月一日丁未八朔御禮進上宮御方御劔一腰皮引合十狀小蠟燭五十挺進上之折紙ニ註テ進入候也

義經記云鬼一法眼かちんのひたれに(中略)一尺三寸有ける刀にこめんやうなめしにておもてさやを包てむすとさし云々

蛭川親元記云文明十三年七月廿九日壬寅島山左衛門佐殿八朔御禮御太刀黒五千匹御返御太刀本御香爐切御盆

○卷太刀

○絲卷太刀

康富記云康正元年八月一日八朔御禮進上方々鷹司前殿下染付大茶碗一卓一五日御返絲卷御太刀被下也

伊勢貞順記云絲卷とは常のつかい太刀よりも猶以つきなるにてさやはぬりさやにて候柄さやは常のことくくみにてまき候帯取はつかい太刀のことくにて候是を絲卷と申也又金ふくりんは太刀と申たる名はかりにて候さやつかを只一はんぬりて帯取には紙をたゝみて仕候ふくりんの

のにそへけりはしめの程は白太刀黒太刀皮色絲卷などの太刀を用られしか世の末になりゆくまゝに事繁く禮煩し國も亦貧く窮りし程に一尺計の鐵をのへて絲卷太刀のやうに造りなして太刀と名つけ馬の代りには青錢白銀黄金などを賜りも奉りもすることゝなりたり此頃よりそ卷太刀を眞の太刀なともいふことになりける考又この絲卷の太刀を近世陰の太刀といふことありとかや衛府の太刀を讀てるうのたちと呼ぶか習なるからおもひ誤りてかの太刀を陽この太刀を陰といふにそあらんいふに足らぬ妄説なり

○左巻劔

頼印僧正繪詞云嘉慶元年院主五才ノ時悲母同道シテ鎌倉ノ永福寺別當ニ條殿僧正房道承ニ始メテ出仕僧正鍾愛感嘆ノ餘リ竹園御産ノ賞ニ給ラシ所ノ榛名山ノ執行職并左リ巻ノ御劔一腰ヲ讓與セラル御懇志ニコタヘテ遂ニ出家ヲトケテ當山相續相違ナキ者也

○柄装束太刀

判官物語云住吉大物むさしはうはわさとゆみやをはもたさりけり四尺二寸有けるつかしやうそくのたちはいていはとをしと云刀をさしいのめほりたるまさかりないかま

にははくをおし申候從先々公方様へも進上候也

長祿二年以來申次記云正月十六日律家法中少々四條上人定泉正實御太刀進上定泉此年今日如

蛭川親元記云寛正六年正月十四日壬戌日野殿江去十日御成御祇候爲御禮御太刀御馬被進之爲使武庫御參也

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲御元服當日十二月十九日翌廿日(中略)就御元服之儀大御所御方へ廣橋殿高辻殿藤中納言殿同右衛門佐殿御太刀高保持參之次御供衆金悉進上之貞孝以內々披講次藤中納言殿就御裝束之儀絲卷被進上之

崇恩院內府記云永祿元年五月七日今夜從室町殿以廣橋大納言國光禁裏御代始御禮被申入之柳營以御內書被進陽明准后同令披露云々國光卿直於御前申入云口家公御祇候御取合云々御太刀御馬代云々馬代五百匹前代未聞之事歎自武家五百匹馬代未聽之云々千匹之内無之云々御太刀絲卷之類是又不可然事也銘アル御太刀必被執進云々

按、足利殿の代に上より賜ふにも下より奉るにも必ず太刀に馬をへ引れし其餘くさくさの物をはこの二のもの

○鳥頭太刀

江家次第云大臣大鷹飼錦帽子紫縷狩衣白布袴壺脛巾熊行鷹飼袋掛鳥頭太刀淺履左手居鷹右手執付雉杖

庭訓往來云太刀兵庫鎮鳥頭皆彫物乘鍔并金作左右卷長秋記云永久元年正月十六日太政大臣家大襲(中略)次御鷹飼左近府生下野敦利入北面小御門融車宿暢到中門

北砌飛仲源結諾文狩衣紫裏○按飛仲以下五字讀へからず誤脱あらは通ずれと字形いたく異なる白面袴紅衣同色單衣熊行騰壺ハ、キ淺踏鳥帽子ウヤカケリ其上著錦帽子又ツヤカケ結緒カマカ鳥頭劔件銀也而上皇賜裝束次僧召預給云々左手入革囊付何袋紫一枝指雄雉一羽鈴付尾無鈴

按、鳥頭太刀といふは柄頭を鳥首にしたる太刀なり鴛鴦の頭なるよし師時卿のしるされたれといか有へきた打見しまゝにかれたるものしるへからす龍舟頭首などを學ひて顔なるへしとある人のいひし又もろこしに龍雀刀といふものあるにや猶可考此もの鷹飼のはけることのみ見えて裝束諸抄等に洩せるはあかれる人の用ざる太刀にや有けん

○劔頭太刀

江陽屋形年譜云七月三日公方義晴公ノ二男若君誕生辰ノ
別也後ニ千歳君ト云五日近國ノ大名太刀一振ヲ以テ誕生
ノ若君ニ獻ス屋形劍頭ノ御太刀ヲ獻セラル

○熨斗付太刀

安土日記云元龜元年三月三日江州國中之相撲取ヲ被ニ召
寄ニ常樂ニ而相撲ヲトラセ御覽候(中略)行事木瀬藏春庵
鯉江又一郎青池與右衛門取勝候依レ之青池鯉江兩人ノシ
付ノ太刀ヲキナシ被レ下御家人ニ被ニ召加ニ面目之至也

○太刀一口

日本書紀云垂仁天皇一云五十瓊敷皇子居子茅渚苑砥河上
而喚鏡名河上作太刀一千口

延喜內匠式云御太刀一口新堅鐵十斤五兩云々

○一柄

延喜太神宮式云玉楯橫刀一柄柄長七寸
長三尺六寸
扶桑略記云天慶三年二月十四日(中略)其日將門伴類射殺
者一百九十七人檢得雜物平楯三百枚弓胡蘇各百九十九具
太刀五十一柄謀叛書等

○一腰

古事談云寬治五年八月十四日義家朝臣許ニ有山鳩一居於
渡殿閣上義家成レ恐(中略)仍以銀劍一腰駿馬一匹二十五

日曉使助道惟貞等奉八幡云々
中右記裏書云長徳三年五月廿四日藏人信經私記云所令
作之卅四柄之中二腰名靈劍一腰破敵一腰守護

○一佩

長門本平家物語云頼朝令旨内府自筆にて狀をかきて仲つ
なかもとへつかはされける(中略)驚馬一匹秋霜一佩まい
らせ候とてくろきむまのふとくたくましましきにしろふくり
んのくらをいてあつふさのしりかひかけて長ふくりんの
銀劍にしきの袋に入れてもりつくをつかひにておくられた
り

○一振

太平記云關東大野長崎悪四郎左衛門尉ハ別シテ侍大將ヲ
承テ大手上落條向ヒケル(中略)紫下濃ノ鏡ニ白星ノ五枚甲ニ
八龍ヲ金ニテ打テ著タルヲ猪頭ニ著成シ銀磨著ノ臍當ニ
金作ノ太刀ニ振帶テ云々
異制庭訓往來云太刀百振刀百腰雜太刀小反及手矛等百枝
進候
宗想聞書云小太刀は一腰と書也一振と書事は中太刀長き
野太刀などの大なるをは一振と書へしはかれましまし太刀
は何も一振可レ然云々

武家名目抄稿第二下七十九册

稿檢校保己一編

刀劍部十二

○刀刀子小刀

和名類聚抄云刀四聲字苑云似劍而一及刀都幸大刀和名
小刀加太

又云刀子漢語抄云刀子賀太案○按、この文刻録の具の所にのせた
れば今の細工、かたなりされと下に引た
る諸書に見えたる刻録の具にはあ
らう今た、その和名を取るのみ

日本書紀云垂仁天皇八十八年秋七月己酉朔戊午詔群卿曰

朕聞新羅王子天日槍初來之時將來寶物今在但馬元爲
國人見貴則爲神寶也朕欲見其寶物即日遣使者
詔天日槍之曾孫清彥而令獻於是清彥被勅乃自捧神
寶而獻之羽太玉一箇足高玉一箇鶴鹿赤石玉一箇日鏡一
面熊神籬一具唯有小刀一名曰出石則清彥忽以爲非
獻刀子仍匿袖中而自佩之

又云神功皇五十二年秋九月丁卯朔丙子久岳等從千熊長

彦詣之則獻七枝刀一口七子鏡一面及種々重寶

又云崇峻天皇萬便拂捍飛矢殺三十餘人仍以持劍三三藏

按、古代太刀に一ふりといふは常のこと也宗想聞書の
説後代字によりて誤たる一家の事なるへし

其弓還屈其劍投河水裏別以刀子刺頸頭死焉
 又云 學德天 大化二年三月辛巳詔東國朝集使等曰(中略)
 國司至任奉所誨不於是朝集使等具陳其狀(中略)紀
 麻利者拖臣所犯者使人於朝倉君井上君二人之所而為
 牽來其馬視之復使朝倉君作刀(中略)復於所任之
 國被偷刀復於倭國被偷刀是其紀臣其介三輪君
 大口河邊臣百依等過也

又云 天智天 三年春二月己卯朔丁亥天皇命大皇弟宣增
 換冠一倍位階名及氏上民部家部等事其冠有二十六階
 (中略)大氏之氏上賜大刀小氏之氏上賜小刀其伴造等
 之氏上賜于楯弓矢

古事記云降此刀狀者穿高倉下之倉頂自其墮入
 舊事紀云 神祇 令紀伊忌部遠祖手置帆負神為作笠者
 復令彦狹知神為作盾者復令玉作部遠祖豐璋玉屋神
 為造玉者復令天目一箇神為造雜刀斧及鐵鐸者 謂佐
 續日本紀云天平寶字五年七月甲申西海道巡察使武部少輔

從五位下紀朝臣牛養等言戎器之設諸國所同今西海諸國
 不造新器仗既曰邊要營備不虞於是仰筑前筑
 後肥前肥後豐前豐後日向等國造備甲刀弓箭各有數每
 年送其樣於太宰府

釋日本紀云大刀夕チ小刀カタナ干楯タテ又云刀子カタ
 ナ

類聚三代格云 延暦廿五年五月十四日官府 定准犯科被例事大被料物
 廿八種馬一匹大刀二口弓二張矢二具 以手袋為一具已上刀
 子六枚木綿六斤麻六斤云々

日本後紀云弘仁五年十月壬戌勅親王內親王女御及三位已
 上嫡妻子并聽著蘇芳色象牙刀子但緋色鞆勒一切禁斷
 ○按象牙刀子未詳日本紀略亦同伊勢貞武云刀子又子の誤りなる
 へし又は銀の書文なり今も内裏にて正式の時裝上の女房金の紋子を製に
 換すなり古代是を象牙にて作りしなるへしといへり鞆可也後醍醐天皇
 只作又此字後人所加とみゆ銀の書文とするは不接といふへし

續日本後紀云承和四年七月丙戌天皇御後庭命左近衛
 府奏音聲令弄玉及刀子
 貞觀儀式云次神祇官差三部三人申官差遺紀伊淡路阿
 波等國監作由加物(中略)擊十二具刀子四枚鏡二枚
 大鏡云花山寺におはしましつきて御くしおろさせ玉ひて
 (中略)東三條殿はもしさる事やし給ふとあやうさにさる
 へくおとなしき人々何かしかしといふいみしき源氏の
 武者たちをこそ御をくりにそへられたりけれ京のほとは
 かくれてつみの渡よりそうちいてまいりけるてらなと
 にてはもしおして人などやなし奉ると一尺はかりのか
 たなともをぬきかけてまもり申す

又云御てはこにおかせ給へるかたな申てたち給ひぬ
 延喜彈正臺式云凡刀子及長五寸以上不得輒帶但衛府
 者聽之

神祇令云凡諸國須大被者每郡出刀一口皮一張
 軍防令云凡兵士每人弓一張弓弦袋一口副弦二條征箭五十
 隻胡蘇一具太刀一口刀子一枚(中略)皆令自備不可闕
 少

續古事談云保輔ニクルニアタハスカタナヲヌキテ腹ヲサ
 シキリテ腹ヲタヒキイテタリケリ檢非違使コノヨシ申テ
 禁獄セラレニケリ

古語拾遺云至子淨御原朝改天下高姓而為八等唯
 序當年之勞不本天降之續其二曰朝臣以賜中臣氏
 命以三太刀其三曰宿禰以賜齋部氏命以小刀其四曰
 忌寸以為秦漢二氏及百濟文氏等之姓 蓋與齋部共預齋部
 文氏獻被太刀 蓋亦此之緣乎

今昔物語云 狐邊女形值 豐樂院ノ内ニハ人謀ル狐有ト開ク
 ノ若シ此レハ然ニモヤ有ラム此奴恐シ事試ム顔ヲフツト
 不見セヌカ惟キニト思テ安高女ノ袖ヲ引ヘテ此ニ暫シ居
 ヘシ聞ユヘキ事アリトイヘハ女扇ヲ以テ顔ニ指隠シテカ
 カヤクヲ安高實ニハ我レハ引劍ソミヤ衣刺テムト云マ

ニ紐ヲ解テ引編キテ八寸許ノ刀ノ凍ノ様ナルヲ抜テ女ニ
 指充テ云々
 奥州後三年記云三浦平太郎為次といふものあり是も聞へ
 たる者也つらぬきをはきながら景正か顔をふまへて矢を
 ぬかんとす景正ふしなから刀をぬきて為次か草すりをと
 らへてあけさまにつかんとす
 酒吞童子繪卷云綱は崩黄おとしのはらまきに鬼切といふ
 二尺にあまりしみを入たり
 大内問答云 打刀并長具是可 打刀の事一かとの様に候へ共一
 番には不可然候先太刀を被參候て後々可然候打刀
 をはつは刀とも申候へは打刀御出候は太刀を被添候
 半事本義にて候打刀計は略義に候
 平家物語云はしめは水干に立るほし白さや巻をさいて舞
 ければ男舞とぞ申しける中頃よりほし刀をのけられて
 水干計用たりさてこそ白拍子とは名付けれ
 長門本平家物語云 一各合 盛俊すこしもはたらかさす小平
 六刀をぬかんと柄に手をかけたれとも大男の大力にてお
 さへたりければ刀をぬくにおよはす
 又云 土佐坊 辨慶めして參らんとて(中略)三尺五寸の太
 刀をはき一尺三寸の小刀をぬき

又云^{文學}北めむに候らひたるものとも我もくとはしりけるをふところより七寸はかりなるかたなのつかにむまの尾を巻たるか氷などのやうなるをぬき出してはしりむかひたりければ云々

又云^{自三井寺}にせうるん坊のあしやりけいしう衣しやうそくにみて大なる打刀さしてすゝみ出て申けるは

又云^{一谷合}越中前司盛俊かくひそや正しく則綱これをうちたり證人にたち給へ殿原と申けるかの刀は浪平か作也つかには桑に竹をあはせたと聞へし

源平盛衰記云^{五節}誰人ソト引起給タレハワナ、ク弱々シキ聲ニテ忠盛カ刀ヲ抜テ我ヲキラントシツルカ

又云^{文學勅}文學勅遣報ヲハ左ノ手ニ取り渡シ右ノ手ニハ懐ヨリ刀ヲ拔出シ管ニハ馬ノ尾ヲ組テ巻キ一尺アマリナル刀ノ日ニ耀テ氷ノ如シ云々

義經記云^{表川合}三條のこちかしゆくはん有てくらまへ打て參らせたるかたなの六寸五分有けるを別當申おろし

判官物語云^{たにかい}かちんのひたれにふしなわめのは

又云^{師直以下}取テ返テ打刀ヲ抜テ戦ケル

新編錄倉志云在柄天神ニ寶刀一腰正宗作ト云無銘長一尺三寸五分廣三寸五分今ノ世ニ小刀ト云製也指表ニ梅裏ニ天蓋不動ノ梵字俱利伽羅ヲ彫ル大進坊カ彫物也鞘ハ黒塗也梅ノ時繪有リ

明德記云太刀ヲハ馬ノ上ヨリ投捨テ刀ヲ抜キ奥州ノ死骸ノ上ヘ飛下リテ小次郎モ參リタリトテ奥州ノ空キ死骸ニ取付テ腹切ントシタマヒケル

隨兵日記云大將先よろひ、たれ次によろひを著へし刀をさし上帯をしめ次に中門に打て出て太刀をはき次に廿五矢に切符又大中黒の羽の付たる矢をおふへし

東山殿年中行事云御刀海老名小鍛冶ト號ス柄鞘共ニ一尺五六寸アリ金具各赤銅柄鞘梨子地目貫桐丸金燒付柄也中著用シ給ト云也

室町殿日記云^{奥亮院へ討}すつの町に入て二尺五寸の打刀にて、よりはるかにさかりけるか

刀劍部 十二

るかたなにこめんやうなめしをもつてさやをつゝみて云

又云^{自書}三條のこちかしゆく、わん有てくらまへうちてまいらせたるかたなの六寸五分有けるをへつたう申おろしていまのつるきと成へしとてひさうしけるを云

高節草子云むさしはう辨慶は(中略)尺はかり成うち刀を十文字にさすまゝになしうちあほしをつかふて云々

又云^{龜久三年正}波ニ御子新造御堂地(中略)佐實四郎大夫

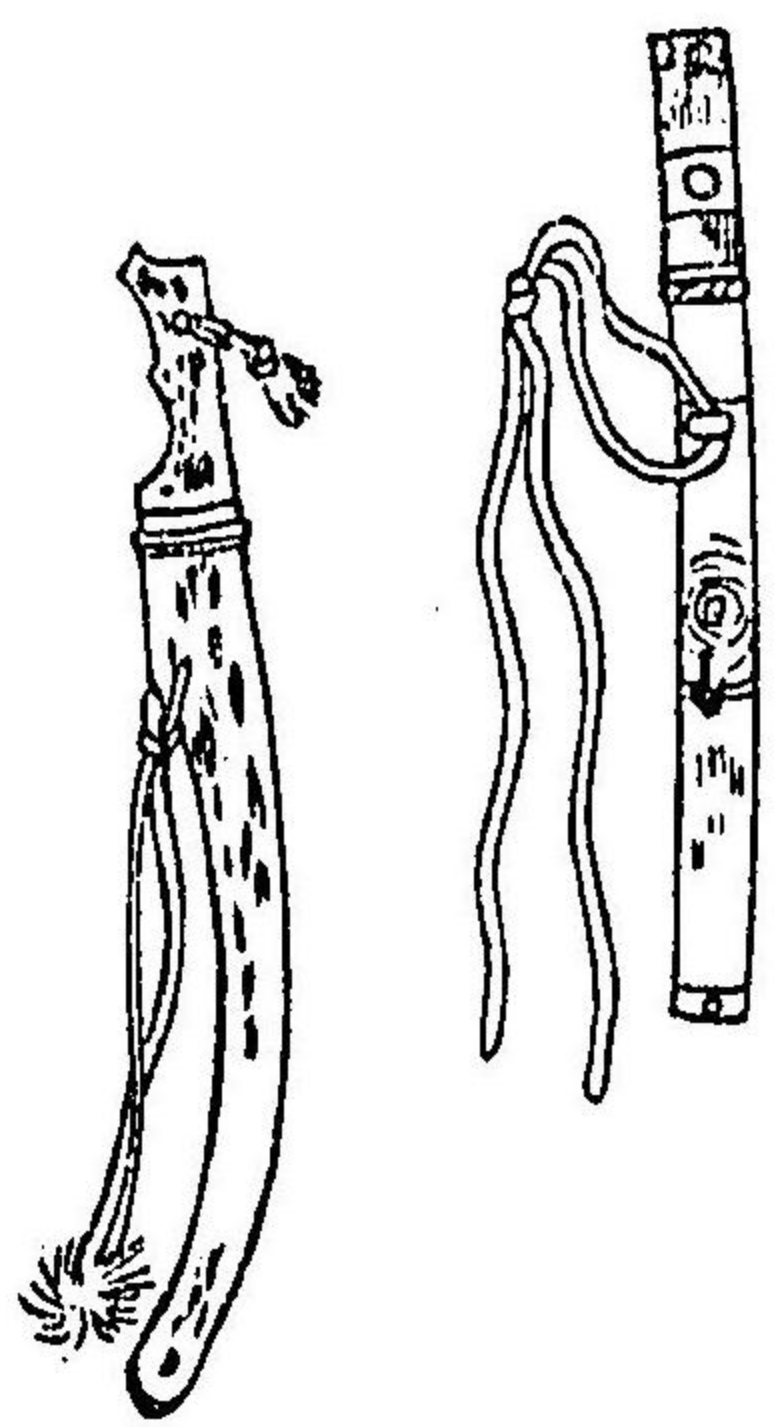
又云^{備中}腹一文字ニ振切テ其刀ヲ口ニ加テウツフシ

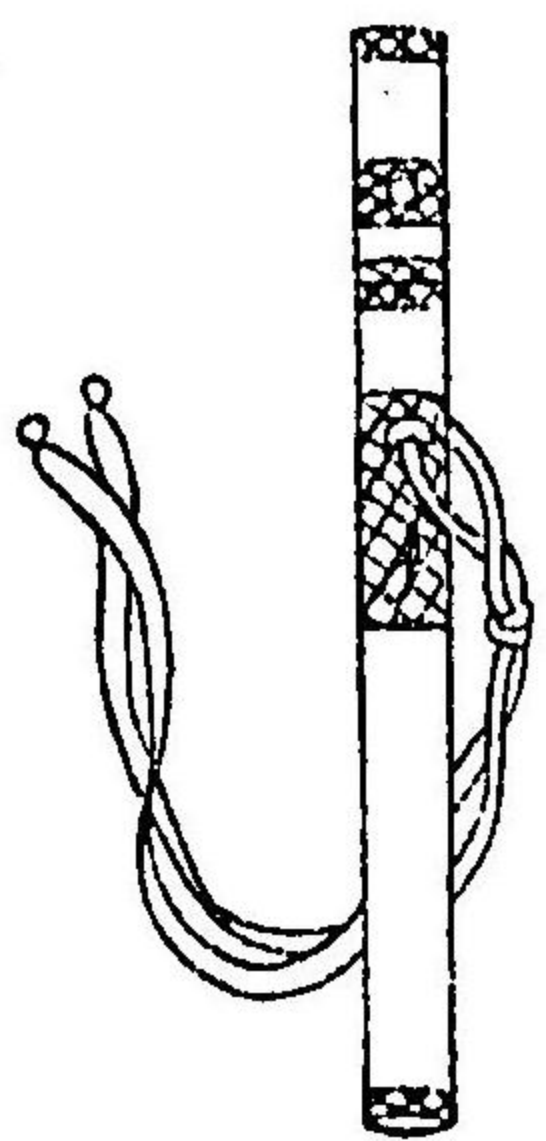
又云^{實前}の如く丸に桐やき付御さけ緒も半さけを打やう前に

又云人の刀を見る事昔は小刀かうかいをぬきて扱刀をぬきたり是は相手への用心の爲に是を出して置心なりそれは餘ごとく敷みへてわろし乍去かはとぬけはかうかいの鑄につかゆる事も有間能心を付てぬくへき也

又云^家中竹馬記云賀茂八幡其外邊部への御供には太刀を帶うつほを付也わかき人は自然大なる刀をさしたる時太刀をはかぬも不苦但略儀なりちいさき刀に小太刀をはくへき事本儀也

宗想聞書云遠かさかけの事(中略)刀をはさけをにてと





諸家參會記云女中にてめしつかはれる時刀を置候て参り
 なく申人も候し程に尋申候へは刀をぬく事はゆめ／＼
 あるましく候自然佛法の師などの前へ心やすき間に罷
 出候はさきも可有かいか様の貴人の御前へ罷出候とも
 刀をさし可申候御湯殿風ろ又は御くしなどに參候は
 刀をぬくへし其外刀をぬき申事會以有間敷由申候なり
 増補筒井家記云義昭公ハ主従卅餘人大和路サシテ落玉ヲ
 順慶筒井城へ請シ入ント議セラレシカトモ島松倉森信長
 公ノ反リ聞シ事ヲ思ヒテ順慶ヲ諫テ堅ク不入順慶モ不
 得バ高左近松倉右近ヲ案内トシテ路次ノ兵糧ヲ營ミ供
 ノ近習ニ金銀衣服ヲ與ヘテ密ニ河内ノ若江ノ城ニ送ラシ
 ム兩氏御暇ヲ申シテ歸ラントスル所ニ義昭公感涙ヲ押ヘ
 テ宜ク此度ノ騒動ニ順慶及ヒ汝等カ芳勤世々ヲ經ルトモ
 不可忘也我復世ニ出ハ是ヲ驗ニ賞録ヲ可與我死セハ
 永ク遺物トスヘシトテ帶玉ヲ大小刀ヲ兩氏ニ玉ヘリ

神君の長女を妻すへしと約せられけり神君信昌の功を賞
 し給ひ長篠段嶺吉良田原及遠州數邑を加給し給ふ又大般
 若長光の刀を賜けり

貞親教訓云刀の事御前にて立振舞にわかきも九寸計九刀
 上代より本とす近代には其様うせぬれば長きは至極一尺
 八寸計歟

雜兵物語云彌六にしは狭箱をゆるされこりをせおふた剩
 刀迄登本はさけた(中略)歴々の侍衆も中間もまつすくな
 棒の様な刀をはさける其刀を上帯に指ては中々抜なひ所
 て中とりをして手を切又は刀をおといて足を切者も有所
 て脇差を以片手切りにすへいとすれば其足の上は片手て
 はきれなひ

按、いにしへ刀、小刀、刀子皆かたなと訓すかたなは片
 刃といふのうつれる也とも片薙といふの省れたるなり
 ともいふ説ありいつれにても通すれば今其是非を斷り
 難し扱古うち任せて刀といひしは今小さ刀といふ物に
 て絞柄にもし木柄にもして絲を巻す鐔を入れす鞘尻を
 多くは一文字に切り打かねくり形なとありて長き下緒
 をつけ小柄笄をさす是を例式の刀として陣中に用るに
 は柄をまくといへり又鞘巻といふも同じ物なれと其製

武雜記云御主の御走に參勤申候遠路なとへは刀の下緒を
 とめへし

太閤記云 諸士之傳記 竹中兵衛 戰場之出立は靜なる馬に乗虎御前と
 云刀元を常のこくとくにさし

奥羽永慶軍記云 山北前田 氏斷絶條 其比上方宰人ニ五十棧六十郎ト
 云軍者アリ常ニ鋸打タル刀指テ孫子吳子司馬法ニ三略杯
 云書ヲ讀ニ山北武士ナト曾テ不知レ之

土岐家開書云刀は赤銅作たるへし少々焼付などはよし目
 に立たるは好むへからす近代は大かたなを好むといへと
 も二尺より内を用へし年寄ては猶みしかき刀可然歟但
 山名右衛門督入道殿 持豐法名宗 全號遠誓院 老後迄御出仕にも大刀也

當代記云元龜四年正月十日松永降參岐阜參上不動國行刀
 藥研藤四郎ノ脇差令進上是レ何モ天下無雙ノ名物也
 東遷基業云酒井忠次と奥平信昌とを岐阜に遣はされける

に信長公信昌か驍勇を褒て今より後は九八郎を呼て武者
 之助と云へしとて一文字の刀并に帷子を賜る

又云神君信昌の功を賞し給ひ長篠段嶺吉良田原及遠州數
 邑を加給し給ふ(中略)信長公酒井忠次の齋巢山の功を賞
 して眉尖刀を賜りけり

又云信長公西尾小左衛門吉次を遣して信昌の勇敢を褒て

りさま例の刀と同じからす腰刀腰物喬刀脇刀脇差脇物
 さすかなとふるくいへる類は皆この刀のことにて近
 世打まかせて刀といふものいしへ打刀とも鐔刀と
 もいひける物なりそれらは皆その條に詳なれば爰に洩
 しぬ扱いにしへ刀といひしものに鐔入て脇差といひ後
 に刀に添て大小と呼び又殊にちいさき刀といふものに
 さへ鐔うちしも出來しは兵革の際にそはしまりけんさ
 るは鐔なからんよりあらんか接戰にたよりあれは鐔打
 て寸もや、長くなれるなるへし天文の頃はいかにあり
 けむ奥羽にては猶なへて刀に鐔入れさりしとみえて五
 十棧六十郎か鐔うちたるを珍らしけに書なしたり 水慶 軍記
 ふるくは武家の人々も常には此刀をさしたるのみにて
 太刀打刀などは從者に持せたるものなり其様古に見え
 たる物多く又供奉の時專警衛のためにさしあてられて
 太刀をはき御輿の左右に行ものを太刀帶の役といひし
 是によりても其然るを知るへし

○護刀

古今著聞集云觀教法印か嵯峨の山庄にうつくし唐猫の
 いつくよりともなくいてきたりけるをとらへて飼ける程
 に伴のねこ玉をおもしろくとりければ法印愛してとらせ

けるに秘藏のまもり刀をとりいて、玉にとらせけるに件
 の刀をくはへて猫やかて逃はしりけるを人々追てとらへ
 んとしけれともかなはず行方をしらすうせにけり
 恐管抄云義朝其時信頼を日本第一の不覺人なりけるひと
 をたのみてかゝることをしいたしつると申けるをは少も
 物もえいはさりけり紫宸殿の大床に立てよろひとりてき
 けるときたいとけいの唐櫃の小鉤を守刀に付たりけるを
 師仲は内侍所の御影をふところに入て持たりけるたへそ
 の鉤これにくしまいらせてもたんその刀につけて無益な
 りと云ければ誠にとてなけおこせたりければとりていつ
 ちも御身をはなれ申ましきとそとて云々

吾妻鏡云壽永元年八月十三日辛亥若公誕生之間追代々
 佳例一仰御家人等被召御護刀所謂宇都宮左衛門尉朝
 綱昌山次郎重忠土屋兵衛尉義清和田太郎義盛梶原平三景
 時同源太景季横山太郎時兼等獻之

又云建久三年八月九日己酉早旦以後御臺所御産氣已尅男
 子御産也云々江間四郎殿三浦介義澄佐原十郎左衛門尉義
 連野上刑部丞成綱藤九郎盛長下妻四郎弘幹號惡已上六人
 獻御護刀一又因幡前司小山左衛門尉千葉介以下御家人
 獻御馬并御劔等

きつてまもり刀きぬのつまにしくくゝみ

又云かまくら殿はこれ 山寺にすめはとて人をみしらぬはむ
 けなりちかくよりてみしらんとてあかちの錦にてつかさ
 やまきたるまもりかたなをわきにさしかくし大しゆの中
 をぬけ出てすけつねかうしちかくそねらひよりける
 蟠川親元記云寛正六年八月朔日丙子武庫御うふ衣御加持
 爲御使所へ御参例式御上下著也御衣平裏につゝみて御廣
 ふたにすはる御護刀御しゆきやう別御長持に入大門より
 出三寶院殿へ御参云々

産所の記云御まもりかたなの事刀の銘はほうしゆと打た
 るを御事にて候ふくろに入候て御そはに置申候是もてん
 たい宗にて御かちあるへし

武田勝頼滅亡記云かたちこそ女人にうまるゝといふ共心
 はなんしにおとらめや勝頼すはと申ならまつ我さきにと
 おほしめし御まもり刀に御心をかけさせたまひておちさ
 せ給ふ

聚樂物語云備後か女房 此後に候姫二さいにて候上人の御
 しひにはいかなる者にもあつけ給ひてもし人となりさふ
 らはゝみつからか跡とふらはせてたひ候へとて正宗のま
 もり刀に黄金三百兩をへ上人に渡し給ふ

判官物語云義經自 三條のこちかしゆくわん有てくら
 まへうちてまいらせたるかたなの六寸五ふん有けるをへ
 つたう申おろしていまのつるきと成へしとてひさうしけ
 るを判官しうしんにての時まもりかたなに奉るつかには
 したんをあはせてくつはからくさたけにとらのわちかへ
 をそしたりけるよしつねようせうよりひさうして身をは
 なさすしてさいこくのかつせんにもよろひのしたにさふ
 れける

義經記云會那王殿鞍 承安二年二月二日の明ほのに鞍馬を
 馬出の條 出給ふいしやうは白き小袖一重にからあやをかさね
 はりま淺黄のかたひらを上召白き大口にからをり物の
 ひたゝれめしきたへと云はらまききこめにして紺地錦
 にてつかさや包たる守刀金作りの太刀はいてうすけしや
 うにまゆほそく作りてかみたかくゆひあけ心ほそけにて
 かへをへたてゝ出給ふ

曾我物語云あさひなとらかつほね とらもこのありさまを見
 てけにやめいとよりきたるなるこくそつのおつたつるみ
 ちたにもしゆくんししやうのめいにはかはるそかしまし
 てやふうふをんあひの契あさからすとはいにしへいまま
 てもつたへきく物なるを後の世までもはなれしとおもひ

○紐小刀

日本書紀云飛仁天 四年秋九月丙戌朔戊申皇后母兄狹穗彦
 王謀反欲危社稷(中略)則誅皇后曰夫以色事人色
 衰寵緩今天下多佳人各遞進求寵豈永得特色乎是以
 冀吾登鴻祚必與汝照臨天下則高枕而永終百年亦
 不快乎願爲我弑天皇仍取七首授皇后曰是七首
 佩于袖中當天皇之疑廼刺頸而弑焉皇后於是心裏兢
 戰不知所如然視兄王之志使不可得諫故受其七
 首獨無所藏以著衣中遂有諫兄之情歟五年冬十月
 己卯朔天皇幸來目居於高宮時天皇枕皇后膝而寢
 於是皇后既無成事而空思之兄王所謀適是時也即眼淚
 流之落帝面天皇則寤之語皇后曰朕今日夢矣錦色小蛇
 繞于朕頸復大雨從狹穗發而來之瀟而面是何祥也皇后
 則知不可得匿謀而悚恐伏地曲上兄王之反狀因以奏
 曰妾不能違兄王之志亦不可得背天皇之恩告言則
 亡兄王不言則傾社稷是以一則以懼一則以悲俯仰喉
 咽進退而血泣日夜懷悒無所訴言唯今日也天皇枕妾
 膝而寢之於是妾一思矣若有狂婦成兄志者適遇是
 時不勞以成功乎茲意未竟眼淚自流則舉袖拭涕從
 袖溢之沾帝面故今日夢也必是事應焉錦色小蛇則授妾

ヒ首也大雨忽發則妾眼淚也天皇謂皇后曰是非汝罪也古事記云爾天宇受賣命謂海鼠云此口乎不答之口而以紐小刀折其口故於今海鼠口折也

又云悉召集和邇魚問曰今天津日高之御子虛空津日高爲將出幸上國誰者幾日送奉而覆奏故各隨己身之尋長限日而白之中一尋和邇白僕者一日送邇來故爾告其一尋和邇然者汝送奉若渡海中一時無令惶畏即載其和邇之頭送出故如期一日之內送奉也其和邇將返之時解所佩之紐小刀著其頭而返故其一尋和邇者於今謂佐比持神也

又云此天皇以沙本毘賣爲后之時沙本毘賣命之兄沙本毘古王問其伊呂妹曰孰愛夫與兄歟答曰愛兄爾沙本毘古王謀曰汝寔思愛我者將吾與汝治天下而即作八鹽折之紐小刀授其妹曰以此小刀刺殺天皇之親故天皇不知其謀而枕其后之御膝爲此寢坐也爾其后以紐小刀爲刺其天皇之御頸三度舉而爾不忍哀情不能刺頸而泣淚落溢於御面乃天皇驚起問其後曰吾見異夢從沙本方暴雨零來急治吾面又錦色小蛇纏繞我頸如此之夢是有何表也爾其后以爲不應爭即白天皇

按、古事記紐小刀日本紀ヒ首おなく比茂加太奈と訓す紐といふはこの物佩子細中又著衣中なと見え

たれば短小のものにて異物にて尺八ハ刀の走り拔さらんか爲に柄もしは鞘に紐にて纏ひ置へき料にしたるものによりけん懐中に佩て下紐にさす故の名也といふ説は本居宣長古いかあるへき承け難し狹穂彦の八鹽折之紐小刀といふは八鹽の衣なといふと同く紐の色なりといふ説も源の説あれと八鹽折は酒なといふ類にて幾度も折返し精く鍊り鍛へたる謂にて其刀の利きをいふ名也といひしを古事記立まざるへき

○ヒシ刀

八雲抄云刀ひしかたなこかたな心さすかともいふ聖仁天皇御時后袖門を穿按、ひし刀未詳ヒ首刀にや猶可考

○腰刀

平家物語云はしかつせんの條つ、井のしやうめいしうとて一人たうせんのはものそやわれと思はんものはよりあへやけんさんせんとてやにはにかたき八人きりふせ九人にあたるかたきかかふとのほちにあまりにつよくうちあててめぬきのもよりちやうとをれくつとぬけて川へさふ

とそ入にけるたのも所はこしかたなひとへにしなんとのみそくるひける

長門本平家物語云殿上閣忠盛郎従をして兵具をたいせしめて殿上の小庭にめしをき其みは又腰刀をよこたへさして節會の座に列す兩條共希代未聞の狼藉なり源平盛衰記云忠盛カクノ如クシテ出サマニ紫宸殿ノ後ヲニテ主殿司ヲ招寄セ腰刀ヲ鞘ナカラ抜キ後ニ必ス尋ネアルヘシ體ニ預ケムトテ出ニケリ又云堀原助佐殿ハ今ハ限リ景時カ手ニカ、リヌトヲホシケレハ急シテ降ヲヤ乞自害ヲヤヌルトヲモハレケルカイカニ景時ホトノ者ニ降ヲハ乞ヘキ自害ト思ヒ定テ腰ノ刀ニ手ヲカケ給フ景時アハレニ見タテマツリテ暫ク相待チ給ヘ助ケ奉ルヘシ軍ニ勝給ヒタラハ奉公忘レ給フナ若又敵ノ手ニカ、リ給ヒタラハ草ノ陰マテモ景時カ弓矢ノ冥加ト守リ給ヘト申云々

吾妻鏡云治承五年三月七日癸未大夫馬入道送狀申云去月七日於院殿上有議定仰武田太郎信義可被下武衛追討願御下文之由被定風聞之趣如此者依之於武田非無御隔心被尋子細於信義之處自駿河國今日參著書起請文令獻覽之間有御對面此間猶依

有御用心召義澄行平定綱盛綱景時令候于御座左右云々武田自取腰刀與行平入御之後退出返取之云々

又云正治二年二月戊午今日出御侍所波多野三郎盛通被生勝藤木七郎則宗盛通進出則宗之後懷之則宗振拔右手腰刀欲突盛通云々明月記云承元二年十一月廿三日中宮之兄白子禪師之侍盜腰刀者云々承久記云佐々木向ノ中島ニ打上タレハ子息左衛門太郎トテ十五ニナリケルカタフサキニ白キ帷ヲ著腰刀ハカリ指シ太刀ヲ頸ニカケ父カ馬ノ鞞ノ總ニ取付テ來タリ貞永式目追加云勝長壽院僧坊連々有寇亂度々及殺害事右武士之郎從猶以不可及如此狼藉況於僧徒類乎自今以後僧徒法師童子力者法印橫雄劍差腰刀一向可停止之

建武式目追加云中間以下輩金銀梅花皮等腰刀可停止事古事談云相撲節以後二條師之許伊達男伊成ヲ相具シ參タリケレハ前ニ召テ酒ナト勸之間弘光ト云相撲又出來タリケレハ同召加テ酒ノマセテ物語之間弘光頗酒氣入テ多

言ニ成テ申云近代之相撲者勢ナトタニ大ニ成候ヌレハ無
 左右最手ニモナク脇ニモ立候也昔ハ勝モセヨ負モセヨ取
 昇進シテコソ至候ヘト云々爰ニ伊達云是ハ伊成カ事ヲ申
 也今度脇ニ立候ニタリ但キト試候ヘカシト云々于時弘光
 左手ヲ指出テ手乞ケルヲ伊成ハ搔合テ畏テ居タリケルヲ
 父伊達只被_レ試候ヘカシト度々イヒケレハ弘光カ左手ヲ
 伊成以_レ右手_二指ヲヒシト取タリケルヲ引拔ムトシケレト
 得不_レ拔ケレハ戲ニシナスニ以_レ右手_二腰刀ノツカニカケ
 テ拔ムトスル體ニシケル時伊達サテ放テ候ヘト云ケレハ
 放畢

又云_部 出羽守源齋頼ハ自_レ若冠之昔_ニ至_ニ衰老之時_ニ以_レ
 伺_レ應爲_レ業(中略)白髮ニ帽子カツキテタフノ直垂小袴ニ
 九寸計ナル腰刀ノツカニ

古今著聞集云_{御堂關白殿} 義家に仰て瓜をわらせられけれ
 は腰刀をぬきてわりたれば中に小蛇わたかまりてありけ
 り

愚管抄云信西はかさとりて左衛門尉師光右衛門尉成景田
 口四郎兼光齋藤右間允清實をくして人にしらるましき夫
 こしかきにかかれて大和國の田原と云方へ行て穴をほり
 てかさうつまれにけり(中略)武士ともさひく_レ出きてと

やにとりそへつかのかたを御前へさしいたし申候

佐竹宗三聞書云水干紐自然むすほおれてとけさる時は人
 の見ぬやうに腰刀をぬきかけては_レき_レはにて右の方の
 ひものむすほ_レれたる所より切て左のひものをこしりをま
 はして如_レ常おさめて右のひものを肩をこしておさめて的
 を射敷皮へ歸て切たる紐をむすひつきておさむへし

三内口訣云諸家之諸大夫直垂之上ニ帶_ニ腰刀_ニ是近代之作
 法一向不_レ謂之儀其故は權少輔清種先祖代々爲_レ院御所之
 御裝束師_ニ或時候_ニ御衣文_ニ以_レ絲閉_レ之而無_レ可_レ切刀_ニ仍
 自_レ院給_ニ御腰物_ニ乍_レ著_ニ布衣_ニ帶_レ之然間直垂之時も帶_レ之
 是一家之規模限_ニ此流_ニ也然處諸大夫は必可_レ帶_ニ腰刀_ニ之
 様諸家之諸大夫相似之條如_ニ西施廻_ニ乎太_ニ以_レ見_レ苦_レ鋪_レ義也近
 代將軍家以_ニ武勇_ニ被_レ先_レ之條直垂に被_レ帶_ニ腰刀_ニ御參内之
 時御直處迄_{長橋}被_レ帶_ニ之是は一切法外不_レ可_レ爲_ニ傍例_ニ者
 也

世俗淺深秘抄云公家召_ニ相撲_ニ於_ニ御前有_ニ御覽_ニ時或乍_レ
 著_ニ衣裳_ニ參時必不_レ差_ニ腰刀_ニ次將必可_レ知_ニ此故實_ニ也
 私日記云私の腰刀主人貴人等へ懸_ニ御目_ニ候覺悟之事少御
 前を退て右の脇へねちむき何となくぬきてさけを_レさや
 にとりそへてつかのかたを御前へさし出し申候又そへら

かく見めぐりけるほとによくかきうつみたりとおもひけ
 れと穴口に板をふせなんとしたりけるを見出してほり出
 たりければ腰刀を持ってありけるをむな板の上につよくつ
 き立て死てありけるを堀出して頭をとりていみし顔に持
 て参りてわたしなるとしけり

太平記云_{神南合戰} 馬ヨリ下立テ鎧ノ草摺タ、ミ上テ腰ノ
 刀ヲ拔テ自害ヲセントシケルヲ云々

又云_{島山流罪} 島山大藏少輔ツ、イテ腹搔切其刀ヲ引拔テ
 上杉伊豆守ノ前ニ投遣御腰刀ハ些寸延テ見エ候是ニ而御
 自害候ヘト云モハテスウツフシニ成テ倒レニケリ

新撰六帖知家卿今はわれまらはにとけるこし刀世につか
 はれの身とを成にし

世鏡抄云牧狩之事走時モ追時モ腰刀ニ心ヲコメヨト云リ
 長具足ハ鎌鎗薙刀ノ間タルヘシ大太刀長刀持スヘカラ
 ス

長享元年江州御動座在陣衆著到記云雜色之男共十人計な
 しうちゑほしに黒き布直垂にかへしも、たちを高く取て
 腰刀計也

伊勢貞順記云私の腰刀主人貴人等へ懸_ニ御目_ニ候覺悟の事
 少御前を退て右の脇へねちむき何となくぬきてさけを_レ
 をぬきて懸_ニ御目_ニ候事努々不_レ可_レ有_レ之親兄弟等にも
 此こゝろえ同前也用心のためにそへこぬき候他人にた
 いしてはぬくへき也但それごとく_レ敷目に立候様に仕
 候得はかへつて如何に候歟御覽候て返し給はり候時はい
 たゝきて脇へむきてさし可_レ申候

豊臣家譜云九月二日方亨惟敬登_ニ伏見城_ニ方亨在_レ前惟敬
 棒_ニ金印_ニ立_ニ階下_ニ少焉殿上黃幄開矣秀吉使_ニ侍臣_ニ二人持_ニ
 太刀腰刀_ニ而出云々

難波戰記云_{秀頼公} 秀頼公ノ御船伏見ヲ進發シテ大坂ニ歸
 ラシメ玉ヘハ清正御暇ヲ玉ハリ宿所ニ歸テ常ノ居所ニ入
 座ニ居直肌ニハサメル腰刀ヲ拔出シ一見シテ則鞘ニ納メ
 是ヲ押戴テ落涙數行之間申ケルハ嗚呼清正冥慮ニ叶故秀
 吉公ノ厚恩今日ニテ報シ奉ルト云リ

又云_{石川伊豆守大} 石川伊豆守貞政モ片桐ニ一味シテ秀頼公
 ヲ背ニ依テ誅セラルヘキト風聞ス貞政是ヲ聞テ湖日ノ晚
 景宿所ヲ出テ出仕シケルカ心ニ思ヒケルハ修理亮カ内藏
 カ兩人ノ内何成トモ參會スルニ於テハ忽勝負ヲ決セント
 腰刀ヲ指ナカラ殿中ニ上テ座中ヲ白眼見テ申ケルハ云
 武邊咄聞書云眞田は大坂に著大野修理館へ其身計行く

(中略)かゝる所に若侍十人計寄集りて刀脇差の目利せし
か一人の若侍真田に向て和僧の刀脇差みせられよと云真
田聞て山臥の腰刀は唯大おとしの爲までなれば中々御目
にかけらるゝものにて無候へ共刀の悪敷は元來知れ候へ
は御慰計にとて差出す

按、もと腰刀といへるは即卷首の刀のことなり腰にさ
すものなれば腰刀といふ腰差腰物といふも亦同じ元龜
天正の頃腰刀といひしものあるひは古製にたかひたる
もありぬへし

○大腰刀

明月記云元仁二年廿五日去夜聊有夢想今年未遂物
詣恐思仍明日欲精進西時許物詣人著此家廿二日見
聖靈會松殿大納言母儀相具參詣云々大納言著淨衣
指大腰刀以銀作成近代大腰御相具子息二人女房同參詣
云々

○腰物

梅松論云元弘三年御一統の時北畠亞相禪門准后腹の三の
宮を懐き奉て出羽陸奥兩國の守として管領ありしほとに
五十四郡の軍勢を卒して後詰の爲に不破の關を越てむか
ふよし聞えけり京方宇治の討手の大將義貞橋の中二間引

參事ナシハノ方ヲムカヘニナシテミニネノ方ヲ我方ヘシテ
兩方ノ大指ニテヲサヘテ持テ參ヘシ只持人アリトイヘト
モシセンヌメル事アルヘシ同御下緒ヲモ御腰物ニ取添ヘ
シ

又云 公方御 御劔ハ大食御腰物 仍御劔役人被帶又ハ
廣股寄何モ御重代也

關東兵亂記云 持氏滿貞 永享十一年二月二十八日若公義久
ハ今年十歳ニテワタラセ玉ヒシ(中略)念佛十返計唱へ玉
ヒ西ニ向テ御腰物ヲ貫キ左ノ脇ヨリ突立玉フ處ヲ御首ヲ
打落シ奉ル

永享記云 公方管領 武州一族ヲ初トシテ奉公外様ノ伊勢山
ノ内ヘ可押寄由聞エケレハ憲實大キニ驚キ身ニ於テ誤
リナクシテ被レ向ニ御旗ニ御敵分ニ成テ討レンコト不忠ノ
至リ未代ノ瑕瑾ナリ所詮御糺明以前ニ自害シテ御憤ヲ散
シ忠義ヲ可殘トテ押肌拔テ已ニ刀ヲヌキ給ヘハ御近習
數十人走寄奉レ奪ニ腰物ヲ前後左右ヨリ令整固云々

賀越圖證記云 公方機朝倉屋 御成禮トシテ御太刀一腰 初獻
御太刀一腰 七獻 御一領三物御太刀一腰 一文 此時御劔御
腰物義景拜領其禮トシテ御太刀一腰
長祿二年以來申次記云正月御服事朔日は唐織物をめさる

て櫓橋を上げて相支けり八日の夕橋の中橋の下にをいて
結城の山河の家人野木與一兵衛尉并中僅二人か一人當千
の武略を顯して戦しほとに將軍御威の餘りに御腰の物を
直に兩人に給ひし事生々世々の面目と見えし
ゑはし折云たしかにうしわかとの御むさうの有けるもの
をとおほしめしものとさしよに御歸りありもえきにほひ
の腹まきをくさすりなかにさつくとめしこんねんとうの
こしものを一文字にさしありかうかひぬきいて枕とさ
ためひさよりの御はかせをはらのうへにとうとをき云
云

曾我物語云梶原かはまいてして歸りさま此女のもとにう
ちよりて夜とゝもにあそひけりあかつきかへるとていか
かしたりけんこしのかたなをわすれいてけるを女のもと
よりかたなをつかはしけるとて
いそくとてさすかたなをわするゝはおこし物とや人の
みるらんかけすゑむまにのりなからゆんでのおふみをい
またふみもせず返歌をそしける
かた見とてをきこしものをそのまゝにかへすのみこそ
さすかなりけれ

鎌倉年中行事云 正月五日 次ニ御腰物ハ盆ニ不置シテハ
御ひたれは白きなり此白き御直垂は正月卅ケ日ともに
めさるゝ也御腰物は海老名小鍛冶と申を是も卅ケ日御用
也一尺二三寸也御つかさやと 然御作りの様は御つかさや梨子
地にこしりつか頭御腰本何もしやくとう御目貫は桐の丸
焼付御かうかひは桐也

宗五大雙紙云公方様の御こしの物はさやぬりをとしつか
はこしもと金こしり柄かしら同前それを黒くぬられ候の
み入つか口金は、き同前御目貫丸の内につふ桐やき付御
かうかいしやくとうみ、やきつけ又ひの左右に御めぬき
のことくなる小桐やき付に桐あり御かうかいさきを二
三寸をきて金にてそきつきにつくなり御小刀つかに金の
くわんあり又つかさやなし地がなくしやくとう御かうか
いめぬき前のことし又かうやくさやの御座候し又普廣
院殿富士御覽に御下向候時さ、れ候し御腰物かりかね獅
子くりかたに同二匹あり小しりつか頭にもし、すはり候
つかさやかなかい石墨を金と具にて被レ入候寸も少長く
御座候大概御腰物九寸八寸計にて候かい、つも御座候へ
前にしるし候作にて候御下緒は茶の絲又くれなゐと茶の
絲にて一寸またらに龜の甲なと打ませも御座候つるから
紅の御さけをは見申候はす候 按、金貝といふは金華のことなり
本文寶貝と金華とを合せて金貝と

いひしかごとく聞ゆれとさにはあらずこの腰具はかりなるを青具といひ
金帯をまじへたるをばそれにわかつて金具といひしかゆへかくはしるせ
るなり
應仁別記云御臺様今出川義親坂本エ御忍有御暇乞御對面
御一獻アリ御出立御席ニ蒔黄ノ練貫上ニカチノ御袖赤地
ノ端子御袴御劔御腰物善鬼包平藤四郎小鍛冶鳩作等被
持ケリ

三光院内府記云腰物非本式之儀仍於公家者無帶之
但院御所ニハ内々御用意北面等ニ被下之儀其例分明
也然時者一向ニ非可辨指之物抑諸家ノ諸大夫直垂ノ
上ニ帶腰刀ニ是近代之作法一向不謂之儀其故ハ權少輔清
種先祖代々爲院御所之御裝束師一或時候御衣文以絲
閉之而無可切刀仍自院給御腰物乍著布衣帶
之然間直垂之時モ帶之是一家之規模限此流也然處諸
大夫ハ必可帶腰刀之樣諸家之諸大夫相似之條如西施
額太以見苦敷儀也近代將軍家以武勇爲先之條直垂ニ
被帶腰刀御參内之時御直垂被帶之是ハ一切法外
不可傍例者也當時隨分ノ月郷雲客腰刀之花美奇麗超
上古剩鐔刀等被帶人々見及候武官全盛之世ニ候歟然間
如恐老モ隨世之故隨分可磨才幹之覺悟ニ候
三好義長等之御成記云進上之御腰物國光こしとこしりつ
りも頼て指れ候腰物可被進かの事され候御腰物被
參候は、此方よりされ候腰物被遺事は定法にて候乍
去其家の重代又は事により危相なる刀などにて候へは別
の刀を可被遺候かやうの御參會には象々其御心掛候て
可然候可被召遺腰刀をされ候事故實にて候
北上記云腰刀と申候よりは御腰物と申はあかり候御さす
かは歌の詞にいひかけたるにて名目にはあらず歌はさす
かの條に出せり

ち金をば不慮目貫細しやく御さけを紅茶一寸またら龜のこ
とう焼つけかうかい同前
今川大雙紙云御腰物を貴人主人へ持參するやう左にて下
緒を取て刀の柄をなにとなきやうにさけ緒にて巻き常に
太刀など進らするかごとくに主人の左の方に置也
光源院殿御元服記云天文十五丙午歲御元服當日十二月十
九日同廿二日(中略)從義賢方蒼鷹一聯御太刀御腰物御
鎧御馬奉獻上大御所御方へ也
奥羽永慶軍記云伊達輝宗爲二 木松生普條正宗大ニ怒テ父ヲトリコニ
セラレテハ正宗末代ノ耻辱也連牙ヲ嚙テ鷹野場ヨリ直ニ
追カケ見渡セハオクレハセニカケユク者引モ切ス正宗ハ
鞭ニ泥障ヲ合セカケ、ル程ニ阿武隈川ノコナタナル高田
ニ追付ケル二本松ノ者トモニ兼テ不工仕合ナレハ道
具ヲ持ヒマモナカリケルニヤ米澤源内計リハ劔ヲ持テ右
ノ方ニ立佐藤五郎兵衛ハ弓ヲ持テ左ニ立其外ハ腰ノ物ヨ
リ外ニ持タル道具モナシ
太閤記云前關白秀次 切腹之條秀次公生年廿八歲正宗の脇差を以て御心し
つかに見えて曳々と聲し給ひつゝはやうてよと被仰し
かは浪游光と云御腰物を以御介錯いと神妙なり
大内問答云從客人一され候御腰物被進候は、亭主よ

武家名目抄稿第二百八十册

塙檢校保己一編

刀劔部 十三

○腰差
按、是又腰刀のことにて脇腰にさすものなれば腰差と
も脇差ともいひしなり本文いふ所は鐔うちたる物にや
猶古法のまゝ鐔入れざるにや知るへからず

源平盛衰記云梶原道 梶原景季最高景茂等ツ、キテ進ム判官腹
ヲ立テ、喬刀ヲ取テ向フトコロヲ三浦別當義澄判官ヲ懐
キ止ム○按、流布の盛衰記には喬刀を太刀と
キ止ムは後人の改めたるもしるへからず
又云小塚合 小太郎藤平ニ間ケルハ義盛ハ楯突ノ軍ニハ度
度アヒタレトモ馬ノ上ハイマタ知スイカ、アルヘキト云
へハ實光今年五十八軍ニアフ事十九度也軍ハ尤モ故實ニ
ヨルヘシ(中略)近年ハ敵ノ透間ナケレハ先ツ馬ノ太腹ヲ
射テ主ヲ墮落シテ立チアカラントスル處ヲ御物射ニモス
ル候敵一人ヲアマタシテ射事アルヘカラス矢タウナニ相
引シテ誤スナ敵ヲ手繁ク寄スルナラハ様アルマシ押並テ
組テ落チ腰刀ニテ勝負ヲシ給ヘトツ教ヘタル
堀川親俊記云天文八年十二月十二日乙亥相國寺大智院源
殿主初堂脇刀質物遺之野依同道
北上記云わき刀と云よりも御わきさしと申聞能候

按、脇刀は即前巻に出したる腰刀なり脇腰にさすものなれば脇刀とも腰刀ともいふなるへし

○脇物

堀川親元記云寛正六年八月廿二日御成細川殿馬場棧敷犬追物二百匹(中略)山脇備州御馬毛御すはう地かちむ尾長鳥二ぬいめつけ白かたひらかたみかはり紅立すち御脇物かいらさきや金作なり

又云文明十年八月廿八日貴殿より御太刀御脇物八郎殿へ被進

信長記云信忠卿へハ荒波ト云御脇物イタヤ鹿毛ノ御馬帷子百彼兩使ニ福富平左衛門尉ヲ相添爲ニ御使者マヒラセラレ云々

又云堀川左近召寄ラレ上野國信濃國ノ内二郡被下井關八州陸奥ニ至マテノ諸公事等可令進退其方智慮ニアタハサル事有ニ於テハ家康卿ニ評議ヲ請テ可致其沙汰然レハ此馬吉例多キ事有ソ是ニテ入部スヘシトテ秘藏シ玉ヒケル御脇物ト兩種被下ケリ

按、脇物も亦腰刀にて脇物といふは猶腰物とも云の例なり

○脇差刀

太平記云淵邊御胸ノ上ニ乗懸リ腰ノ刀ヲ抜テ御頭ヲ搦ントシケレハ宮御頭ヲ縮メテ刀ノサキヲシカト呀サセ給フ淵邊シタ、カナル者ナリケレハ刀ヲ奪ハレ進ラセシト引合ヒケル間刀ノ鋒一寸餘リ折テ失ニケリ淵邊其刀ヲ投捨脇差ノ刀ヲ抜テ先御心モトノ邊ヲ二刀刺ス

○脇差

明徳記云御所ノ其日ノ御裝束ニハ累代ノ御重寶ト聞エシ篠作ト云御帶刀ニニッ銘ト云御太刀ヲ二振添テハカセ給ケル藥研徹シト云御脇差ヲサ、セ玉フ

大内問答云同時ニ脇指をも被進事候哉の事脇指の事はおんげんと申て人に見せざる様に自然さ、れ候か殿中なとへはゆめ、御さしなき事にて候間わささしの沙汰は何其無覺悟候又不及見候ま、兎角は難申候

永享記云普代ノ主君ヲ傾ケ奉リ未代ノ嘲ヲ耻テ其身ノ罪ヲ討セン爲ニヤ俄ニ出家シ給ヒケリ(中略)六月廿八日長春院へ參詣シテ公方ノ御影ノ前ニテ焼香念佛シテ後ニ泪ヲ流シ申サレケルハ臣今度讒臣等ノ申ヤウニテ御勘當ヲ蒙リ心ナラス御敵トナル然レトモ心中ニ不議ナシ宜有ニ天鑑ト云モ果ス腰ノ刀ヲ引抜テ左ノ脇ニ突立給フ所ヲ御供ノ侍高山越後那波内匠走り寄テ懷キトリ御脇差ヲ奪取ル

文正記云抑義廉親者山名都督伯父同名攝津守息女也小長刀脇差取副不放手合戰演則自害念定女房也貞親教訓云當世ある人を見るに脇さしといふものをさす是はおんげんとて人にはかくしてさすことあり御前などにては縦人の見ぬやうにさしたりとももし人に見つけられたらば上意へ對していかなる野心のあるなといはれて曲事たるへき也わき指を用へきことは軍陣物詣旅行などの時分は似合へきなり中間小ものなどには似合たる事なり仁よき者の脇指と見せてさすこといかなる手柄ともおほえす當代はや人のふるまいかやうに下劣になる後代のわかき者のいよ、さそとおもはるゝなり

故實雜集云脇さしは隠劔として用心のために懐の中にかく

してさすものにてきとせざる物に候間進物にはならず候近き頃は下部のものなど刀の代りにさすものも間々見へ候有ましき事にて候されは進物にはならず候酌并記云下緒むす事(中略)わささしはむすひめの下へさかりたるかよし

奇異雜談云應仁の亂中の事なるに東洞院と高倉との間に足輕一人有夏の名は夏の頃なるに清水に參詣す朝飯以前に隔子の文の帷子に蕪黄のもちの十徳に刀脇差にて宿をいで

堀川親俊記云天文七年十一月十八日戊午脇さし慈眼庵渡會津物語云木幡カ先手二十騎ノ兵元ヨリ本庄重長ヲ恐ルル事不斜左内カ狸々緋ノ羽織ニ金ノ切圓ノ脇指ニテ懸出タルヲ見テスハヤ重長ナリトテ騒ケル

りて片手打の物なりとてやうく一束計に仕者も御座候
是は不_レ宜候強力にても片手はかりにては時をうつし戦
るものにては無_三御座候腕瘻たるときは兩手にてさへ
働れす候いかに短き脇さしにても一束三伏もかゝる程に
は仕て可_レ然候二尺に餘る脇差には柄も二束掛る程に不_レ
仕は可_レ惡候

東遷基業云秀吉公豊後筑前の界巖石の城を廣孝善戦て功
ありければ秀吉公賞美し給ひて金鍔の脇差羊の皮胴腹を
授給ふ

天正記云 關白殿御
行儀條 五番めに關白秀次卿御わきさしは正宗
にて御刀なみをよきさくはかねみつなりさへあはちの
かみ御かひしやくいたす

當代記云天正十年三月廿一日武田穴山 隱奥守入
道梅等 出仕云々
自_二信長_一半俗ノ脇差ノ三ツ刀ヲ被_レ下

又云慶長七年二月十四日北國主羽柴肥前守關東へ(中略)
大納言公へ金百枚銀千枚小袖百領脇差 宗進物也 大納言公
ヨリ肥前ニ金百枚馬鹿并錫藤四郎脇指被_レ遣_レ之

又云慶長十六年三月廿八日辰ノ刻秀頼公入洛則家康公ノ
御所二條へ御越云々此度於_二京都_一家康公へ秀頼公御遺物
ノ事御太刀 眞御馬
中略脇差一腰 左文字は故秀
大頭一ノ道具也

卷刀の所にいひしか如し貞親教訓に見えたるはその最
短少なる物と聞ゆ應仁の頃より干戈日日に尋ひて物の
製も鬪戦に利あらんことを宗としたればこの物も鑲入
るゝことゝなりて近世打まかせて刀といふなる打刀に
さしそへてこれを大小といひかのわき刀を小き刀と
いひてそれにさへ鑲うつことゝなりたりされは後の脇
さしといふは打かたなにさしそふるかゆゑの名ともい
ふへきによ

○脇差太刀

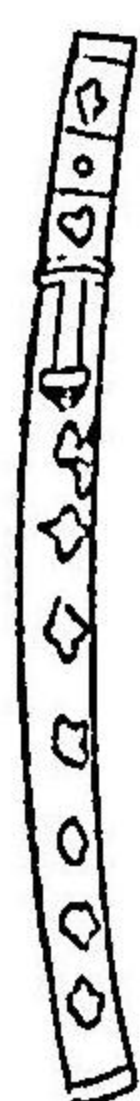
太平記云 最勝殿之時
及圖解條 南都ノ衆徒ハ面々ニ脇差ノ太刀ナン
ト用意ノ事ナレハ拔連テ切テ懸ル

○熨斗付脇差

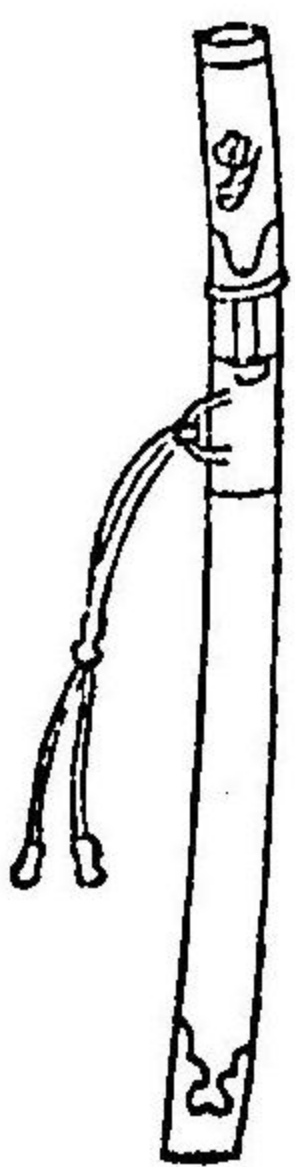
安土日記云元龜元年三月三日江州國中ノ相撲取ヲ被_二召
寄_一常樂寺ニ而相撲ヲトラセ御覽候(中略)行事木瀬藏春
菴餘江又一郎青地與右衛門取勝候依_レ之青地餘江兩人ノ
シ付ノ太刀ヲキサシ被_レ下御家人ニ被_二召加_一面目ノ至也
伊達日記云高麗入ノ御支度萬御道具ハ京都へ仰上ラレ候
(中略)政宗家中出立ハノホリ三十本紺地ニ金丸ノホリ指
ノ衣裳具足下ニムリヤウノシユハン具足ハ黒絲前後ニ金
ノ星鐵炮弓鍵ノ衆下著具足同前銀ノシ付刀脇指小尻ヲカ

板坂卜齋慶長記云十月末進藤三左衛門と申侍一人大坂に
て本多上野助所へ何方よりともなく來り備前中納言殿い
ろくさまく被_レ成_二御尋_一候最後までつき居申候もの
なり被_レ達_二上聞_一候へと申證據は何そと尋申候得は鳥飼
國次と申名物のわきさし御さし候百姓ともとり候を慥見
申候

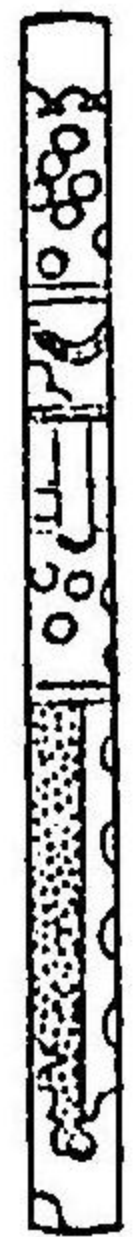
安藝國嚴島社藏足利尊氏公刀圖



相模國鎌倉在柄天滿宮藏刀圖



大坂商家西村庄兵衛藏義政公刀圖



按、脇差は脇差の刀といふを省ていへるなり前條に引
たる太平記の脇差は一腰させる脇にさしたる故の名と
は聞ゆれと脇刀の名目もいとはやく見えたれば 源平盛
衰記
脇腰にさすか故の名ともいふへきによさて脇刀とも脇
差の刀とも呼しは腰刀のことにて鑲なき物なりしは前

キホウナリ

○大脇差

甲陽軍鑑云諸道具一方むきによきと沙汰仕る人は細々諸
勝負にあはぬ侍の申わさと存る謂はつめ座にて小脇指を
もつて利を得たる者は小脇指をすき候立ならひても又座
しても手のとくとくかぬほとにて勝負を仕すましたる
ものは大脇差尤と存候刀にて度々勝負に利を得たるもの
は太刀すく物にて候又三尺二三寸の太刀を抜あはせぬ間
に手早なる男か二尺五六寸の刀にて初太刀を打て大かた
なに手をひらかせねは其人は必二尺七寸より上の刀をは
きらふ物にて候

松隣夜語云近衛殿爲_二招請_一淨土宗蓮譽ト長尾小四郎景征
ヲ京都へ被_二差越_一(中略)唐橋ノ亭ニテ兩使ニ厚ク茶ヲ玉
ハル小四郎坐入ノ體一圓不_二等閑_一切戸ノ際マテ刀ヲ指シ
席ノ中ヲ除目ニ見其内へハ大脇差ニテロチ入御茶ヲ玉リ
罷出ルト等ク日ノ中ニ御返答ヲ可_レ承ナト堅固ヲ申田舎
武士ノコトカラ如何ナル僻コトモセンスラント近衛殿ヲ
ハシメ安キ御心モ不_レ有

義殘後覺云 猪口佐次兵衛
手柄討死條 兎角スル程ニ猪口起タリ大脇差ヲ
屹ト反ヲカケテ指人々ハ早々ヨリ御出候者哉何トシタル

事ソヤ先々上リ給ヘト云程ニ云々

當代記云慶長十四年五月十八日淺野紀伊守紀伊國主悉皆ノ用

人松原内記ヲ左内ト云七十者指殺其故ハ云々内記轉寝シ

テ居ケル所ヲ大脇差ヲ以テ三刀ニ殺害メ

雜兵物語云乗手もまつさか様に打落てふんそつた所をね

首をかく様に首をひつかいたる大脇差しは首を引かくに

引かきつらひものた具足の上に小脇差しをはきけるは尤

なこなた

○小脇差

甲陽軍鑑云諸道具一方むきによきと沙汰仕る人は細々諸

勝負にあはぬ侍の申わさと存る謂はつめ座にて小脇差を

もつて利を得たる者は小脇差をすき候立ならひても又座

しても手のとくと、かぬほとにて勝負を仕すましたる

ものは大脇差しを尤とそんする

末森記云杉江彦四郎ト云兵成政内馬廻組頭ヲシテ勇士成

ハ近邊ノ城ニ番勢ニイタリシカ鳥越ヲ加州勢候ヲ見付助

來ル處ニ利家卿内ニ九里少藏ト云小性其頃蒙_レ勅當_レ居タ

リケルカスハタニテ彼彦四郎ニ渡合引クンテ谷ヘ落ケル

カ上ヲ下ヘト返シケルニ少藏下ニ成既ニ首ヲトラント杉

江刀ニ手ヲ懸タル處ヲ下ヨリ少藏小脇差ニテ草摺ノハツ

義殘後賢云四月一日左馬介討取鹿之介左馬介モ至剛ナルコトハ並ナラ

ス一年備後ノ山越ヲ使者ニ遣シ候處ニ深谷ノ岨ヲ通候ニ

一番キリノ熊飛出左馬介ヲツカマントカ、リ候ヲ押並テ

無手ト組ミテ上ヲ下ヘトヤ、暫ク組合候ヒシカ終ニ熊ヲ

乘リ伏セテ小脇差ニテ二刀サシ仕留テ中間トモニ遙々荷

ナハセテ宿ニ歸候

奥羽水慶軍記云信原夜討條盛胤カ從弟ニ猪苗代留主助トテ十

六歳ニ成ケルカ夜討ノ印ニ付タル白布ヲカナクリ捨大將

ヲ討取ント敵ノ中ニ紛レ入テ窺フ間ニ味方ハ早引取ヌ爲

方モナク敵ノ中ニ打圍レ檜原ニソ入ニケル扱シモ暫時ハ

如此スルトモ續松數々アレハ今ニ露ハレンハ必定ナリ連

モ不_レ叶物故ニ甥メラレテ首ヲ刎ラレンヨリ討死セント

思ヒ其手ノ足輕大將ト見ヘシ者ノ側ニ立寄テ一尺ハカリ

ノ小脇刺ヲヌキ具足ノ透間右ノ脇ノ下ヲ穿モ通レト突タ

リケリ

小島景憲家譜云慶長五年五月大坂權現様御下屋敷にて大

番衆カ、み源十郎若黨長屋二階に上リ小脇差を拔罷在太

刀所を理り如_レ其仕候

○陣脇差

末森記云利長卿御父子越中國内マテ御馬ヲ出サレ味方自

レニ二刀サシ通シ終杉江ヲ押伏ケリ

氏郷記云名生西村左馬允重就ハ坂有ケル所ニテ鍵ヲ合

セ戦ケルカ去武者ト組テ落本來西村大力ノ剛者ナレハ彼

敵ヲ取テ押ヘケルニ敵下ヨリ小脇指ヲ拔テ西村カ頭ヘ引

懸爰ヲ先途ト引キ切ケル

大友與廣記云人實出立條鎮實使者を返して後生年十二歳の娘

をちかつけて(中略)宗麟公に我心かはりして秋月と一味

同心はおもひもよらす後にならす敵のために汝殺害せ

られん其沙汰あらは人手にかゝらす自害すへしといひふ

くめ小脇差しを娘にわたして汝かすてんいのち且は屋形

さまの御ためまたは父か順義の心故とおもふへしといひ

きかせける

東遷基業云神君長政の傍によらせ給ひ今日合戦に勝利を

得たる事偏に貴方の計策によつてなり其上今に始ぬ事な

から今日の軍に手を碎き忠節を勵まされ敵の張本石田を

追崩されし事手柄の類なき事ともなり此忠節報し難し代

代黒田の家に對し疎意有まじきよし仰られ諸人の見ると

ころにて長政の手を御取頂戴せ給ふ又此日指せ給ふ吉光

の小脇指を御手つから長政の腰にさ、せたまひて是は當

座の引出ものなりと仰られけり

然利ヲ失ヒ候ハ、後詰可有_レ之ト待給フ處ヘ兩度ノ合戦

ニ討取首名アル兵共ハミナ御父子見參ニ入申ケレハ事ノ

外御感有テ村井事加様ノ儀不_レ珍ト被_レ仰村井具足羽織ニ

矢鏃ニテ多ツキツラヌキタルヲ御覽シテ利長卿御具足羽

織下サル御陣ヲキサシモ下サレケル

○懷脇差

嘉良喜隨筆云堂上方ノ出仕衣冠ノ下ニ懷脇指ヲサ、ル云

云

按、この懷脇差といふは義貞記西三條裝束抄などに見

えたる小さき刀にて其名目は此卷の奥に出せり

○指副

太閤記云小田原御進發條秀吉公三月十九日都を立せたまふ其日

の出立作り鬘にかねくろなり御太刀さしそいなとことこ

としく若やかに物し給ひしよそほいなれば云々

親井日記云水上宗貞自書條田井内膳ハ御自書ノ指添ニテ腹切テ

候云々

按、指副は太刀に帶副といふの例にて即脇差の亦名な

り

○懷刀

長門本平家物語云殿上間打條むかしよりして昇殿の人の五郎

坊にて懐刀さすことなし罪科に申行ふへしなと人々憤り申さるゝよし聞えし程に云々

按、本書前に黒鞘巻の刀とも腰刀ともありてこゝにそれをさして懐刀といひたるは束帯の下にさしたるゆゑにしか書るなるへし

○懐劔

日本書紀云皇紀廿七年十二月到於熊襲國云々於是日本武尊解髮作童女姿以密伺川上梟師之宴時仍劔佩相裏入於川上梟師之宴室居女人之中川上梟師感其童女容姿則携手同席舉杯令飲而戲弄于時也更深人開川上梟師且被酒於於是日本武尊抽相中之劔刺川上梟師之胸云々

古事記云皇紀爾小碓命給其姨倭比賣命之御衣御裳以劔納于御懷而幸行(中略)故臨其酣時自懷出劔取熊曾之衣袷以劔自其胸刺通之時云々

會我物語云箱王統ちかくよりて見しらんとて赤地のにしきにてつかさやまさたるまもり刀をわきにさしかくし大衆のなかをぬけ出すつねかうしろちかくそねらひよりける

續武家閑談云加藤清正朝鮮へ渡海の留守にて薩摩の梅北

宮内右衛門兼々問者を以て肥後の様子を聞佐敷の城代加藤興左衛門も清正が供にて留守なれば勇士もなきを見渡し俄に彼城を抜て是に籠り八代熊本の城をもうかはんとなす爰に佐敷より二里ある田野浦と云ふ在郷に與左衛門か從士住居しけるか其内に酒井善左衛門此よしを聞て傍輩を携へ馳ゆかんとすれとも人々不同心されとも庄屋助兵衛といふものへ馬のくちを取らせ速に馳著處に最早城敵の手に入れれば謀に主與左衛門か甥彌吉といふを人質に出し梅北に降を乞ければ大によろこひて許諾す其夜は梅北かものとも町家へ出て酒宴して樂め梅北は加藤與左衛門か妻を己の女房にせんとて婚儀を調んとす善左衛門を呼出し酒をすゝめてける善左衛門さかなをばさむふりにて梅北を切かれも剛強のものなればきられなから傍に立置處の太刀を取て與へかけ入人質彌吉を殺さんとす善左衛門つゝきて馳入彌吉もかねて弱年ながら善左衛門か預けし懐劔を抜て善左衛門と相ともに宮内左衛門を討留たり

按、懐劔は平家物語に見えたる懐刀とおなし名なれとかれはなへて腰かたなをさしていひ是は其尤短小なる物を限りていへるなり

又按、古事記倭建尊劔を以御帷に納めて幸ましと有は全く後世の懐劔の起といふへし帷に入るといへるからは尋常の太刀には有へからす且武器考證に引たる古事記には小劔と有さる本のありしとは見ゆれと若賢らにかへたるもしるへからす

○隠劔

大内問答云從客人さ、れ候御腰物被進候は、亭主よりも頼て指れ候腰物可被進かの事同時に脇指をも被進事候哉の事脇さしの事は隠劔と申て人に見せざる様に自然さ、れ候は殿中なとへは努々御さしなき事にて候間わきさしの沙汰何とも無覺悟候又不及見候ま、兎角は難申候

伊勢貞親教訓云刀の事御前にて立振舞には若ものは九寸はかりの刀上代より爲本近代は其やう失ぬれば至極一尺八寸はかり可然又當世ある人を見るに脇さしといふ物をさす是は隠劔として人にはかくしてさす事あり御前なとにてはたとへ人のみぬやうにさしたりともし人に見付られたらば上意へ對しいかなる野心のあるなといはれて可爲曲事也脇指を可用品軍陣物諸旅行などの時分にはあふへきなり中間小者などはにあふなり仁よきもの

わきさしと見せてさす事いかなる乎柄ともおほえす當代早人の振舞かやうに下劣に成る後代の若もの彌さそともはるゝなり

故實雜集云脇指はおんけんとして用心の爲に懐の中にかくしてさすものにてきとせざる物に候

○チイサ刀

義貞記云兵具等小刀ハ長六寸中子三寸ケスキ形ナルヘシ子細アル事也口傳在之

西三條裝束抄云陽明家ノニハ精好ノ直垂ヲ紅染御著ノヨシナリ小刀ヲ著シ給小刀ハ他家ニモ用事侍リ

はさけられたり

又云わきさし事事も昔はちいさ刀たる間わきさしといふ事なし

萬しつけ方の次第云ほんにちいさかたなすへてしん物にする事もあるへしそのときはかうかひのかたを上にしてむねのかたを貴人へむけつかを貴人の左へなしてすゆるなりさけを引のへてをくへしこれはそのまゝ疊するやうにもちて出候て御まへにちと貴人の右のかたへよせてをくなりいづれもこれはしせんの義なりさりなから上の方へはかやうのしきつねの義にて候いづれもかくのことくるときは一尺七八寸はかりのかたなるへしよく心得へし

甲陽軍鑑云北條氏康十二歳の時其頃は鐵炮珍きとて諸侍悉く打習氏康鐵炮の音驚給ふ諸人目をひき笑ひ申す氏康口惜く思召小刀をもつて自害をせんとし給ふ時各其小刀を奪取奉れば涙をなかし給ふ御もりの清水か申やうはたけき武士か物に驚くと昔より申傳たり其謂は馬もかんのよきはねすなきにかゝり人に賞罷せらる物におとろくをばはめたことにいたすといひたれば其時しつまりたまふ

大友與廢記云宗廟上 關白殿御膳四方外ハ足打御湯付之時は七五三通ひの衆何も長袴に小刀

安土日記云三月廿日之晚ニ穴山梅雪是又御禮御馬進上御脇指梨地蒔金具所焼付地ホリ也御小刀御柄迄梨地蒔似相申之由被_レ成_レ御誼_ニテサケサヤ火打袋付サセ被_レ下

按、義貞記刀長一尺二寸廣一寸二分厚六分中子二寸八分としるしたる次に小刀は長六寸中子三寸とありて宗三開書にも長さ刀に對へて小刀といひたれば打まかせて刀といひしは普通の腰刀にて其短少なるを小刀と呼しと見えたり義貞記は誰か筆なるかさたかならねと足利家の中ころよりは下るましきものなり後代は打刀を刀とのみいへはそれに對へて古に刀といひしものを長短によらすすへて小刀といふなり

○大刀

源平盛衰記云五節夜 忠盛身ノ片輪ヲイハレテ安ラス思ヘトモ爲方ナシ著座ノ始ヨリ殊大ナル黒鞘卷ヲ隠シタル氣モナク指ホラカシタリケルカ亂舞ノ時モ猶サシタリケリ未タ御遊モヲハラサルニ退出ノ次ニ火ノ風ノ關キ影ニテオホ刀ヲ拔出シ鬘ニスハリ々々々々ト引ケレハ火光ニカ、ヤキアヒテキラメケレハ殿上人々皆之ヲ見ル忠盛カ

クシテ出ツマニ紫宸殿ノ後ニテ殿部ノ司ヲ招寄セ腰刀ヲ鞘カラ抜キ後ニ必ス尋ネアルヘシ慥ニ預ケムトテ出ニケリ

建武年間記云二條河原 鉛作ノオホ刀太刀ヨリ大ニコシラエテ前サカリニシ指ホラス

會我物語云ふしのか ことにすくれて見えたりしは五郎丸なりもえきおとしのとうまるに一尺八寸の大かたなをさし四尺八寸の太刀をはき云々

禁秘抄云通俊曰長徳ノ運署之説以_レ之爲_二大刀_一

土岐家開書云刀ハ赤銅作たるへし少々焼付などはよし目に立たる事はこのむへからす近代は大かたなを好むといへとも二尺より内を用へし年寄ては猶みしかき刀可_レ然歟但山名右衛門督入道持法名 老後迄御出仕にも大刀なり

勢州四家記云天正四年の冬信長公誼意として國司三瀬大御所中納言具教卿を密言すへしと也此故に國司の侍藤方刑部少輔長野左京進并瀧川三郎兵衛等十一月廿五日三瀬に行たはかりて具教卿をうつ具教卿近習の侍も兼日より二心やありつらむ具教卿の大刀脇指の身をひきつめをかひて置たるとかや

大友與廢記云信長公 翌日の朝馬場へ行て鬼月毛の来るをまちいたり中略大かく兵衛尉しろき小袖にかちんの上下をちやくし四尺二寸の大かたなに二尺五寸のわきさしをさしもろ腰ながら金のしつけにして六尺あまりの大的男ゆらりとうちをつて手綱を調へ五方のくちを引くらの敷所あふみのふみところ例式のことくにて序より早道にうつし浮掻足長短の遠走踏鎖足其外手つなの秘術をつくし乗鎮畢ぬ

○長刀

按、ふるく大刀といひしは腰刀のよのつねよりは大きなをいへり近世大刀といふは大なる鐔刀のことなりくはしくは前の巻刀の所に辯しぬ次の長刀といふもまた同じ例なり

今昔物語云立兵者我 夫ノ耳ニ指宛テ竊ニ彼ニ大キナル童盗人ノ髪ヲトイタルカ物取ラムトテ入テ立ツルソト云ケレハ夫カ其レヲハ何カセント爲ル極キ事カナト云テ枕上ニ長刀ヲ置タルヲ搜リ取りテ其奴ノシヤ頭打落サムトテ起テ裸ナル者ノ髪放タルカ太刀ヲ持テ出テ見ルニ亦其ノ己カ影ノ移タリケルヲ見テ早ウ童ニハ非テ大刀拔タル者ニコソ有ケレト思テ云々

大友興廢記云 入田親實傳 諫五郎殿傳 大友義鑑公の嫡男義鏡公いまた五郎御さらしと申たてまつる時な刀を御このみ御行儀あらくいづもいかり給へる御氣色にて云々

○短刀 訓讀又音讀

北條五代記云伊賀守は生れつきこつせんと異様にして大男大髯有て形體風俗人にかはつていちしるし氏直公へ日に三度出仕すれば刀脇指衣類までも三色に出立長柄刀にうてぬき打てさす時もありみしか刀の柄をあかき糸にてまくもあり虎のかはのしんさやまきの太刀をさす事もあり

勢州軍記云大河内御所者兼行魔法兵法當時羅病而在田丸宿所使柘植三郎左衛門與小川久兵衛等計殺之二人到彼所問病安危窺隙而柘植急起而組大河内被短刀刺小川走寄而二刀殺害之

深祕傳底録云 物語 本多與左衛門來國光の小脇指を持出て今日の御芳志下總守祝著不_レ少候此短刀はさしふるひ候へとも進し申され候とてさし出す越中守すなはち禮謝して桑名へかへられしとぞ

東遷基業云慶長十五年四月神君之外孫松平忠雄を淡路に封し駿府江戸に抵られければ神君より短刀大將軍腰より臨有其奔走善盡シ美盡ス其式慈照院殿ノ記録ヲ考へ是ヲ學テ最モ殊勝也秀吉供奉ノ面々皆馬上ニ烏帽子直垂ヲ著シ短刀ヲ帶ス

懷中記云元和元年二月二日大樹到尾州來臨義直亭賜長光刀及則國短刀

雜兵物語云彌六にはは狭箱をゆるされこりをせおつた刺刀迄一本はさけた(中略)また一人は下に組伏られたれと首は臺所たと見へてなますつくるへいとておふ小刀をさした所て下から其小刀をひむ抜て下散の間よりつつ込はね返し上にありて鷹匠の鳥のまるをくる様にしてさし殺た直な刀を具足の上に指てきた男はこれ一人た

○大短刀

松原自休手録云堀尾帶刀先生薨之後加賜越府五萬石在城ニ翌年依會津發向(中略)於途中會加々井彌八郎吉晴自興出加々井モ下馬シテ良久ク對話ス打連テ入岡崎ノ旅店水野和泉守雖爲病苦任兼約出向池鯉鮒加々井モ伴之響應過了乘燭比加々井大短刀ヲ以テ切伏泉州堀尾拔短刀加々井ハ切片顔被切少モヒルマヌ彼レヲ突伏云々

○鑑通

刀および馬を賜けり

又云信長公神君に向て頻年勝頼邊境を擾る事あれとも卿の威武によりて我東願の患もなく遂に四方を經略せり去年遠三三州不_レ穩して國用匱しきと聞及ふ不_レ腆なりといへとも黄金二袋を贈りまいらするなり將士に頒給りて戦功を獎給へとて歸るに及て貞宗の短刀を取りいたし吉田の城主酒井左衛門尉忠次に賜けり

松原自休手録云秀頼ノ曰ク思設タル事不_レ可_レ驚宣_レ處へ速見甲斐守來テ爲_レ先手敗軍大勢ノ崩タル處雖_レ在_レ御出馬不_レ可_レ拘一先御本丸ヲ有_レ御拘_レ至_レ時可_レ有_レ御自害_レ言ケ_レハ(中略)今來_レ千疊敷_レ脱_レ甲冑母衣_レ立_レ床_レ返_レ上_レ謝_レテ招_レ郎等_レ汝介錯_レシテ短刀ヲ可_レ届_レ黒田筑前守_レ云合メ自害ス

又云加藤清正從_レ之此日秀頼入_レ二條亭_レ謁_レ公有_レ獻禮_レ秀頼贈_レ公眞守大刀一文字ノ刀號_レ南泉_レト左文字ノ短刀及駿馬一匹云々

增補筒井家記云去三日光秀近士明智兵助ニ大刀短刀金銀等ヲ持セ丹後へ遣シ國主細川藤孝同忠與へ言遣シケルハ云々

增補家忠日記云文祿三年四月八日秀吉羽柴利長カ亭ニ來高節草紙云その中にとつてもかめ井の六郎しけきよひときはすくれて出立たり(中略)九寸五分のよろひとをしをめてのわきにさいたりけり

宮裡記云政親急キ追付_レト被_レ仰_レ千代松丸九寸五分ノ鑑徹中程以_レ檀紙_レ吉利々々ト卷_レ甲斐甲斐數介錯申ス

信太草紙云浮島太郎かけ出る(中略)九寸五分の鑑とをしめてのわきにさいたり

賀越圖評記云 富田彌六退 桂田播磨守カ出立時ニ取テ珍敷ソ見ヘニケル(中略)三尺三寸ノ太刀佩テ紅爐燵中ノ氷ノ如クナル二尺五寸ノ腰刀ニ九寸五分ノ鑑トツシ雪炭ノ如クナル脇指ヲサス

大友興廢記云或時星野風呂に入折ふし兒小性禿二人計そはにをかれたるに竹生九寸五分のよろひとほしを以て三刀まで突通しとめをさし城樓にのほる

義殘後覺云備中ノ國ノ住人ニ槍崎十兵衛信定ト云人アリ(中略)四尺八寸ノ太刀ヲ帶_レ二尺五寸ノ打刀一尺二寸ノ鑑通シヲ馬手ノ脇ニ差タリケル

義光物語云 上山合 戦傳 城中の兵に坂瀬兵衛と名乗押並てむすと組素性造酒丞大力の事なれば彌兵衛を取て押へけるに彌兵衛はこゝろきいたる若者にて組とひとしく鑑通しを

援下より隙なく指通し云々

按、諸書を通考するに近古鍔通しといふものは多くは九寸五分の短刀にて略しては九寸五分ともいふと見えたり檜崎信定か鍔通しの一尺二寸なりけるは殊に異を好て長うしたるにやあらん是も、と腰刀にて鍔通といふは時の俗稱なるへし

○九寸五分

永享記云憲直以下憲直ノ次男上杉小五郎持成山ノ内ノ徳善寺ニ在ケルカ(中略)雪ノ肌ヲ押抜九寸五分ノ刀ヲ拔左ノ脇ヨリ右ノ乳ノ下迄引廻ス

さ、こおちのさうしに云よせてのつはもの申すやうことうつるみ二人のものこゝろかわりをなし申御かいしやくにまいりたりはや御はらをめされよとこゑくによは、りけり三郎殿はきこしめしせんこふかくのやつはらにむかつてことのしさいをちんせんはむねんのしたひとおほしめし九寸五分をするりとぬきはら十文字にかきゝりて云々

藤葉榮衰記云御前ニ奉付被召仕是マテ御供申ス岩桐藤内左衛門ト云譜代相傳ノ者ヲ御前へ近ク被召宣ケルハ汝是迄供スル感神妙ノ至ナリ自ラ今爰ニ持シ守刀ハ汝

ヲ拔

義經記云鬼一法眼かちんのひたゝれにふしなわめの腹巻きてしやくとう作りの太刀をはき一尺八寸有ける刀にこめんやうなめしにておもてさやを包て

○サスカ

後撰和歌集云みちのくにへまかりける人に火うちをつかはすとてかきつけ侍る 貫之

をりくゝに打てたく火の烟あらは心さすかをしのへとそ思ふさすかはこし刀なり火うちをつけたりけりといへり

増鏡云その日は大納言(中略)あかきはらまきをすかしてさすかにまきゑのはそたちをはき給ひける

夫木抄云刀民部卿爲家卿すてはてすみはさひはてぬふる刀さすかに世をは思たつとも

曾我物語云五郎女になきかちはらかかまいてしてかへりさまにこの女のもとにうちよちて夜ともにあそひけりあかつきかへるといかにしたりけんこしのかたなをわすれいてけるを女のもとよりかたなをつかはしけるとていそくとてさすかたなをはわする、はおこし物とや人のみるらんかけす馬にのりなからゆんでのあふみをい

モ知リヌ粟田口吉光カ鍔ヲ劔テ九寸五分ニ作タル最上ノ劔ナリ云々

又云今泉伊豆或時日光山別所へ行テ承及タル御當山ノ別所ニテハ人ノ願フ物ヲ叶給ト承ル我願ヲ叶給ト云衆徒聞何事ヲ望ミ給フ可叶ト云ケレハ伊豆聞テ我九寸五分ノ脇指ニテ人ヲ突他程突セ給ト云ケレハ云々

按、是亦腰刀の類にて即前條の鍔通しの事なり寸をもて其名とせしは劔を三尺といふ類にて圓融院の頃世に一尺三寸と稱せし懐劔あれはいとやくさる例のありけり

○一尺三寸

法曹至要抄云天延三年三月一日官符備應禁宮中非職之輩帶三寸著短兵事(中略)人心習而成狂致暴或儉隱短兵、挿其懐世諺謂之三尺三寸

長門本平家物語云殿上開武勇の家に生れいま不慮のはちに逢ひ家のため身のため心うかるへし身を全して君につかふる臣の忠なれば其用意こそせめて一尺三寸ありける黒さやまきを用意して

源平盛衰記云五節ノ後縫殿陣黒戸ノ御所ノ邊ニテ怪キ人コソ過タリケレ忠盛見答テ物ヲハイハス一尺三寸ノ鞘巻

またふみもせず返歌ををしける
かたみとてをきてこしものそのまゝにかへすのみこそさすかなりけれ

武具要説云原美濃守申分腰差は刀にて働れぬ所を働くため脇指なり又さすかなと、申て尺にもたらぬ物懐中仕ものも有之候其義は一圓合點不參候腰に付たる刀脇さしをさへ用に立得ぬ不覺人か人に手こめにあひて後懐中のさすかを以て敵をしとめ可申との所存無覺束被存候又さすかにて刺殺さるほとぬけ者は人を手こめに仕事も出来ましく候

按、佐須我は刺刀といふの省語なるにや古代さすかといひしは腰刀のことなりしを近世は懐劔にすへきものにかきりてさすかといひそのや、なかきをさしかたなといふにや

○刺刀

倭名類聚抄云短刀兼名苑云刺刀和名能短刀也
豊紀抄云貴人主人に刀渡申候様うやまひ柄の方を貴人の方へ下緒取添參候被下は給候様に請取戴申候則退出前之刀は下人に遺候て指申候被下候とてさし刀人出義不可有之等謹請取渡唯々心得候

見聞雜録云信長の敵國へ打入手初には大にかさを取夥敷勢を見る辨にて(中略)信長の出立は紺地金襴の包具足白星の三枚甲金作りの御太刀刺刀黒の馬に召諸國の大名小名織田譜代の御家人前後左右に十萬餘人勢に天地を動し云々

増補家忠日記云慶長五年九月廿三日田中カ兵士澤田庄左衛門殿カ三成ヲ能見知ルノ間則是ヲ擒ニス三成懐中ニ

一尺二寸ノ刺刀ヲ携ル是太閤秀吉ヨリ賜ル處ノ脇指也○按、坂本下書が慶長記には吉光とあり其文は上の慶長の條に引たり

按、古代さすかといひし物も近世はその短小なるをさすかといひや、長きをさし刀といふ是亦古の腰刀より出たるものなり

○馬手差

志田草子云うきしま太郎かけ出る(中略)し、にはたんのはいたてしいとひおとしのよろひのみときとか、やくをわたかみとつてひつたてくさすりなかにさつくと著ゆつて上帯ちやうとしめ九寸五分のよろひとをしをめてのわきにさいたりけり

會津陣物語云其跡ニテ唯一騎敵陣ノ中へ懸入猛威ヲフルイ切テ廻ル十餘人切臥追付敵ト引組ンテ馬ヨリ落上ニ成

又云宗播物語にはひきは隠劔にて候ほとにはかまの下より上へさす事も候由劔に申候つる乍去不審のよし候

當代記云文祿元壬辰三月廿八日太閤秀吉九州へ御進發云云同冬唐人以多勢高麗へ出ノ間日本人花ノ都ヲ退散シ釜山海へ退高麗人ハ小弓并竹鐵砲ノ様ナルヲ持刀ハ及引ノ様ナリ

按、足利家の頃及引といひし物は鐵鞭ともいひて其用は今の十手といふものに全く同じと見えたり

○鐵鞭

走業故實云走業の故實仕來る儀なれば委しくは存候はねとも先申傳侍るは烏帽子かけをは心上下にて及引をさし太刀をはきかへしも、たちをとりて参り口くれて御ちやうちんまいり候得は金鞭を弓手にさけて参候也狼藉人の成敗は時によるへし

又云今川關口修理進殿走に祇候ありしとき御門にて小者千若に逢て御成は何ときととはれければ御参ありたらは御しり候はん由返答申立歸て金鞭を取打擲せられけり後千若御目をかけられる者也仍御成前と申迷惑候由訴訟申處あれらに對して緩息を申たるにきてはさもなくては口の起めのことくなる間緩息ならば成敗いたし候は

下ニ成ハルカノ谷底へ落ニケル落著ニテ主水妻手指ヲ拔敵ヲ一刀突テニクリ三クリケレハ云々

按、馬手差といふは右の腰にさすゆゑの名にて短き腰刀をいふなり近世くり形をも折かねをも鞘裏に付て馬手さしといふものあるにやいにしへにはさるものありしこと聞えず

○合口

當家弓法集云御腰物の役の事風呂湯殿などの時は御帶を左の肩にかけ右にさやをとり左の肩にあひくちのあたるほとに持これもかうかいさしをみせて持なり

○及引

三好義長享御成記云御走業六人參勤但庭上には無祇候一厩の束を四帖敷失禮て祇候之各太刀を持てはひき被持之一獻相伴

供立日記云公方様御參内の事御走業太刀を帶はひきを持

走業故實に云はひきをばうるしにてぬるへしつかは刀のつかなどのことくこしらへまきてその上を杉原を打てつみてもとゆひにて三所五ところゆふきつはにさして面にむすひめのあるやうにゆふへしつのはの有もあり心にまかすへし

んはと被仰候ま、重ても不申上候つると也

又云かなふちの事はひきも宿老はさし候はねとも不苦様に申候殊に御興きはの衆は大方はさし候はぬやうに被申候何も同然に候歟

○竹刀

日本書紀云神代一書曰初火能明時生兒火明命次火炎盛時生兒火進命又曰火酸片命次避火炎時生兒火折彦火火出見尊凡此三子火不能害及母亦無所少損時以竹刀一截其兒臍其所乘竹刀終成竹林故號彼地曰竹屋

舊事紀云皇孫神吾田鹿葦津姬見皇孫曰妾孕天孫之子不可私以生矣皇孫曰雖天神之子如何一夜使入娠乎抑汝所懷者必非我子歟必國神之子歟神吾田鹿葦津姬一夜有娠遂生四兒一云以竹刀一截其兒臍其所乘竹刀終成竹林號其地曰竹屋

和名類聚抄云竹刀日本紀私記云竹刀阿平比衣

八雲御抄云あをひえ竹刀也はそのを切る也漢鹽草云ひしり刀あをひえは利刀なりはその按、竹刀は兵器にはあらねとも後代竹切などいふもの、あれは姑くこゝに收めぬ

○竹刀

見聞雜錄云景勝御床几の前には番鎧五十本喰違に並立御床几の右は御馬左は吉例の五錠鎧(中略)其後中間衆胴衣計にて一尺計宛之竹切と名付是をさし百貳拾人九尺の手鎧三尺揃て畏る云々

按、竹刀は竹を切る新といふほととの意にて鈍刀をいへるにや竹刀の一名には有へからずしからは前の馬手差の次へ出へきもの歟姑くこゝに出して後考に備ふ

武家名目抄稿第二百八十一册

塙檢校保己一編

刀劔部 十四

○金作刀

日本書紀云欽明天皇紀二十三年八月天皇遣大將軍大伴連狹手彦領兵數萬伐于高麗狹手彦乃用百濟計打破高麗一其王臨城而逃狹手彦遂乘勝以入宮盡得珍寶貨賂七織帳鐵屋還來以七織帳奉獻於天皇以甲二領金劔刀二口銅鏤鍾三口五色幡二孛美女媛并其從女吾田子送於蘇我稻目宿禰大臣○按、金劔刀劔訓コカネツクリノカマナト云るも知るへからず今姑く傍訓に従て爰に載せむ

蛭川親元記云文明十年八月廿八日丁巳貴殿より土岐とのへ太刀守刀左文字繪四幅山本定益一枚推花紅花瓶古銅盆原馬廬以上齋藤修理進に渡之

大内問答云金作の刀は御禁制にて候哉何と作申たるをこかね作と申候哉の事いかやうに拵候刀をさして被申候哉の事金作の腰刀は御禁制の事にて候乍去いか程に作たるをこかね作と可申哉ともとより不審申候に

折かねくりかた柄口など色繪たるを金作と申候こしり柄頭目貫かうかい小刀柄金にて仕たるは一段のこかね作たるへしうちさめのし付又かない金にて拵たるは申々沙汰に不_レ及いにしへはさやうの刀は房小者なとさし申つる

御供古質云金作の刀の事總別御禁制にて候然ともいか程の分さいに作たるを金作と申候哉更にもとより存候はす候但おりかねくりかたつか口計金にては不_レ苦候如_レ此作たるは色繪にて候間更不_レ苦候若衆などはこしり柄頭おひかねくりかためぬきかうかい黄に候はん哉是も無益の由候人の小者などは金刀も不_レ苦候か御沙汰にも及候はぬ事に候更其沙汰有ましく候

按、金作刀略しては金刀ともいふなり其製は大内問答御供故實いふ所おなしからす宗五大草紙宗怨聞書等に見へたるも御供故實にいひしかことくなれば大内問答は誤りなるへし刀といふもの古今其製同しからず

○金作腰刀

官地論云六月五日申尅終從城中武者一騎出來黒絲腹卷肩白威下金物重打責胸板星白甲打鐵形猪頭著成金作腰刀兵庫鏢帶太刀云々

○金刀

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵三番東下總守平師氏赤

按、腰刀といふは即前條の刀のことし

○金作脇差

大内義隆記云小幡四郎モ十五歳是モ花ヤカニ出立ケル萌黄絲ノ腹卷ニ金作ノ脇差ニ太刀ヲソヘテソハキ玉ヲ按、腰差といふも腰刀のことなり今世にいふ脇差と其製の替れるなり

絲金刀白太刀柄葉直垂文竹丸貫熊皮馬黑鶴毛蒔繪鞍白覆輪上帶引

鹿苑院殿嚴島詣記云御ともの人々みなみさかはかりなる金かたなともさゝせらる

普廣院殿御元服記云永享二年七月廿五日大將御拜賀供奉行列出仕人々伺候次第并踞侍所帶印御子時赤松左近大夫入道性具依爲法體御勅命弟伊豫守義雅勤其後郎從三十騎召具之義雅者著淺黃絲鍔金刀金太刀

宗五大雙紙云金刀は御禁制にて候乍去いか程を金刀と申へきそと候しおりかねくりかたつか口などはかり金にて候はくるしからず候如此作たるは色ゑたるにて候こしり柄頭めぬきかうかい小刀のつか金にて候はんするは金刀たるへく候か凡つか打さめさやのし付又は金具ぬきかうかひまで金なるは中々不_レ及_二沙汰_一右はさやうなる刀をはさもとある人はさゝれ候はず候

宗恕聞書云金刀は御せいきんにて候乍去いか程を金刀と可_レ申哉おりにかねくりかたつか口など色ゑたるにて候こしりつかかしらめぬきかうかい小刀つか金にて候はんするか金刀たるへきなりつかうちさめさやのしつけ又金具めぬきかうかひまで金成は中々不_レ及_二沙汰_一候古はさ_二に白鞍をいてうちのりてひかへたるこつからあつはれ大將やとみえたる

○白覆輪刀

相國寺供養記云路次行列(中略)次後陣隨兵四番赤松三河守源時則紫絲妻取白覆輪刀太刀以下同上馬鹿毛鞍同上自餘同上

○梅花皮刀

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵一番武田伊豆守源信有黒絲鍔地紅直垂文縫違菱白太刀梅花皮刀馬鶴毛蒔繪鞍金具上帶不_レ引貫熊皮

宗五大雙紙云金刀は御禁制にて候(中略)からきのさやかいらさめさやなどは若衆はさゝれ候しそれも殿中にては見及申候はず候をしさめ又あゐさめなとかけたるは年寄たる人はさゝれ候し

建武式目追加云禁制 應安三年二月二十七日 中間凡下輩エホシカケキ

又云禁制條々貞治六 中間以下輩金銀梅花皮等腰刀可_二停止_一事

○金打鐔刀

又云禁制條々貞治六 中間以下輩金銀梅花皮等腰刀可_二停止_一事

よふなる刀をはさもとしたる人はさゝれ候はず候或は小者房なとさし候○按、さかうちなどの下に金にて候はといふ文字添たるにや

○黄金物刀

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵一番小笠原兵庫助源長秀紫絲白覆輪黄金物刀太刀梅花皮地紅直垂文松皮馬黑鶴毛鞍金覆輪文松皮貫熊皮上帶不_レ引

○銀作刀

(引書闕)
按、銀作刀略しては白刀ともいふなり

○白刀

梅松論云香椎宮の御寶前を過させ給ふ所に神人等杉の枝を折持て申けるは敵は皆笹の葉を笠印に付て候是は御方の御笠印なるへしとて兩大將より始奉て軍勢の笠印にそ付させける然るに淨衣著たりし老翁直に將軍の御鎧の袖に杉の葉を指奉りければ白き御刀をそ給ける

鶉籠合戦物語云山城守門出に酒をのむ(中略)其日の裝束おもしろやはたにはあはせ引ちかへ白絲の鍔おなし毛の星白の甲三日月うち雲に白鶴の左右の小手白みかきの胸當に白刀に白骨の扇さしそへ白太刀鳴しりにはきなし廿四さしたる白羽の矢おひわさと白木の弓持て左目なる馬

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵二番武田五郎源滿信赤絲白覆輪紅直垂織物白太刀刀金打鐔馬鶴毛蒔繪鞍白覆輪上帶不_レ引貫熊皮

○御物作腰物

大内問答云御物作と申候はいかやうに仕候哉の事公方様御腰物はさやぬりおとしつかかはこしもとかねこしり柄頭同前それを黒ぬられ候のみ入柄口は、き金御めぬきは丸の内につふきりやき付御かうかい赤銅み、やき付又ひの左右に御目貫のことく成桐をやき付候きり八ッ有御笄のさきを二三寸置て金にてときつきにつかれ候御小刀小柄金にて貫有又つかさやなし地かなく赤銅めぬきかうかいまへのことしくも御座候へ大略同前候御さけをはちやの絲又はくれなゐとちやにて一寸またらに又龜の甲などをりませ御座候つる唐紅計などの御下緒などをは見不_レ申候つる

○菊作刀

天正本太平記云正成遠誠 正成主上ヨリ賜タリケル菊作ノ刀ヲ形見ニ見ヨトテトラセケル○按、普通本菊水ノ刀に作る

讃岐國楠正助家藏正成卿菊水刀之圖

中心長サ二寸七分

惣長サ二尺三寸四分

按、草木などの名を冠らせて其作りの刀といふは其物の形を金具蒔繪などにしたるをいふなり

○獅子作腰物

蟻川親元記云文明十三年七月十二日乙酉於小補軒一施儀鬼貴殿御焼香雖可有御出於御方御所御一獻儀及及三曉更無御出此時獅子造御腰物已下種々御拜領云々

○黒作刀

觀世音寺資財帳云横刀壹柄黒作小刀拾肆柄二柄鞘柄並牙○按、和名抄小刀なかなと訓めり

季瓊日録云長享三年四月廿七日天快晴早且剃頭赴鹿苑院(中略)上様御成今出川殿若君自山門途歩而被入御棧敷折鳥冠布直垂地紫紋桐塔白御刀黒作大館治部大輔殿被持御劔御常刀云々

○熨斗付刀

大内問答云金作の腰刀は御禁制の事にて候うちさめのし付又かなかい金にて拵たるは中々沙汰に不及いにしへ

奥羽永慶軍記云太閤名譽 御勳坐帳 中ニモ伊達正宗ハ勝レテ見えニケル先ニ紺地ノノホリ三十本金ノ丸ヲ付ルナリ旗持弓

鐵炮長柄ノ者トモ裝束ハ具足下ニ無量ノシユチン黒具足ノ前後ニ金ノ星ヲ付刀脇差ハ銀ノノシツケニ小尻ヲヒロクカイホウナリニ朱サヤニヌリテサ、セタリ

當代記云元龜元年二月廿五日信長上洛シ給於江州相撲取ヲ集有見物其中餘江又一青地與右衛門上手タル間熨斗付ノ脇差被下京都へ被召具

又云天正九年二月十八日信長信忠信雄上洛シ給云々馬揃

二月廿八日有之各盡美(中略)信長ノ馬廻リニ小人衆紅梅ノ拾ノ上ニ黄衣立烏帽子熨斗付ノ脇差金ノ鼻捻紅ノウテハシリニテ思々ニ乘

○裏熨斗付刀

宗惣聞書云若人などはなし地いつかけ地のかたなもさ、れ候のし付うらのし付などは近年人の御さし候もとは前に申こたく小者房などならてはさ、れ候はす

按、裏熨斗付といふは鞘のさし表にはなくてさしうらにのみしたるをいふなり

○絞鞘腰物

萬松院殿穴太記云六月廿一日癸未にて御遺物を禁裏へ參

はさやうの刀は房小者なとさし申つる○按、宗五大雙紙宗惣金具に作れり

蟻川親俊記云天文八年六月廿九日乙丑大村民部大輔貴殿へ御禮まいる御太刀御馬サウニ三狀まいる大村伊豫守同太郎左衛門同彌十郎被召出丁相伴仕之ノシ付之刀進之又刀太刀被遺之刀は國光太刀圖後

按、熨斗付といふは金銀の類をのへて鞘に著せたるをいふ也近世熨斗張伊達日記金の延付續撰清正記金などいふし張の御腰物延付延付の刀脇差も熨斗付より轉れるなるへし

○金熨斗付腰刀

賀越關諍記云於東庄天箱 濱大迫物録 時ノ奉行同名玄蕃助景連ハ河尻ノ道場ニ居セラハ次ノ日屋形へ出仕アル其形粧ヲ見ニ目ヲ驚シケル先弓取三十人金ヲ以テ熨斗付タル腰刀一様ニサ、セ次ニ太刀帶三十人皆妻ノ金鍔責芝引コトコトク金ヲ以テ打ノヘタリ

續撰清正記云本渡の城を乗取たる時或若武者刀脇差の鞘を金のしつけにて拵たるか城の扉に手をかけ乗こすへきとする所に何者やらん二人來て後より尻を押あけるに此者は我を助云々

○銀熨斗付刀脇差

らせらるさめさや御腰物金具燒付桐の丸の目貫段子の袋に入られたり

○蒔繪鞘刀

小大君集云此おなし人なほしすかたにてきてこよひは内のとのゐなりこれおきたれとてまさるのさやにちんのかさしたるかたなを置いていぬるか三日はかりおともせさりけるにかたなとりて見るにさひたりければ女ときおきしさやのかたなもさひにけりさして久しく程やへぬらんとてやりたりければ

かねをよはみかへる刀に身をなしてつかのまもなく戀や渡らむ

○梨地刀

○沃懸地刀

宗五大雙紙云若人などはなし地いつかけ地のかたなもさされ候のし付うらのし付などは近年人の御さし候もとは前に申こたく小者房などならてはさ、れ候はす

○赤木柄刀

源平盛衰記云忠度通盛 等最後條 忠度ハ赤木ノ管ニ銀ノ筒金巻タル刀ヲ拔儲テ座シケレハ六彌太ヲ三刀マテツ突給フ判官物語云判官北國下 向北方條 からあやはかまのく、りたかくゆ

ひしらうちてのかさをきせあかきのかたなにとう
かねしろくしたるにたみたるあふきさしそへ云々

曾我物語云 菅王御経 さてもけんさんの初におりよし引出
物こそなけれ又むなしからんもむねなりこれをとてふ
ところよりあかきのかにとうかね入たるかたな一こし
とりいたしてはこ王にこそとらせけれ

承久記云判官カ嫡子藤王ヲ招テ時コソ能成リタレ自害セ
ヨ云ツル言忘レテカマヘテ能振舞ヘ藤王ト云ケレハ自害
ハ如何様ニ仕候ヤラン只腹ヲ切レトソノタマイケレハ則
腹巻ノ高ヒホ切テ推ノケ直垂ノ紐トキタツロケテ赤木ノ
柄ノ刀指タリケルヲ拔テ柄ヲ取直シキリキリトシケルカ
流石ヲサナキ故ニヤ無左右不切得

按、蘇芳木などの類にて木地のまゝなる柄を赤木柄と
いふなり

○赤柄刀
古事談云二條師長實著ニ水干裝束ニ遊女ニイカニミユルト
被問ケレハ目出タク御座ノ由申之重被問云水干裝束
ニテヨカリシ人誰ヲカ見哉云々遊女申云肥前守景家ト申
人コソ見候シカト詞未了前忽解脱云々件ノ景家水干裝
束之時ハ無雙布衣之時似田舎五位一東帯之時ハ諸人咲

しからかなるを白大くちふみくゝみてひしり柄のかたな
をしくつろけて大にいかれる氣色にて大納言をにらみ
つけてのたまひける

源平盛衰記云 成親以下 西光法師召取テ大庭ニ引居タリ相
國ハ素絹ノ衣ヲキ尻切ハキ長念珠後手ニ取テ聖柄ノ刀サ
シ中門ノ縁ニタ、チテ西光法師ヲ一時ニマヘテ云々

按、聖柄刀は平家物語盛衰記に見えたるのみにてそれ
も平相國の成親卿西光法師等に對面の時さ、れたるは
かりにて桂川地蔵記に聖柄藻鹽草にひしり刀といふも
のありいかなる製りにやありけん今かかふるに據る
所なし絞皮懸さる柄なりといふ説 平家物語の成親是佛家魚
類をいむによりておしひ
よれる あれと承難し又一説あり世に將基といふものゝ
ことく柄頭を菱形に切たる刀なるへし菱切つゝまりて
比自利となるを 比志實利の志實つゝまりて志となるか上布都久知
實の音るいは例のことなり扱その志は上の比を受
て下の利をいひ出るか爲に濁らるいは聖字を用ひたるは例の字
自然の舌路にて鹽尻江尻などの例なり

訓を假れるにやあらんといへり猶可考

○聖柄腰刀
源平盛衰記云 大納言 新大納言成親卿ヲハ速ニ死罪ニ行ハ
ヤト入道ハヲホサレケレトモ小松ノ大臣ノサマサマ被
宥申ケレハサスカ子ナカラモ恥カシキ人ニテ御座ハ其教

之云云常ハ小鳥柿ノ水干無文袴紅衣ヲ著テ赤ツカノ刀ノ
マツタキニ貝摺タル差テソ家中ニハ居タリケル

按、赤柄といふは赤木柄の省語なるへし

○樺皮拉刀
季瓊日録云延徳二年正月十九日相公以禮部日來廿三日
茶毘過者可_レ有_レ還御_レ收骨ニハ不可_レ有_レ御座云々恩謹
白跡爲_レ御相續者一挽絛下火拾骨等事御沙汰無_レ餘儀(中
略)廿三日大御服白綾薄黒平絹御道服精好御袴萌黃唐
羅奉公帽小公御服平絹白小袖淨衣御袴立烏冠樺皮拉御
刀

按、拉はヒシキと讀歟然は聖柄と同じかるへし次に引
平義器談一説によらはヒシキの方返りて古めかしくお
もはるれとは是は出所新しく且他にみえされは何とも定
め難かるへけれと何れ同言とは聞えたりヒシキの四
言なるかヒシキの三言にて語勢つきりはおのつから略
れる成へし 柄頭をおしひしきたらん様に製りたるをいふにや次の
大ナ聖も得されはこ
るみにいふのみなり

○聖柄刀
長門本平家物語云 成親被 入道大納言のおはしけるうしろ
の障子をあらゝかにさつとあけられたりそけんの衣のみ

訓モ難_レ背シテ死罪マテノ事ハナケレトモ西光法師カ白
狀ニ安カラス思ハレツ、大納言ノヲハスル後ノ障子ヲア
ラ、カニ開テ出給ヘリ生ノ衣ノ裳ミシカキニ白キ大口ヲ
著給ヒタリ聖柄ノ腰刀ヲ差シ大ニ暎リタル體也

○聖刀
藻鹽草云ひしり刀あをひえ

按、ひしり刀といふはひしりつかを略していへるにや
又ことものにや聖柄の名義さたかならねは是も亦定て
いひ難し

る圖も古代に多く見えたるをや吾妻鏡に御刀とありて
鞘卷と注し御供故實に鞘卷なくは例式の刀不_レ苦とい
ひ晴れの時は必さやまさたるへきよし諸書に見えて且
具足の上にはさやまさの刀はさゝぬこと也なと、もし
るしたれば造りさまの名なることもとより論を待す但
具足の上にはさゝぬといふは近世の定にや戰場に鞘卷さ
したること枚擧にいとまあらす

○マチサヤ卷

職人盡歌合さやまさの歌云我こひはまらさやまさのやれ
すのこぬる人のこぬ身をいかにせん

○小鞘卷

天正本太平記云鹽治別當 謹死條 小心ニ大ニ耻タル氣色ニテ小鞘
卷ヲ拔出シテワナワナト我腹ニ刺當給ヒタリケルヲ云々

○都豆良佐波麻岐

日本書紀云皇紀 崇神天皇 六十年秋七月丙申朔己酉詔群臣曰武
日照命又云武甕槌 從天將來神寶藏于出雲大神宮是欲見
焉則遣矢田部造遠祖武諸隅一書云一名而使獻當此時出
雲臣之遠祖出雲振根主于神寶是往筑紫國而不遇矣
其弟飯入根則被皇命以神寶付弟甘美韓日狹與子鶴
濤浮而貢上既而出雲振根從筑紫還來之間神寶獻于

朝廷責其弟飯入根曰數日當待何恐之乎輒許神寶
是以既經年月猶懷恨忿有殺弟之志欺弟曰頃者
於止屋淵多生蕪願共行欲見則隨兄而往之先是兄
竊作木刀形似真刀當時自佩之弟佩真刀共到淵
頭謂弟曰淵水清冷願欲共游泳弟從兄言各解佩刀
置淵邊沐於水中乃兄先上陸取弟真刀自佩後弟
而取兄木刀共相擊矣弟不得拔木刀兄擊弟飯入根
而殺之故時人歌之曰椰句毛多菟伊頭毛多鷄流俄波鷄流
多知菟頭選佐波麻岐佐微那辭爾阿波禮
古事記云即入座出雲國欲殺其出雲建而到即結友故
竊以赤橋作詐刀為御佩共沐肥河爾倭建命建自河
先上取佩出雲建之解置橫刀而詔為易刀故後出雲自
河上而佩倭建命之詐刀於是倭建命詔云伊奢合力爾各
拔其刀之時出雲建不得拔詐刀即倭建命拔其刀而
打殺出雲建爾御歌曰夜都米佐須伊豆毛多那流賀波那流
多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮
釋日本紀云椰句毛多菟八雲立也欲讀 出雲泉 出雲之發語也 伊豆毛多鷄流俄波鷄流
振根也言殺弟之儀武略也菟 波鷄流多知刀也太菟頭選佐波麻岐
爾也言以菟頭太刀之柄給 佐微那辭差成也微與志同聲也言 阿波
以漆塗上今之鞘卷之體也

按、佐波麻岐は多卷也といふ説記傳あれとさにはあらし

釋日本紀に其義をいははされと鞘卷也といひたるも古

傳なるへき鞘を古代佐波といひたる其 説は卷鞘の所にいふへし 佐微那辭を釋日本

紀に差成と釋したるはわろし眞身無といふ説記傳立ま

○白鞘卷

平家物語云の條 むかしとはの院の御宇にしまのせんさ
いわかのみへかれら二人かまひいたしたりける也はしめ
はずけん立立るほうし白さやまさをさいてまひければお
とこまひとそ申たりけるしかるを中ころよりさほうしか
たなをのけられてすいかんはかりをもちひいたりさてこ
そしやうしとは名つけられけれ

長門本平家物語云義仲最後 合戦の條 九郎御曹司は上洛しては急

き鞍馬へ参り(中略)すこしまとろみ給たるに御ほうてん

の中より八十あまりの老僧出給てなんちにこれをとらせ

んとてをきたるそとしてしろさやまさを給とみておとろき

て見給へは夢にしめし給し白さや卷也

源平盛衰記云盛綱渡海 小島條 浦人ヲ一人語ヒ寄テ白鞘卷ヲトラ

セテワ殿向ノ島へ渡ル瀬ハナキカ教へ給へ悦ハ猶モ申サ

ムト云ハ云々

判官物語云かたえの かなと條 此風をやはらけていま一とくかへつ

けてともかくもなさせ給へとおひの中よりしろさやま

きをとり出して八大れうわうにまいらせ候とてうみへ入

給ふ

高國記云今度ハ京ノ六郎晴元ハ佐々木殿ノ聲ニケイヤク

有リ其上初ハ公方様ノ御供申サレシカハ諸人隨ヒ申(中

略)今度播州エヒソカニ落玉ヒシ時人丸ノ塚ヲ尋給へハ

有ル士民承リテホノホト明石ノ浦ノ朝霧ト詠メシ人ハ

此塚ノ中ト申シケレハ才覺アリトテ則御太刀白サヤ卷ヲ

タヒ召仕レケリ

按、白鞘卷といふは金具等を銀にてしたるさやまさの

刀のことなり

○黒鞘卷

長門本平家物語云殿上開 打條 武勇の家を生れていま不慮の耻
にあはん事家のためみのため心うかるへし身をまつたく
して君につかふるは臣の忠なれば其用意をこそせめて
一尺三寸ありける黒鞘卷の刀を用いして著座のはしめよ
り亂舞のをはりまで燭臺の下にしとけなけにさして刀の
柄四五寸計差いたしつねは手うちかけつくり眼して火の
ほのくらしかけにてはこの刀をぬきいたして髪にひき

る岡も古代に多く見えたるをや吾妻鏡に御刀とありて
鞘巻と注し御供故實に鞘巻なくは例式の刀不苦とい
ひ晴れの時は必さやまきたるへきよし諸書に見えて且
具足の上にはさやまきの刀はさぬこと也なともし
るしたれば造りさまの名なることとより論を待す但
具足の上にはさぬといふは近世の定にや戰場に鞘巻さ
したること枚擧にいとまあらず

○マチサヤ巻

職人盡歌合さやまきの歌云我こひはまちさやまきのやれ
すのこぬる人のこぬ身をいかにせん

○小鞘巻

天正本太平記云鹽治判官 謹死條 小心ニ大ニ耻タル氣色ニテ小鞘
巻ヲ振出シテワナワナト我腹ニ刺當給ヒタリケルヲ云々

○都豆良佐波麻岐

日本書紀云崇神天皇 皇紀 六十年秋七月丙申朔己酉詔群臣曰武
日照命又云天夷鳥從 天將來神寶藏于出雲大神宮是欲見
焉則遣矢田部遠祖武諸隅一書云一名大母隅也 而使獻當此時出
雲臣之遠祖出雲振根主于神寶是往筑紫國而不遇矣
其弟飯入根則被皇命以神寶付弟甘美韓日狹與子鸕
鷺淳而貢上既而出雲振根從筑紫還來之間神寶獻于

按、佐波麻積は多巻也といふ説古傳あれとさにはあらし
釋日本紀に其義をいはされと鞘巻也といひたるも古
傳なるへき鞘を古代佐波といひたる其 佐微那辭を釋日本
紀に差成と釋したるはわろし眞身無といふ説古傳立ま
さりたり

○白鞘巻

平家物語云きわう むかしとはの院の御宇にしまのせんさ
いわかのまへかれら二人かまひいたしたりける也はしめ
はずけんに立ゑはうし白さやまきをさいてまひければお
とこまひとそ申たりけるしかるを中ころよりゑほうしか
たなをのけられてすいかんばかりをもちひいたりさてこ
そしやうしとは名つけられけれ

長門本平家物語云義仲最後 合戦の條 九郎御曹司は上洛しては急
き鞍馬へ参り(中略)すこしまとろみ給たるに御ほうてん
の中より八十あまりの老僧出給てなんちにこれをとらせ
んとてをきたるそとしてしろさやまきを給とみておとろき
て見給へは夢にしめし給し白さや巻也

源平盛衰記云盛綱渡海 小島條 浦人ヲ一人語ヒ寄テ白鞘巻ヲトラ
セテワ殿向ノ島へ渡ル瀬ハナキカ教へ給へ悦ハ猶モ申サ
ムト云ハ云々

朝廷責其弟飯入根曰數日當待何恐之乎輒許神寶
是以既經年月猶懷恨忿有殺弟之志欺弟曰頃者
於止屋淵多生蕤願共行欲見則隨兄而往之先是兄
竊作木刀形似眞刀當時自佩之弟佩眞刀共到淵
頭謂弟曰淵水清冷願欲共游泳弟從兄言各解佩刀
置淵邊沐於水中乃兄先上陸取弟眞刀自佩後弟驚
而取兄木刀共相擊矣弟不得拔木刀兄擊弟飯入根
而殺之故時人歌之曰椰旬毛多菟伊頭毛多鷄流波鷄流
多知菟頭遷佐波麻積佐微那辭爾阿波禮

古事記云即入座出雲國欲殺其出雲建而到即結友故
竊以赤絲作詐刀爲御佩共沐肥河爾倭建命建自河
先上取佩出雲建之解置橫刀而詔爲易刀故後出雲自
河上而佩倭建命之詐刀於是倭建命詔云伊奢合力爾各
拔其刀之時出雲建不得拔詐刀即倭建命拔其刀而
打殺出雲建爾御歌曰夜都米佐須伊豆毛多那流賀波那流
多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮

釋日本紀云椰旬毛多菟出雲之號也 伊豆毛多鷄流出雲系
波鷄流多知刀也菟頭遷佐波麻積師訓
以漆塗上今之鞘巻之體也 佐微那辭差成也 飯入與眞刀佩替之由也 阿波
禮也

判官物語云みなえの 此風をやはらけていま一とくかへつ
けてともかくもなさせ給へとおひの中よりしろさやま
きをとり出して八大れうわうにまいらせ候とてうみへ入
給ふ

高國記云今度ハ京ノ六郎晴元ハ佐々木殿ノ聲ニケイヤク
有リ其上初ハ公方様ノ御供申サレシカハ諸人隨ヒ申(中
略)今度播州エヒソカニ落玉ヒシ時人丸ノ塚ヲ尋給ヘハ
有ル土民承リテホノホノト明石ノ浦ノ朝霧ト詠メシ人ハ
此塚ノ中ト申シケレハ才覺アリトテ則御太刀白サヤ巻ヲ
タヒ召仕レケリ

按、白鞘巻といふは金具等を銀にてしたるさやまきの
刀のことなり

○黒鞘巻

長門本平家物語云殿上間 打條 武勇の家に生れていま不慮の耻
にあはん事家のためみのため心うかるへし身をまつたく
して君につかふるは臣の忠なれば其用意をこそせめとて
一尺三寸ありける黒鞘巻の刀を用いして著座のはしめよ
り亂舞のをはりまて燭臺の下にしとけなけにさして刀の
柄四五寸計差いたしつねは手うちかけつくり眼して火の
ほのくらさかけにてはこの刀をぬきいたして鬘髪にひき

あて、のこはれけり御遊もいまたはてぬに深更におよひ
 て罷出らるゝとて紫宸殿の御うしろにてこのこしの刀を
 けたへの殿上人あまたみらるゝ所にて主殿司をめてこ
 の殿上の大盤にをくへしとてあつて出られにけりむか
 しよりして昇殿の人の五節坊にて懐刀さすことなし罪科
 に申行ふへしなと人々憤り申さるゝよし聞えし程に五節
 はてにしかは案のことく殿上人一同にをひく訴申され
 けるはそれ雄劔を帯して公宴に列し兵杖を給て宮中を出
 入するみな格式例を守る倫言よしある先規也然るを忠盛
 郎従をして兵具をたいせしめて殿上の小庭にめしをき其
 みは又腰刀をよこたへさして節會の座に列す兩條ともに
 希代未聞の狼藉なりことすてに重疊す罪科尤のかれかた
 しはやく御札を削りて解官停任せらるへきよしこたへ申
 さる

源平盛衰記云 五節夜 間打條 忠盛朝臣黒鞘卷ヲ裝束ノ上ニ横タヘ
 指シテ支度計ナキ體ニテ腰ノ程ヲ差排様ニシテ柄ヲ人ニ
 ソミセケル人々事カラ尤トヤ思ヒアハレケン其夜ノ開打
 ハナカリケリ縫殿陣黒戸ノ御所ノ邊ニテアヤシキ人コソ
 遇ヒタリケレ忠盛見答メテ物ヲハ云ス一尺三寸ノ鞘卷ヲ
 抜キ手ノ内ニカ、ヤク様ナルヲ鬘ノ髪ニスハリスハリト
 搔撫カキナテ良アリテ哀レ是ヲ以テ狼藉結構スル惡キ者
 ニ一宛々ハヤナト云ケレハアヤシトミタル人則倒伏ニケ
 リ(中略)著坐ノ始ヨリ殊ニ大ナル黒鞘卷ヲ隠シタル氣モ
 ナク指ホラカシタリケルカ亂舞ノ時モ猶サシタリケリ未
 御遊モヲハラサルニ退出ノ次ニ火ノ風ノ開キ影ニテ大木
 刀ヲ拔出シ鬘ニスハリスハリト引ケレハ火光ニカ、ヤキ
 アヒテキラメキケレハ殿上人々皆是ヲ見ル忠盛カクシ
 テ出サマニ紫宸殿ノ後ニテ殿部司ヲ招寄セ腰刀ヲ鞘ナカ
 ラ抜キ後ニ必尋ネアルヘシ體ニ預ケムトテ出ニケリ五節
 以後公卿殿上人一同ニ訴ヘ申サレケルハ忠盛サコソ重代
 ノ弓矢取ナランカラニ加様ノ雲上ノ交ニ殿上人タル者ノ
 腰ノ刀ヲ差顯ス條傍若無人ノ振舞也早御札ヲ削テ解官停
 任セラルヘキヨシ申サレタリ上皇ハ群臣ノ列訴ニ驚キ思
 食シ忠盛ヲ召テ御尋アリ陳申ケル刀ノ事殿部司ニ預置キ

○黒漆鞘卷

候被ニ召出テ依ニ實否ニ答ノ御左右アルヘキ歟ト奏シケレ
 ハ誠ニ其謂ヒ在トテ件ノ刀ヲ召出テ觀覽ニ及フ上ハ黒漆
 ノ鞘卷中ハ木刀ニ銀薄ヲ押タリ當座ノ耻ヲ遁ム爲ニ横ヘ
 差タレトモ後日ノ訴ヲ恐テ木刀ヲ構タリ用意ノ體神妙也
 ○赤鞘卷
 大的體拜記云刀はるほしかたのあかさやまきをさす也
 按、赤鞘卷は朱塗にしたる鞘卷の刀にて次の海老鞘卷
 といふも赤鞘卷の一種なり

按、其製恰も蝦に似たるを以て海老作の鞘卷とも海老
 鞘卷ともいふ
 ○木鞘卷
 釋日本紀云椰毛多菟伊頭毛多鷄流俄波鷄流多知菟頭選
 佐波麻枳佐微那辭耳阿波禮凡歌意者入根依佩替大刀被致哀
 ナル之由也被木刀以爲禮之歟今世俗
 歟人時並木鞘卷
 スト云此因緣歟
 太平記云 曾祇左 衛門條 報光寺最勝園寺二代ノ相州ニ仕ヘテ引付
 ノ人數ニ列リケル青砥左衛門ト云者アリ(中略)出仕ノ時
 ハ木鞘卷ノ刀ヲ差シ木太刀ヲ持セケルカ叙爵後ハ此太刀
 ニ弦袋ヲ付タリケル

光源院御元服記云天文十五丙午年御元服當日十二月十九
 日植綱高保晴經定頼元造以上五人白小袖袷白直垂大帷大
 口著之折烏帽子紙ヨリカケ緒紙ヨリ海老作鞘卷也(中略)表エ御出有
 テ有富有春御身固有之御次管領代定頼著座衣裝大帷子折
 烏帽子カケ緒紙ヨリ海老鞘卷刀ヲサ、ル、也
 酌并記云ひきめ下緒の事はは必るひさや巻にさけたる也
 乍レ去るひさやまきにあらねともこの時は必ひきめ
 下緒にて有し也是もるほしかみしもの時ちさい刀にはさ
 けされたりるほし上下の時つか巻ぬ物なりはなし目貫た
 るへし

流鏑馬武田條云雜兵六人(中略)刀は木さやまき童も同前
 口傳
 流鏑馬次第云供者の次第(中略)さうしき六人馬の尻に三
 人つゝ二なみに立なり上にも下にも家々の紋を出す也は
 はきをして上をくゝるるほしかけ赤皮刀は木さやまき雜
 色同
 按、釋日本紀に木鞘卷といひしは木刀の鞘卷のことに
 て太平記以下に見えたるは木地のまゝにてぬらさる鞘
 卷のことなり名は全く同して其實はいたく異なり
 ○唐木鞘卷

宗五大雙紙云からきのさやまきかいらきさめさやなどは
若き衆はさゝれ候しそれも殿中にては見及申候はす候者校

云宗五大雙紙群書類從に取めたるには
からきのさやとありてまきの二字なし

○炭斗付箱卷

安土日記云天正七年四月十七日佐々内藏介求黄金拾枚付
候テサヤマキノ炭斗付推進上候刀ナリ外聞實義忝次第也

武家名目抄稿第二百八十三册

塙檢校保己一編

刀劔部 十六

○車刀

古今著聞集云主殿頭光任朝臣法住寺をつくりける時子息
近江守仲兼毎日奉行して參しけり或日退出しけるほとに
日くれてのち東寺邊をとをりけるに相具したる下人とも
みな車のさきにはしりたりけるあひたに車のうしろには
人もなかりけりよの中くらくてわつかに星の光ほのかな
るにみればしろきひたれきたる法師一人車のうしろに
あゆみきたりあやしうおもひて後のすたれをかへけてみ
れば父朝臣かもとにめしつかふ中間次郎法師なりけり其
頃件法しを勘當して追出したる頃なりけりたゞいまここ
にきたるはわれを犯さんと思ふにこそとおもふよりきく
はひにおほえて下人ともにかくともいはす車刀のあるを
とりて後よりおとりおりて此法師にいふやう汝は次郎法
師めかなにのゆゑに只今こゝにはきたる云々
按、車刀とてへちに其製あるにはあらし乗車の時不虞

の用意に備ふる腰刀もしは打刀にてやあるらん猶枕太
刀手鉾などいふの例なるへし

○籠刀

○首揆刀以下三
名一義

たかたち雙紙云へんけい承て今度はそれかしかしにはん
にあたつて候と申もあへす御てゐへつつと入(中略)一尺
八寸のうちかたなを十文字にさすまゝにえひらかたなく
ひかき刀なきなたこそりはを打ちかへくらのまへわにし
めつけ弓手にくまてをおつとつてめてになきなたうちか
たけひさにて馬をそのつたりける

信太草子云やくらをゆらりととんでおりひとま所へつと
と入り一まいませの大あらめ袖をはといてからとすとと
うはかりゆりかけゑひらかたなくひかき刀三こし迄こそ
さいたりけれ

鎌田草子云金王承りあかぬは君の御誼とて御うけを申
(中略)そうして刀は三こしさすゑひら刀首かき刀四尺三
寸のかくつはのうちもの三尺五寸のたちをかさねはきに
はくままに四尺八寸の大なきなたをひきつゑについて云

按、籠刀といふは籠祝などいふを例しておもふに籠に

收へきはかりの短小の刀なるへし首揆刀は近世首切首
取などいふ類なり其實は腰刀にてさる名おほせしは時
時の俗語なるへし

○首切

頼井日記云攝州青野
合戦條宗長公今年十六歳ニテ童形ニ御座候
ヘトモアクマテ心早キ殿ニテ力量モ諸人ニ御勝レナサレ
ハ組ト一度ニ首切ヲ拔テ民部ヲサシテクリコマル

○首取

佐野宗綱記云後勢未續しはらく御給ふ所に御武運の盡
にて何國ともなく野鐵砲來て玉御胸に當り御落馬の所豊
島七右衛門と申輕少の侍なりしか此由を見て大將とも
不存はしり寄御首を二太刀打ければそれとも不叶宗綱
公被仰けるはうろたへもの鏝を巻て可切其方太刀にて
は叶まし我首取にて可切と被仰ければ則御腰の首取を
拔鏝を巻て御首を給る

○腹切刀

官地論云將政親宣強不可作罪怖來世之報去來面々
切腹宣左承候疊五六十帖擲出廣庭敷並々居既欲切腹
政親宣濫不可切腹盃取添腹切刀可爲思指宣承候
打立大瓶一早始酒宴云々

見聞雜錄云長坂長閑今日と云唯今年來の不義心に徹し齒
嚙の音は怒と愁と悲と涙ははら／＼瀧の如し時刻移ると
く／＼と腰の物をもき取て三方をも居へよかし腹切刀を
折敷に居左りへ立るか十文字か手際を／＼と呼り掛る其
聲は面白相成笑顔を長閑はたと睨て云々

按、腹切刀といふも時に取て呼る名目にて其實は腰刀
なり

○打刀以下三
名一物

古今著聞集云頼光馬をひかえて野のけしき與あり牛その敷あり各牛おふものあらはやといはれければ四天王の輩我も／＼と懸て射けり實に興有てそみえける其中に綱いか、思ひけんとかかり箭をぬきて死たる牛に向て弓を引けり人あやしと見所に牛の腹のほとをさして箭をはなちたるに死たる牛ゆす／＼とはたらきて腹の内に大の童打刀をぬきて走出て頼光にかゝりけり見れば鬼同丸なりけり

著聞集云武勇頼光は少しもさはかす太刀をぬきて鬼同丸か頭を打おとしてけりやかてもたふれす打刀ぬきて鞍の前わをつきたりさて頭はむなかひにくひつきたりけるとなん

の處のゑんきはにかはとうちよりて云々

源平盛衰記云三井金爰乘圓坊阿闍梨慶秀下腹巻ニ衣装束長絹ケサニテ頭ヲ暴ミ打刀前垂ニサシ進出テ云ケルハ云云

又云入道ハ加様ニ人々誠置テ後モ猶不_レ安ヲホサレケレハ衣ノ帷ノ脇搔タルニ赤地錦ノ鏡直垂ニ白金物打タル黒絲威腹巻ニ打刀前垂ニサシ

吾妻鏡云建久三年正月廿一日甲午渡_ニ御子新造御堂地_一圮土之間運_ニ土石_一匹夫等之中有_ニ左眼盲之男_一幕下覽惟_レ之佐貫四郎大夫伺_ニ御旨_一面縛之處懷中帶_ニ一尺餘打刀_一殆如_ニ寒氷_一又覽_ニ其旨_一魚鱗覆_ニ眼上_一云々

太平記云師直以下越後入道ハ半町計隔タリテ打ケルカ是ヲ見テ馬ヲ懸ノケントシケルヲ跡ニ打ケル吉江小四郎鏡ヲ以テ脾骨ヨリ左ノ乳ノ下へ突徹ス突レテ鏡ニ取付懷ニ指タル打刀ヲ拔ントシケル處ニ吉江カ中間走寄鏡ノ鼻ヲ返テ引落ス

大内問答云御打刀の事赤銅裝束鋸ふくりん金のこしりく
りかた焼付御目貫の御下緒前のことし半下緒にて御座候
卷絲ちや紺淺黄いくつも此分に御座候つる

建内記云永享十一年六月二日戊寅葉室中納言宗豊入來言

たかたち草紙云むさしはう辨慶はよきところへすつとい
りいつもこのむかちんのひたれに水にをしのはいたて
し三ひきりやうのゆこさしいまたよろひは著さりけり二
尺はかりなる打かたなを十文字にさすまゝになしうちを
ほしをつこうてしらあやたゝんてはちまきにむすとしめ
云々

平家物語云大しゆそ乗圓坊せうゑんはうのあさりきやうしう衣
の下にはらまきをき大なるうちかたなまへたれにさしほ
うしとうしゆくす十人引くしてせんきの庭にすすみいて
云々

長門本平家物語云四光法師入道左馬頭重衡を相くし中門
の廊に出あはれたり入道のたまいけるは六月無禮とてひ
もとかせ給へ入道も白衣に候をとてしろかたひらに白大
口ふみくゝみてすゝしの小袖うちかけて左の手にうち刀
ひさけて右の手にて蒲あふきつかはる

又云土佐坊判官にくいやつか言はかなかひ／＼しからぬ
身こそやすからねかの法師ほとどのやつかめしにまいらぬ
との給ければ武藏坊これを聞と辨慶めして参り候はん
とて崩黄いとをとしのはらまきに三尺五寸の太刀はき一尺
三寸のうちかたなをぬきまうけて昌俊か宿所に馳入四ま

談物三孟酌長宗卿逝世之時口口箱ヲハ奉_ニ納北野寶藏_一光
頼卿以來相傳之打刀ヲハ奉_ニ納春日寶藏_一云々

常徳院殿御乘馬始記云御馬にめさるゝ間御所様御中門よ
り御出ありて御座ある也管領へい中門より南西のへいの
きはに被_レ畏也右馬頭殿計御供衆の中に伺候也是も西の
方へい中門のきはに被_レ畏也御劔は大館十郎殿御うち刀
もたるゝ也未申のすみの松よりすこし東に被_レ畏なり

家中竹馬記云御出仕之時諸家の御供衆は小者二人打刀と
引敷持て御門の内へ入太刀持たる中間は時宜によるなり
其外は皆御門外にあり

武難記云御門役辻固の時打刀もたせられ候事も不_レ苦候
へ共小太刀を被_レ持候事本儀にて候小太刀あまり金作は
あしく候

伊勢貞順記云太刀より前に打刀を進上の事先太刀を進上
候て以後打刀を進上あるへき事次第可_レ然候歟但打刀一
段の銘の物にて候へは其子細を申上候て太刀の前に被_レ
進候次第不_レ同候得共不_レ苦候其時はうてぬきを取候て
可有_ニ進上_一候也

諸家參會記云御酒の時主人又は客人共に一番に打刀を被
進候事は略儀にて候先太刀を進られ候て後には打刀を

も可被進候打刀は一かとのやうに候間何もそひ候まし
く候た、打刀はかりたるへし
萬しつけ方の次第云ひろふたに打かたなあふきからいと
なとおきていたす事あり云々

宗五大雙紙云打刀を人に出す事持たる太刀不足とて打
刀を一番に出し候事不可然先わろく候とも太刀を出候
て後又子細を申て打刀を可出但當時左様にも候はて一
番に打刀を被出事のみにて候打刀をつは刀と云打刀を
人に出し候にわろく候とも太刀を添へらるへきこと本式
と申候乍去打刀計出候事常の事也公方様へ進上同前一
獻の時のこと也

又云馬の先へ走候小者打刀持たるは左たるへし足半持た
るは右手あきは中なるへし左あかり成へし(中略)又弓袋
もたせられ候は、打刀とつかひて右に走へし

又云御供又私のありき出仕以下に太刀二振持候事は不
可然金仙寺故勢州などいづも太刀打刀長刀より外は
もたせ候はさりし又召遣候はんする爲にはいくつも持せ
られ候又山名方には常に太刀二振被持候つるとて候
又云人の内衆辻固門役の時は小太刀を持たれ候かよく候
打刀は悪しく候

常照愚草云同朋衆は太刀を不持候打刀計持たせ候小
太刀を不持候小者は馬のさきへ走候打刀を馬のわ
きに中間に持せ候當時は相替事候間不存候法は如此
候

宗恕開書云公方様御打刀はいつれもさや袋に入候しやく
とう装束かなつはつかかしらこしり又くりかたやき付御
めぬき前のことし丸に桐やき付御さけをも半さけをうち
やう前のことし巻絲茶こんあさき寛らすいつも此分に
候

又云大名の内衆辻かため門役の時は小刀を持候かよく候
打刀はわろく候

又云私にても打刀をはふんさいほとこしらへてもたせら
るへき也

又云同朋は馬のさきへ打刀計もたせ候太刀はもたせす候
は瑞笑軒如此也

澤巽阿彌覺書云正月十日一御參内御供御打刀にうてぬき
有之御敷皮覺悟の事

御供古實云通世者道具を持せ候事總して通世者の上は何
も無用の儀に候得とも打刀計可持候足の付たる太刀な
と持せ候事は有ましき事候

嘉良喜隨筆云打刀ト云モノヲ五攝家ハモクセラレコレカ
太刀ノ略ナリ昔ヨリノ法ニテ大方革ノヌイカケニテ金銀
或ハ眞鍮ニテツカ首ニモサカソヲ深シ尤小尻ニモサカソ
ヲフカク吞コマヌ金作ナリ今以近衛殿ナト參内并ニ院中
へ御參ノ時モシカリ

蟠川記云刀の拵様の事可有定候歟但ふちは、きしと、
め計金にて目貫かうかいはしやくとう可然候かやうの
を禁裏へもめされ候(中略)又太刀打刀は金作のも所々よ
りて持候

蟠川親元記云寛正六年四月廿七日甲辰蟠川掃部助所江貴
殿俄御出曉仍備州武庫御出貞惟親元祗候武庫始御出爲
御禮ニ打刀進上之一

室町殿物語云^{中島へ重}義長聞て(中略)三尺二寸の太刀一
尺八寸の打刀添て鎌倉鍛冶のきとうたる二尺八寸の長刀
杖につきておもてのやくらにいかにもしつかにばかりて
敵の陣を見わたしける

松隣夜話云謙信其日ハ熊ト大躍ノ鎧ニ青キ段子ノ胴肩衣
ヲ著シ三尺九寸ト聞シ國吉ノ打刀ヲ拔云々
義殘後覺云備中國ノ住人ニ檜崎十兵衛信定ト云フ人アリ
(中略)赤威ノ鎧輕氣ニ著ナシテ四尺八寸ノ太刀ヲ帶二尺

五寸ノ打刀一尺二寸ノ鎧通シヲ馬手ノ脇キニ差タリケル
按、打刀といふは鋸打たる刀にて今の世に大小といふ
なる刀の類なり昔は武家の人々も常は腰刀をさしたる
のみにて太刀も打刀も從者に持せたる也應仁の亂より
世中靜ならず元龜天正に及んで闘戦やむことなかりし
かは武家は更也皇家にも打刀さ、れたる人ありしと見
えたり^{口訣}亦名を鐔刀とも引提といふなり

○鐔刀

^{御能}御供古實云同時打刀を小者に持せ候事不苦候鋸刀の事
色えたるも不苦候黒太刀たるへし

大内問答云打刀并長具足可被進哉事打刀の事一かとの
様に候へとも一番には不^可然候先太刀を被參候ての
ちく^可然候歟打刀をはつは刀とも申候へは打刀御出
候は、太刀を被添候半事本義に候なり

宗五大雙紙云打刀をはつは刀とも申候
三光院内府記云腰物非本式之儀(中略)當時隨分之月卿
雲客腰刀之和美奇麗超上古剩鐔刀等被帶人々見及候
按、いにしへ打まかせて刀といひしは腰刀のことにて
鐔なきもの也打刀を鐔刀といふはかの腰刀に對へたる
名目なり

○引提

北上記云つは刀又はひつさけを給候と云よりは御打刀被下候と申あかり候

按、打刀を引提といふは常にさすことなく手に引提又は従者に持せし故の名にて猶銚子に長柄提などの名ありと同例なるへし

○小打刀

年中恒例記云禁裡様於庭上著座次第先長橋殿ノ御エンノキハニハ御劔ノ役以下御供乗伺候次御供ノ同朋次走衆次御出奉行也走衆ノウシロノヘンニ御小者公人朝夕以下在レ之御供ノ衆ハ御供ノ同朋迄小打刀ヲ持ヒツシキノ上ニ著座走衆ハ小太刀也大兩ニテ御庭シルキ時ハヒツシキノ下ニ打板ヲシクト云説在レ之

○御物作打刀

飯尾宅御成記進物注文案云御太刀一腰金太御打刀一行平御物作宗五大雙紙云公方様御打刀はいつれもさや袋に入候しやくとう裝束つはふくりん金つかしらしり又くりかたやき付御めぬき前のごとく丸に桐焼つけ御さけ緒も半さけ緒打様まへのことし絲茶こん淺黄不定いつもこんふんに候

へ云々

豊臣大閣御事書云のし付刀脇指千腰可有_二用意_一候餘大候へはさし候物遠路令_二迷惑_一候間刀七兩脇指三兩あまりにて可_二申付_一事

續撰清正記云本渡の城を乗取たる時或若武者刀脇指の鞘を金のしつてに指たるか城の塀に手をかけ乗こすへきとする所に何者やらん二人来て後より尻をあけるに此者は我を助侍る味方と思ひいかにもよろこひ則城中へ乗こみ落城の後小屋へ歸りて見ければ刀脇指のさやの延付の金を半分過ぎりまはしてとられたり是を諸人のさたしけるは腰に指たる刀脇指の鞘を切てとらるゝを不_レ知はふかくなる由留れり清正聞給ひて是猶以恐なる申分也此者の城内へ乗入へきと思志深き故に後をかへり見ざるは一_レ段と能働也古語にも逐鹿獵師は山を不_レ見と有さりながら陣中に金延付の刀脇指さしたるは若輩故也軍功一入たらは勇士になるへき者なりと仰有けるを聞て諸人かんしたる事也

武具要説云原美濃聞申分脇指は刀にて働れぬ所を働ため脇指也又さすかなと申て尺にもたらぬ物懐中仕ものも有_レ之候その義は一圓合點不_レ參候腰に付たる刀脇指を

大内問答云御物作と申候はいかやうに仕候哉の事(中路)御打刀の事赤銅裝束つはふくりん金柄頭こしりくりかた焼付御目貫右のごとし御下緒前のごとし半下緒にて御座候巻糸紺ちや淺黄いくつも此分に御座候

按、御物作といふは宗五大雙紙に見えたることく作りしをいふ御物とは將軍家の服御の物といふことにて猶御召なといふかことし大雙紙に前のことしとするせるは腰刀と同じきをいふ

○刀脇差

信長記云相摸御百濟寺ノ鹿同小鹿宮居左衛門餘江又一郎青地與右衛門ナト云者共ハ類少ナキ上手ニテ取勝ケリ餘江青地二人ハ被_二召出_一熨斗付刀脇指下給テ則可_レ被_二召使_一トテ相具セラル

甲陽軍鑑云去ぬる時分上州はてら合戦の時和田八郎被官いそや與三郎頸一ツ彼曲淵頸二ツいつれも手柄なる高名にて候故褒美をあたへ候いそやは上州新參の者なりとて刀をとらする曲淵は譜代なる故心やすく脇指をとらせ候處にいそやよりおとりの褒美とて曲淵腹をたて脇指を某のみすのきはまた投かへすほとこのいたつらの者なれとも赦免せしめ候間あの様なる者をは某に免しこらへられ候

さへ用に立得ぬ不覺人か人に手こめにあひて後懐中のさすかを以て敵をしとめ可_レ申との所存無覺東被_二存候_一又さすかにて刺殺さるほどのぬけ者は人を手こめに仕事も成ましく候所詮刀脇差の吟味計にて可有_二御座_一候多田淡路守申分膝を組かはし又は二階下など刀のあつかひならぬ處を脇指にて可_レ仕候美濃守申分尤に候脇指の寸一尺七寸より内は業有_レ之間敷存候其故は三尺に及ぶ刀を以切籠り者又は立合の勝負など仕に毎度に物打にて切るゝ物にては無_レ御座候切先に當り手元に當り尤中にも當り一圓定り無_レ之候然共一尺五六寸の脇指にては切はつし候事多かるへきと存候短き脇差にても敵のたゝ中なと突通しなと仕たるは子細なく候人を突と云はたやすく成事にて無_レ御座候油断したる所などは知らず目と目を見合せては切る事はいかにも仕れとも中々短刀にてつかるゝものにては無_レ之候たとへ突たりとも鎗にてさへつかれなから働もの有_レ之候況や手と手を取かはす程にて突たらんには當の刀をうたぬ者は御座候ましく候尤名人は一尺二三寸の脇差にても思ふやうに切あて可_レ申候我等如きの者は幾度手に逢候ても刀のあて處を定て切事はならず候ためし物を切にも少間積り違へは當り處違申候まして

男と男か刀の柄もくたけよと握り鐵石もたまらずきれよと打時に刀の當所か成事にて無御座候あたるか幸にて御座候刀のあて所か違時には一尺四五寸の脇差などは切はつし申事道理にて御座候短くするてさのみ寸短は詮なかるへき様に被_レ存候

按、古に刀といひ脇差といひ小き刀といひは皆腰刀の事にて鐔なき物なりしを中頃以來刀といふはいにしへ打刀とも鐔刀ともいひし類にて脇差といふは腰刀といひし物に鐔入たるにて其製も聊かはれり昔のまゝなるものは小き刀といふそれにさへ鐔入るゝことゝはなりぬ

○腰物

曾我物語云 五郎女になき かちはらはかまいてしてかへりさまにこの女のもとにうちより夜とともにあそひけりあかつきかへるといひかゝしたりけんこのかたなをわすれいてけるを女のもとよりかたなをつかはしけるとていそくとてさすかかたなをわするゝはおこし物とや人のみるらんかけすむまにのりながらゆんでのあふみをいまたふみもあへす返歌をそしける

レ婚禮ノ儀式ヲ調シメ給フ于_レ時御腰物御脇指ヲ豊氏ニ賜ル豊氏カ家臣吉田掃部助ヲ御前ニ召テ御腰物ヲ賜ル

按、腰物といふに古今さす所同しからずふるくは腰刀にかきりていひ近世は今いふ刀脇差をすへていふなり昔は武家の人々も常は腰刀のみをさして太刀打刀などをは人に持せたりしを近世は常に今いふ刀脇差を帯する事となりし古今さす所の同しからざるはこの故にそあるへき

○兩腰

室町殿物語云 好喧嘩 少器量のよき人衣裳兩腰など物數寄に拵たる人を見てはさしよつて空ほめをし又はあつこうなといひて機を立させんと種々になふりあなとりてとをりけり

又云 女房訴 半兵衛兩腰鐙弓鞍鐵武具の類めんく_レに印を付ておかれるを見分てたひたりける

按、兩腰とは兩腰物といふへきを略していへるなり又諸腰ともいふ

○諸腰

大友興廢記云 信長公鬼月毛といふ名馬 大かく兵衛尉しろき小袖にかちんの上下をちやくし四尺二寸の大かたなに二尺

さすかなりけれ

愚耳舊聽記云 大光寺資 其後大和親子の者共を大浦へめしよせ給ひ種々御馳走被_レ成其上息安藝には御腰物を被_レ下親子の者共難_レ有と申つゝ忠義の心不_レ淺こそ成にけれ伊達日記云月齋刑部少_ハ申ニ不_レ及梅雪右衛門大夫其外相馬へ申合候衆モ表立候衆ノ分宮森へ參石川彈正御退治被_レ成田村迄カタマリ目出度由被_レ申上_ニ候其内常將伊賀守各相談ノ御砌伊達へ可_レ頼入_ニ由申出候付何モ其ニ落居ノ由被_レ聞召_ニ御大慶ニ被_レ思召_ニ候由御意ニテ金ノシ張ノ御腰物被_レ下候

安土日記云天正六年霜月廿七日郡山ヨリ古池田ニ至テ被_レ移_ニ御陣_ニ其日ノ朝風吹候テ寒氣大方ナラス晚ニ及中川瀬兵衛御禮ニ古池田へ伺公信長公ヨリ御太刀拵ノ腰物并御馬皆具トモニ拜領

當代記云天正十年三月廿三日瀧川左近ニ上野國并信州ノ内二郡相添被_レ下上州厩橋へ移又御腰物被_レ下

又云文祿四乙未三月廿八日太閤秀吉公家康公へ於_ニ聚樂_ニ御成家康公ヨリ進上物(中略)大刀_長御腰物_光御脇差_光増補家忠日記云大神君松平源七郎カ娘ヲ御養女トシテ豊氏ニ嫁セシメ給フ木多中務大輔忠勝及ヒ一位局ヲ相副ラ

五寸のわきさしもろ腰ながら金のしつけにして云々

○大小

信長記云 佐久間信盛 楠長庵宮内卿法印中野又兵衛尉三使ヲ以配所ノ定モナク只急キ天王寺ヲ出ヨト御誼ナリケレハ多年蓄置シ無量ノ珍寶フリ捨ヤウツ黄金十枚計ノ外ヨリハ腰ニサシタル大小ナラテハ又身ニ隨フ者モナク立出ラレケン心ノ中コソ哀ナレ

深谷記云戸森村岡田五郎左衛門と申者は越後も深谷と味方に候得者あかたと申者を取飼申候越後衆は我等共の命をとられ候もおなしことに候とて彼五郎左衛門具足刀大小をさへ候を拾左衛門様々訴訟申候得とも返不_レ申候

土氣城變廢記云名字ノ百姓ハ酒井殿ヨリ扶持方ヲ取田畑ヲ耕ニモ畔アセニ鐙長刀藤柄ノ大小ヲ立置キ土氣ニテ鐙太鞍貝吹候時ハ耕地ヨリ直ニアカリ先帳面ニ付也

東遷基業云秀頼公も舊冬の合戦に功ありし邊を召して感書或は金銀大小刀を賜けり

當代記云天正四年九月佐橋甚五郎ト云者有_レ之是ハ元來參河國岡崎三郎信康ノ小姓也傍輩ノ金作ノ刀大小ヲ盜取事露顯ノ間脱落シ此二三年中在_ニ甲州_ニ彼國ノ住甘利三郎次郎ヲ於_ニ小山陣中_ニ令_ニ住害_ニ家康公陣中へ來彼甘利ト日

來別テ懇志ノ間聊無隔心之儀甘利疑入タル所ヲ刺殺ス
我刀ヲ奔テ甘利カ大小ヲ取テ指來年來彼佐橋甘利令ニ懇
慕芳契前代未聞無物ノ取レ

安土日記云天正六年八月十五日江州國中京都之相撲取千
五百人安土へ被召寄御山ニテ辰ノ刻ヨリ酉ノ刻マテト
ラセテ御覽候(中略)右御相撲取召出サレ何レモ熨斗付御
腰物大小ニツ宛并吳服上下御知行百石宛私宅等迄被仰
付都鄙之面目忝次第ナリ

板坂卜齋慶長記云慶長元年春秀頼公三歳上洛日本大小名
裝束にて馬に乗伏見より京迄十間に一騎口取二人侍一人
小者一人充なり(中略)秀頼公御先へ二行に乗其跡に長持
三百とんす唐織のおほひ次に左の方柄までのし付の長刀
五十右の方のし付の鍔五十鐵炮五十いづれもあかき狸々
皮の羽織大小金のしつけ云々

按、大小とは大小の腰物といはんを略せる也猶練緯の
小袖を練貫といひ長柄の鍔を長柄といふかことし

○木太刀

日本書紀云崇神天皇紀 欺弟曰頃者於止屋淵多生蕪願共行
欲見則隨兄而往之先是兄竊作木刀形似真刀當時
自佩之按、木刀キ

又云神功皇后紀 時武内宿禰令三軍悉令推結因以號令曰各
儲弦藏于髮中且佩木刀
曾我物語云一まんはこわう庭にいはいはこわう聞てさる事にて候
へとも大事のかたきゆみにてはいかとおほえたりかや
うにくひをきらんとてしやうしの紙をひきりたかたか
とさしあけそはなる木たちをとりなをし二つ三つにきつ
てすて云々
太平記云義助義頭已下六騎入金崎條 武田五郎ハ京都ノ合戦ニ切レタリ
シ右ノ指イマタ痊スシテ太刀ノ柄ヲ拳ルヘキ様モ無リケ
レハ杉ノ板ヲ以テ木太刀ヲ作テ右ノ腕ニソ結付タリケ
ル
又云青砥左衛門 報光寺最勝園寺二代ノ相州ニ仕ヘテ引付ノ人
數ニ列リケル青砥左衛門ト云者アリ(中略)出仕ノ時ハ木
鞘卷ノ刀ヲ差シ木太刀ヲ持セケルカ叙爵後ハ此太刀ニ弦
袋ヲソ付タリケル

按、日本紀以下に見えたる木太刀は木にて作れる太刀
なり唯青砥左衛門か木太刀は眞の太刀にて柄鞘に花傍
を加へす木地のまゝなる太刀をいひける也

○木刀

日本書紀云崇神天皇紀 六十年秋七月丙申朔己酉詔群臣曰武

日照命一云武甕槌 從天將來神寶藏于出雲大神宮是欲見
焉則遣矢田部造遠祖武諸隅一書云一名大母隅也 而使獻當此時出
雲臣之遠祖出雲振根主神寶是往筑紫國而不遇矣其
弟飯入根則被皇命以神寶付弟甘美韓日挾與子鶴瀨
淳而貢上既而出雲振根從筑紫還來之間神寶獻于朝
庭責其弟飯入根曰數日當待何恐之乎輒許神寶是
以既經年月猶懷恨忿有殺弟之志欺弟曰頃者於
止屋淵多生蕪願共行欲見則隨兄而往之先是兄竊作
木刀形似真刀當時自佩之弟佩真刀共到淵頭兄謂
弟曰淵水清冷願欲共游泳弟從兄言各解佩刀云々
古事記云稱御名謂建命(中略)即入座出雲國欲殺
其出雲建而到即結友故竊以赤橋作詐刀爲御佩共
沐肥河爾倭建命自河先上取佩出雲建之解置橫刀而
詔爲易刀故後出雲建自河上而佩倭建命詐刀於是倭
建命誂云伊奢合刀爾各拔其刀之時出雲建不得拔詐
刀即倭建命拔其刀而打殺出雲建爾御歌曰衣都米佐
須伊豆毛多那流賀波那流多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾
阿波禮

船岡記云公方ヨリモ高國モ頻リニ高頼ヲ御頼アリテ六角
殿ハ義ノ御方ヘ參ラレケリ高頼ハ老人ナレハト一男龜樹

九ニ家ヲユツリ玉フ(中略)二男ヲハ吉侍者ト申テ禪僧ニ
テ相國寺ニヲハシケル此人武勇ノ器量アリト多賀備後守
藩生下野守田中四郎兵衛尉相談シテ公方へ申上今度還俗
シテ高頼ノ名代トシテ是ヲ公方へ奉リ定頼ト號ス公方大
ニ悦ヒ玉ヒ佐々木彈正少弼ニ任セラレケリ定頼木刀ヲ腰
ニ指テ公方ノ御前ニ被參云々
源平盛衰記云伴ノ刀ヲ召出シテ觀覽ニ及フ上ハ黒漆ノ鞘
卷中ハ木刀ニ銀薄ヲ押タリ
室町殿物語云兵法奇 爰に竹村七之助とて重齋弟子にて二
はんとをりの器量ある兵法なるか是をよひて打て見よと
のたまへは此少人申されけるは初心もの、義に候へは先
それかし仰にまかせてうつて見候へしとて二尺五寸の木
刀とつてかまへけり七之助一尺八寸の木刀をもつて打て
かゝるを待つける
甲陽軍鑑云山本勘介兵法の儀も新當流にてあらさるとて
譏るは勿體なし新當流にも皆上手はかりは有まし京流に
も皆下手はかりも有まし此勘介は白刃にても木刀にても
數度手柄あるにおひてはそれは上手なり何の道にも上手
をこそほむる者なれそれを辨せすして山本勘介をそしり
給ふは今川殿家運盡て無穿鑿の故也

北條五代記云兵法勝然處に木曾伊兵衛と云若き人物語の
次有之たしぬきに手なしと云ければ鬼角聞て但人によ
るへし我はうたるましといふ伊兵衛閉口しけるかにくき
鬼角か放言哉是非たしぬきに木刀か杖か扇にて鬼角を討
へしと云

大友與廢記云内野主殿 介任相傳ある時關東より兵法の修行の者豊
後園まで下る木刀袋の銘文に天下無雙鐵碎と打てあられ
なき體なり

○燒

甲陽軍鑑云かうよりをなけしにつはきをもつてつけてさ
かりたるを前原しないにていくつにも切おとし候殊更六
十二間のかふとを同しなひにて打たきなど仕る程の上
手にて候云々

○鍛刀

東遷基業云慶長十二年五月廿日に朝鮮三使駿府に抵り神君に
謁して方物を獻しけり駿城壘壁未成の故に饗禮なし本
多正純の筈に酒饌を設て饗せらる鍛刀各三を三使に従て
朝鮮に歸し給ふ

武家名目抄稿第二百八十四册

塙檢校保己二編

刀劍部 十七

○燒太刀

萬葉仙覺抄云絶常云者和備染賣跡燒太刀乃隔付經事者幸
也吾者ヤキタチノヘツカフトハ太刀刀ニキレ入タルキス
ノアルヲハヘト云ナリヘトハツ、カスシテヘタテノアル
ト云ナリサレハ此歌ハカノヤキタチノヘツカフトノア
シキヲタトヘニカリテタユトイヘハワヒサセムトオモフ
カヤキタチノヘノツキタルハヨキヨトカトヨメルナリ
按、燒太刀といふは鍛鍊して焼を渡したるを云也又を
也以鑿と訓し後鳥羽院の作らせ給ひしを御所燒といひ
今も猶直燒亂燒などいふなり

○身

古事記云入三座出雲國欲殺共出雲建二而到即結友故竊
以赤橋作詐刀爲御佩共沐肥河爾倭建命自河先
上取佩出雲建之解置橫刀而詔爲易刀故後出雲建自
河上而佩倭建命之詐刀於是倭建命詔云伊奈合刀爾各

外由以使者主上爲音物肩衝直五一ツ(中略)江戸將軍
ニ郷ノ刀一新身藤四郎ノ脇差一進上

○地膚

義經記云判官吉野山 判官忠信を近くめし仰られけるは(中
略)是を以て最期の軍せよとて金作の太刀の二尺七寸有
けるにけんのひかきてちはた心も及ざるを出して給りけ
り

○幅

○ハタ平

源平盛衰記云高綱渡守 治川傳島山ハ是ノ宇治路ノ大將ナル覽ト
ミテ秩父ノカウ平ト云ハタヒラ四寸長サ三尺九寸ノ太刀
ヲ抜キ儲テ歩セ寄ル

按、はた平は側平にて刀劍の身の刃にあらずみねにあ
らざる兩邊の平みの所をいふはた平四寸とは幅のこと
なり

○タヒラ廣

○タヒラ狭

源平盛衰記云青地錦直垂ニ赤威冑備前造ノカウ廣ノ太刀
帶タルハ武藏國住人秩父ノ流島山庄司重能カ一男次郎重
忠生年廿一ト名乗云々

拔其刀之時出雲建不得拔詐刀即倭建命拔其刀而
打殺出雲建命御歌曰夜都米佐須伊豆毛多邪流賀波邪流
多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮
萬葉集云寄物陣思歌刀身爾佩副流大夫也戀云物乎忍金
手武

長門本平家物語云長兵衛尉 信連傳のふつらもとよりふるものに
てあふの太刀なれともみをは少心得てつくらせたれとも
あまりに打れてゆかみければ云々
按、白刃を美といふ身を美と訓し幹を美幾といひ實を
美といふなどの類に義は全く同くして其物に於て主た
る所をさすの名なり古事記に佐味那志とあるは無眞身
也木もて作れる横刀にて眞の刃なきからにしか讀せ玉
ひけるを釋日本紀に味をしに通はして差成也と釋した
るはひかことなるにや

○古身

○新身

武具要説云とかく我手に合て古躬の能切るを指候は、可
然候新身は今年よくても明年切のあしきも有之頼なき
物にて候

當代記云慶長十八年四月十四日北國ノ主羽柴肥前守煩以

太平記云神南合 山名カ郎等因幡國ノ住人ニ福間三郎トテ

世ニ名ヲ知レタル大力ノ有ケルカ七尺三寸ノ太刀タヒラ

廣ニ作リタルヲ鏢本三尺計ヲイテ蛤齒ニ撮合セ

鴉鷲合戰物語云正義師 信乃守七郎か太刀をとりよせて見

るかゝりおもひはしからす一ゆりゆりてみればことのは

かにゆはめきていかにもた平ひろくさきつりに一そりを

りてこしよはくうちふれば手のうちにてかふりをす信乃

守かいはくかゝる太刀をもちては思はずけかをすへしさ

れは物にあはせ給はぬはこれかくちをし候大太刀此か

かりにては何の用にも立候まし愚身わかさかりに信乃の

かたにもちて候太刀御めにかくへく候七尺三寸候馬上に

てはちとおほきに候といふを見ればけにも七尺にもあま

るらんとおほしきかすをくれ、三間さかり二寸よりた

ひらせはには、きもとにし、おいて分よりは厚まつすく

なり柄三尺四五寸にみえたり

按、たひらは即はたひらのはを略したるにて及の幅の

廣きをたひらひろといひ狭きをたひらせまといふ後代

たんひら物といふことあるはたひらひろの略語なり

○及

五百箇盤石也
又云神代 一書曰素盞鳴尊乃計釀毒酒以飲之醜醉而睡
素盞鳴尊乃以雌韓劔之劔斬頭斬腹其斬尾之時劔乃
少缺故裂尾而看即別有一劔焉名爲草薙劔
古事記云神代 建御名方神千引石擊手末而來言誰來我
國而忍々如此物言然欲爲力就故我先欲取其御手
故令取其御手者即取成立氷亦取成劔及故爾懼而
退居
舊事紀云本紀 天孫又因祈之曰吾今當以八十平斧無水
造俗成則吾必不假鋒及之威坐平天下乃造俗々
即自成
文德實錄云齊衡二年正月丙申陸奥國奏曰奧地俘囚等彼此
接及殺傷同種事須警備以防非常云々
延喜御正式云凡刀子及長五寸以上不得輒帶但衛府者
聽之云々
源平盛衰記云三位入道 惡右衛督信賴カ天下ニ秀タリシ時
殿上ノ刻橋ニ夫男一人立タリ信賴アレハ何ニ狼藉也ト申
ケレハカキケス様ニ失ヌソニ一ノ劔アリ信賴クセ事也
ト思ヒテ寶物ノ御劔ニモ作ラム燒鏢ノ劔ナラハ山ツモ岩
ヲモ破崩スヘキヤトテ此劔ヲ脱御盡ノ石ヲ切ル劔七重八

重ニユカム曲ナキ者也トテ温明殿ノ縁ニ弄置レヌ云々

按、及を波と訓し又也以婆と訓す也以婆は燒及にて燒

鏢を也以賀麻といふの例なり及の利からしめんか爲燒

を懸たるをいふ

又按、源平盛衰記に燒鏢をヤキハと讀し事いか、若や

きつはなるもしるへからす鏢は字書にもつはのよしな

り尙考へし

○諸及

○蛤及
太平記云神南合 山名カ郎等因幡國ノ住人ニ福間三郎トテ
世ニ名ヲ知レタル大力ノ有ケルカ七尺三寸ノ太刀タ
ヒラ廣ニ作タルヲ鏢本三尺計ヲイテ蛤及ニ撮合セ云々
按、蛤及とは鏢より及迄の間を方にかゝすしてふくら
みあるをいふ此福間三郎か持たる太刀は後代の野太刀
中卷の類にて鏢本三尺はかりには及はなくして其餘四
尺はかりを蛤にしたるなるへし

萬葉集云歌劔刀諸及利足踏死々公依

又云歌劔刀諸及之於荷去觸而所殺死戀管不有者

中右記云寬治八年十一月二日 天德四年内裏燒亡之時被遷節刀於

他處日辨官一人近衛將監一人相具監之由見外記勘文

(中略)劔様切銚八柄長二尺五寸五分左方二府形見少男之左餘

一柄長二尺二寸已上二柄若是靈劔歟

○片及

○九及
夫木抄六帖題正三位知家卿いまはわれまろはにとけるこ
とかたな世につかはれぬ身とそなりにし
○子タハ
續武家閑談云前田利長家臣太田但馬を成敗の時横山山城
守長知打手なり淺野但馬守長晟も家老淺野左衛門を成敗
の時は前田越中に申付候處其夜に二階へ上り刀をねたは
をあはするとして手を切ゆる不叶外のもの討手を承り

和名類聚抄云刀四聲字苑云似劔而一及曰刀都率 大刀和名

小刀加太

萬葉仙覺抄云ツネノタチカタナトイヘルハ片ハニ齒ヲツ

ケタル也ツルキタチトイヘルハ劔ナトノコトクウラウヘ

ニハヲツケタルトキコエタリ

室町殿物語云冷泉民部少輔最後のいくさを心能して敵に目をさませんとて今度は三尺二寸の太刀五郎入道正宗かうつたるみたれ刃のぬけは玉ちるはかりなるをかるくと引さけて多勢の中へうつて入

按、地鐵と刃とのさかひの細を張たるかこと直刃といひうねりたるをのたれ刃といひくるひたるを亂刃といふ皆様々の名目ありて枚擧にいとまあらず

又按、地肌に焼の飛亂れたるをひたつら刃といふ

○鏢本

曾我物語云祐成討いかさまいつするかのたうそくのやつはらにてあるらんうちとめかうみやうせんと思ひたちのつはもと二三寸すかしあしはやにあゆみよりけり

太平記云阿保秋山 河原軍儀阿保ハ太刀ヲ鏢本ヨリ打折ラレテ帶添ヘ小太刀計憑タリ

○峯以下二名一所

古事談云知足院殿ワカク御坐之時不堪不審以ニ或者ヌカセテ御覽シケルハ頗峯ノ方ニヨリテ金ニテ坂上ノ寶劔トイフ銘アリ

平家物語云くはんしん ちやうの條あんとうむしやきつてはあしかりなんとやおもひけんたちのみねをとりなをしもんかくか

とあれは三樂氏康は子息氏政其弟源藏信玄も子息太郎合て大將分五人か六人ありと申謙信あさわらふて被仰信玄と氏康計子共かつれば義信も氏政も謙信か刀のむねうち一打つゝにもたらぬ事也

○加度

萬葉集湯原王打酒歌燒刀之加度打放大夫之禰豐御酒爾吾爾家里

按、契沖か代匠記にたちのかと打放とは俗にしのきを削るといふなるへしといへるか異朝にもしのきといふ所を刀稜劔など、訓すればしのきをかと、いはんもよしありといふへきにや

○鎗

曾我物語云十郎打 死條さりともしろはみすましきそ御ふんもひゝなしといふまゝにしのきをけつりあひ時をうつしてたゝかひける

官地論云前徒逆録血漂椀椀遂被追掛返削篠角破鏢從切崎出火焰喚叫

別所長治記云平山合 駿條秀吉山ヨリ見シ先手千餘騎既敵ニ打向テ互ニ足輕ヲカケ暫鐵炮軍ヲ初ケルカ先ヲ爭フ若武者トモ五騎十騎廿騎卅騎カケ出々々戦ケルカ後ハ兩方入

かたなもつたるみきのかいなをしたゝかにうつ

長門本平家物語云文藝法住寺 殿勳進の條安藤左馬太夫か有職の時武者所にて候けるか太刀をぬきてはしり向て太刀のみねにてしたゝかに左の肩を首へかけて打たりけるに少しひるむやうにしけると太刀をすてゝいたきけり

源平盛衰記云文藝高雄 勳進條太刀ノミネテ左ノ肩ヲ頭ニカケシタ、カニ打タリ

明月記云元仁二年十三入夜中將來次云陰陽大允ト云者在關東其官讓子息其子息在京父妻本自在京 于息又件 好也妻月雲客已下相見正月晦頃稱禁裏近習殿上人者入臥件所之間大允弱之面縛以ニ太刀ニ峯打又打損其面

按、刀刃の脊をみねともむねともいふはみむ五音相通なるか上に山崩をみねといひ屋脊をむねといふに全く同義なるへし

○棟

源平盛衰記云文藝勳進 高尾條其時信濃國住人安藤右馬太夫右宗武者所ニテ候ケルカ走向テ太刀ノムネニテ左ノ肩ヲ頭カケテシタ、カニ打タリケル

甲陽軍鑑云輝虎三樂を呼出し中をなをり被仰は氏康と信玄と兩旗ならは敵五萬か四萬より内にては有ましく候ミダレシノキヲ削リ火焰ヲ出太刀ノ鏢音百千ノ雷ノ鳴落カ如ク響キヒラメキケル

按、刀刃のはた平に本より鋒迄通りたる少の稜をしのきといふ昔よりしのきに鎗字を用ひ來れと鎗は温器とも地名也とも見えてしのきといふへき義は見えずおもふに金に高きに從ひし字なりければこの字をかりてしのきとは讀しなるへし軍器 考こゝをしのきといふ義いまたさたかならず或説に平作なるものはをれやすく屈みやすきをそれをこゝへ渡かせんか料に設たる所なればしのきとはいふ也といへりさも有るへし

又按、恐非也シノクといふは物をおしつくる程の勢をいふより角ある物はおのつからざる様の有は頓てシノキとはいふ成へしシノクと云働の音は物の名と稜字杯用ひし 成り語り居りてシノキといふ稜字杯用ひしにてもおもふへし平打に對へてはヤイ 角立る所のあはれ也今爰にいへる或説は俗に暑さをしのく寒さをしのくなといへる類にて他より押屈めらるゝを堪へ忍ぶ意にて大にうらうへの遠成者也猶可しのきの意餘り 考古めかしくや

○貝鎗

太平記云新田義貞條 越前府城條船田長門守カ若黨葛新左衛門ト云者川ハタニ打寄中略白蘆毛ナル馬ニカシ鳥威ノ鎗著テ三

尺六寸ノカヒシノキノ太刀ヲヌキ兜ノ異向ニ指カサシタ
キリテ落ル瀬枕ニ只一騎馬ヲ打入テ白浪ヲ立テソ游セケ
ル
又云 將軍上 四尺六寸ノ貝鎧ノ太刀ヲ拔テ鞘ヲハ河中ニ投
入レ云々

又云 楠正行 安保肥前忠實只一騎馳合テ和田楠ノ人々皆自
害セラレテ候ニ見捨テ落ラレ候コソ無情覺候へ返サレ
候へ見參ニ入ラント詞ヲ懸ケレハ和田新兵衛打笑テ返ス
ニ難キ事カト四尺六寸ノ太刀ノ貝シノキニ血ノ著タルヲ
打振テ走懸ル

按、貝鎧とは常の鎧は率より鎧まで鎧より及までは平
か成故鎧おのつから稜立たるを是は若棟より及に至ま
てふくらかに殊に角に立たる所のなかり貝の様にした
る故の稱にや

○ 劔

判官物語云 忠信吉野山 判官四郎兵衛をちかくめして仰け
るは御へんかはきたるたちは寸のなかりなればつか
れにのそんてはかなふまじよはりたる時大たちはあしか
りなんこれをもつてさいこのいくさせよとてこかねつく

○ 帽子

○ 鯨尾

御産部類記引九記云天曆四年七月廿三日勅使左近權中將
良峯義方朝臣令持 護御劔 參來賜 座於東渡殿 令著
之 劔 上 數 一 枚 義方朝臣挿劔著 座件劔元是納 宜陽殿 也 及
長二尺五寸五分 劔 鞘 長二尺七寸五分 柄長五寸八分云々
ますか、み云三條宰相中將實もりもめしとられぬ三條の
家につたはりてなまつをとかやいふ刀のありけるを此中
將日頃もたれたりけるにてかのあさはらしかひしたると
いふこともいてきて 中 院 山 もしろしめしたるなといふこ
えありて心うくいみしきやうにいひあつかふいと淺ま
し

按、鯨尾とは其帽子の鯨の尾に似たるか故の名也後代

葛蒲作といふものは是なりといへり 軍 考 左もあるへし

○ 葛蒲作

奥羽永慶軍記云 千安十五 草岡カ馬モ鐵炮ニ中リ頻ニハネ
テ進ネハヒラリト馬ヨリ飛テ下リ最後ノ軍ソヨカリケリ
葛蒲作リノ三尺餘ノ太刀ヲ拔テ近付敵ヲ三人切伏セテ云

按、鎬造の横手の筋なきを葛蒲作といふ太平記に備前

りのたちの二尺七寸有けるにけんひかきて心もおよはさ
るをとり出給りけり

按、刀及に樋をかくは輕うして運轉に便よからんか爲
にも血のしたりの速ならんか爲にもしたるなるへし
異國にて血漕といふ其意相似たり

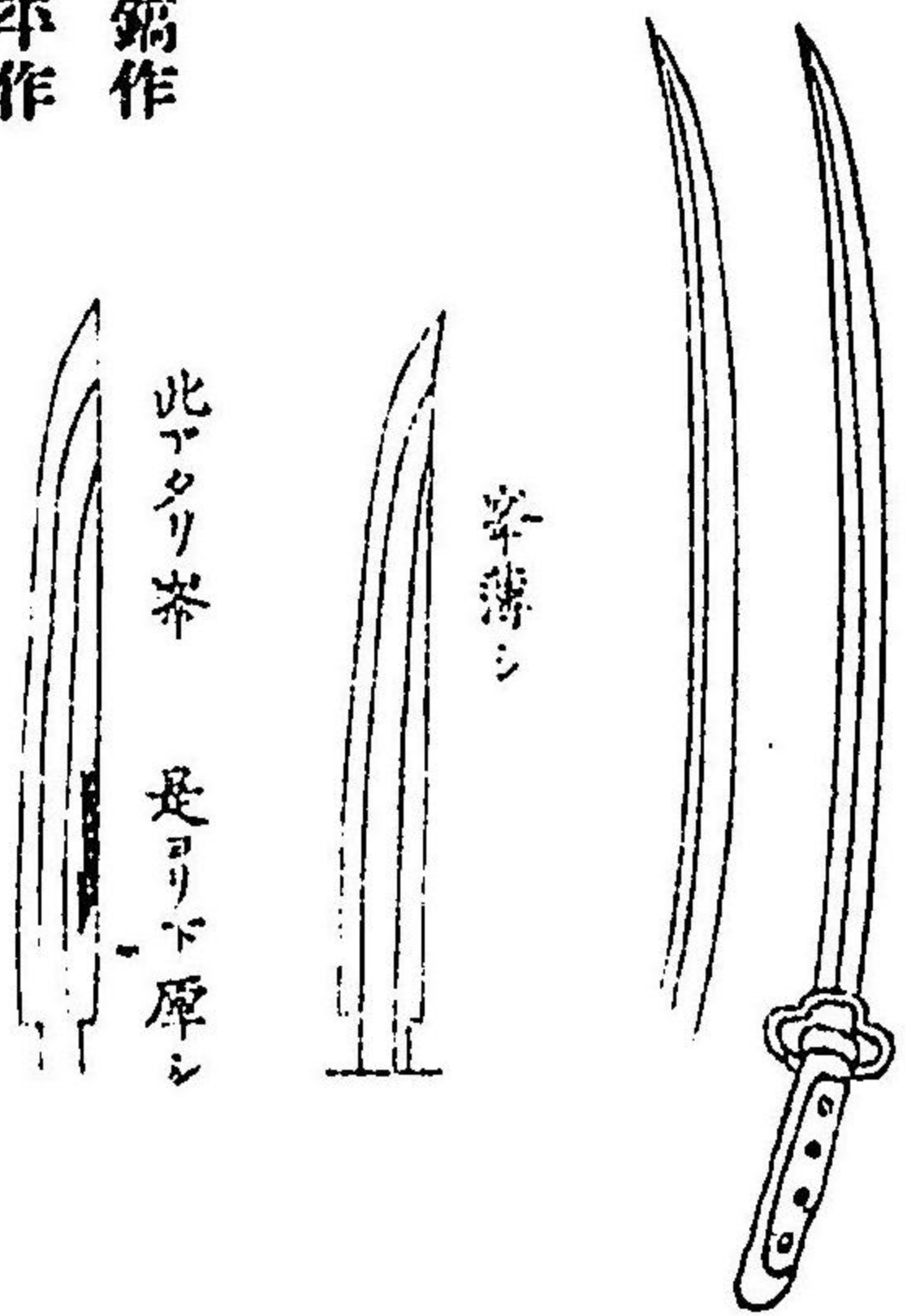
○ 鋒

日本書紀云 神代 復劔鋒垂 血激越爲 神號曰 警裂神
平家物語云 神代 復劔鋒垂 血激越爲 神號曰 警裂神
きの太郎さねみつとて三十人かちからあらはしたる大ち
からのかうのものわれにちともをとらぬらうとう一人を
ととの二郎もふつうにはすくれたりけるかの殿の舟に
をしならへのりうつりたちのきつさきをとへのへて一め
んにうつてかゝる

太平記云 實 根津ハ刀ヲ以テ己カ額ヲ突切テ血ヲ面ニ
流シカケ切テ落シタリツル敵ノ頸鋒ニ貫キトツ付ニ取著
テ只二騎將軍ノ陣へ馳入ル

又云 小笠原孫六傾城ニ驚サレテ太刀計ヲ取テ中門
ニ走り出(中略)日本一ノ剛ノ者謀叛ニ興シ自害スル有様
見置テ人ニ語レト高聲ニ呼テ太刀ノ鋒ヲ口ニ呀テ櫓ヨリ
逆ニ飛落テ貫レテコソ死ニケレ

長刀のしのきさかりに葛蒲形なるを因幡賢者全村か持
たることも見えてしのきさかりとは鎧より峯の方を普
通よりは薄らめて刃の方とひとしく落したることに
其様のあやめの葉に似たるか故に葛蒲の名をおほせし
なり



○ 鎬作

○ 平作

○ 高衝

聚樂物語云淡路守我からうとうをちかつけて手水うかひ
して秀次の御首を拜し奉りて後けんしの人々にむかひそ
れかし身ふしやうに候へとも此度御跡をしたひまいりた
る御恩に御かひしやく仰付らるゝ弓矢取てのめんほくと
存候あはれみ給ふかたゝは念佛申てたひ候へといひも
あへす一尺三寸ひら作の脇差をふとはらに二刀さしける

きつさき五寸計うしろへつき通して又取直し首に押當左
右の手をかけて前へふつとおしおとしければ首をひさに
いたきてむくろはうへにかさなりける

按、一面を鎬作にして一面は平作なるを高衝といふ

○冠落

○鶴頭作

○鶴作

山山記云丹下備後守カマリ落シノ信國ノ刀ヲ抜テ己カ股
ヲ二刀突通シ如何及ヨシトテ政長ニ參スル政長コレヲ逆
手ニ取直シ腹十文字ニ搔切り云々

按、峯の方を帽子より少し下りて半程までをかき落し
たるを冠落といふ

又按、鶴首作といふは冠落といふもの、一名にて又鶴
作ともいふなり

○切刃

明徳記云滑良長刀ヲ推捻テ三尺一寸有ケル切刃及劔ヲ抜ク
儘ニ近ツク敵ヲ打拂ヒ云々

○反

燻葉抄云太刀ナトノソリト云字ハ何ソ反ノ字ヲ可レ書歟
文選ニ云上反字以蓋戴トカケリトヨリ遊仙窟ニハ返字

目利し銘なども能侍ならば主に成へきとて遣けるその返
事に
わきさしの代をしとへはやすよしのなかたしきめ
いの濱かな

按、刀莖を込といひ中込といふは柄中にさし籠る所な
るか故なり又なかこともいふはなかこみのみの語勢に
よりておのつからはふかれたるなり

○銘

關市令義解云凡出賣者勿レ爲行濫一其橫刀槍鞍細横刀者槍也
細文屬也鞍々

尺素往來云遺刀長刀及太刀腰刀者在昔月山天國雲同以後
得其名鍛冶雖有數百人於其中一信房舞草行平定秀
三條小鍛冶宗近後鳥羽院番鍛冶御製作者以菊爲銘粟田
口者藤林國吉光國綱等來者國行國俊等此外者一文字千
手院僧了戒有計留近藤五仲次郎五郎入道正宗備前三郎國
宗彦子四郎文珠四郎并金剛兵衛等一代開達者候皆獲三千
將莫耶吹毛太阿之佳聲不異不動利劍者歟

武雜記云御太刀かたなに御物と進物と相替候總別銘によ
り進物にも不成事候間用捨可レ有レ之事候
奉公覺悟記云進物になる名物の事先は神息直守正恒友成

雕堯ト書リ返ラモ可レ用同シ心也

○込

○中込

○中心以上三
名一所

由良家傳記云金井出雲守一風流者にて刀の柄を壹尺四五
寸計仕候て指申候成繁公被レ成御覽ニ出雲其方の刀柄あ
まりに長く候間大體の柄のかつかうに致し候へとのよし
被レ仰候へは畏申候とて柄よりこみ先を三寸計出申候て
さしちらし御前へ罷出候成繁公御覽なされれば何とし
たる事と御尋被レ成候得は先日切申さねは不成成候左
候へは刀の込すたり申故惜しく存候て込計を殘し差置申
候へは御意を背申候間如此と申上候付成繁公御不與被レ
成向後御前へ罷出申問敷と御勘當被レ仰付

大内問答云太刀かたな銘によりて引出物に成申さす候哉
同中心きりたる刀又無銘の太刀かたないかの事銘によ
りて御物には不成候銘々の進物には不及其沙汰候か
無銘の事式々の進物には不成候常には不苦候其時は目
録にも持と付候又中心切たるも同前式式の引出物には
不レ可然候
玄旨法印九州道の記云姪濱より人の安吉の脇差おこせて

吉光正宗國吉久國行平宗近信房有國包平國綱則國友國
次菊一文字此等也右名物の事御成申沙汰には此内太刀刀
に二三種も參候はては不レ叶也

嘉良喜隨筆云神足天國雲次雲生コレヲ古キカチナリ神足
第一古物ニテ小キ劔ノヤウナルモノナリ幸阿彌光温遺物
ニ上ルナリ又天國ハ大同年中ノモノナリトミユ云々

又云天國ト云太刀大カタ日本ノ刀ノ鍛冶ノ初トミユコレ
ヨリ以前ノ刀脇差ハナシコレ大同年中ノモノナリコレヨ
リ以前ハ太カタ劔ノナリニシタルトミユ云々

又云女院御車ニ雲生ノ御太刀入來ルヲ泉涌寺ヨリトリカ
ヘサルコレハ御入内ノトキニ台徳院様ヨリ被レ進候珍敷
作故ニ江戸へ參カトナリ

増補家忠日記云天文十六年九月廿八日廣忠君軍ヲ渡河内
ニ發シテ藏人信孝カ兵ト戦カハシメ玉フ廣忠君ノ兵松平
外記忠次子レ時二十七歳松平喜藏彌右衛門カ兄鳥居源七
郎彦右衛門兄等奮戦死ス渡河内ノ守將鳥居又次郎忠次ヲ
撃テ其首ヲ得タリ忠次カ所帶ノ刀青江ハ御當家重代ノ
名劔也

大友興廢記云一祐鶴月山
の長刀の條宗鱗公一祐數年軍功または此度
の手からを御感不レ斜月山の長刀を拜領す(中略)そもそ

も此月山の長刀は先年大友政親の御代にひとりの山伏來て出羽國羽黒山より去方の進上なり披露あれと云古庄八郎奏者にてさるかたとはかりはおほつかなしといへは此山伏失念申かたゝ去方よりと御披露あれと申古庄披露をとけしあいたに山伏滑かことくうせぬ

又云神息太刀之事壽永二年に平家一門帝都を去て九州の地に著給ふ爰に豊後の住人緒方惟榮平氏一門を九國のうちを追出し軍忠不淺に依て義經御感甚し依て夫數通の御感狀下さる剩神息の太刀を拜領す仰神息の太刀は四十三代元明天皇の御宇和同元年戊申に宇佐八幡の瑞相を以宇佐に何國ともしらす童子一人來りてあひ槌をうつ然も上手にて太刀出來して彼童子かえる不審して跡をしたひみるに宇佐の御寶前にて見うしなひぬまさしく八幡大はまつのうち給ふ槌かと殊勝肝にめいし畢大明神より廿四代佐伯權定の息惟重の時にも奇特あり惟重伊勢の住人の時元和九年の夏研の爲に京都へのほらせらる其夜惟重の嫡女急に病におかされ絶入す惟重臣下一の老人有て神息の太刀を京都へ上せらる其故にやと申惟重家臣ともに是に同じ夜を日につゐて人を上せ大津の浦にて追付太刀を執歸り伊勢國にして此太刀門に入や否や息女快氣して平日

のことし是家を守る太刀の奇特なり

○御所燒

承久軍物語云ちくこのさゑもんはおち行跡を武田七郎よきかたきと目をかけきたなし返せとよはゝりければ六郎左衛門さゝもあへすとつて返し御所やきといふたちをぬき七郎かおしならへたる處を丁とうつ(中略)抑御所やきと申たちは上くわういへまさといふかちをめてつくらせ御てつからやかせ給ふたちなりけり

應仁記云武田基綱是ヲ見テ悪キ敵ノ振舞哉捨太刀一ツ受テ見ヨト云マ、ニ振アケテ丁ト打ツ三枚重ノ鐵甲ノ磐石ノ如クナルヲ打破リ手對シテ七尺三寸ノ御所燒ト云太刀ノハ、キ本ヨリ打折テ基綱手ヲ失ヒ牛ノタケルカ如ク匂テ飛ノキケレ

○奈良刀

○備前刀

庭訓往來云手嶋鏝鏝土器奈良刀高野剃刀大原新小野炭(中略)讚岐吳座同檀紙播磨相原備前刀出雲鐵甲斐駒長門本(中略)或異國唐物高麗珍物如雲似霞

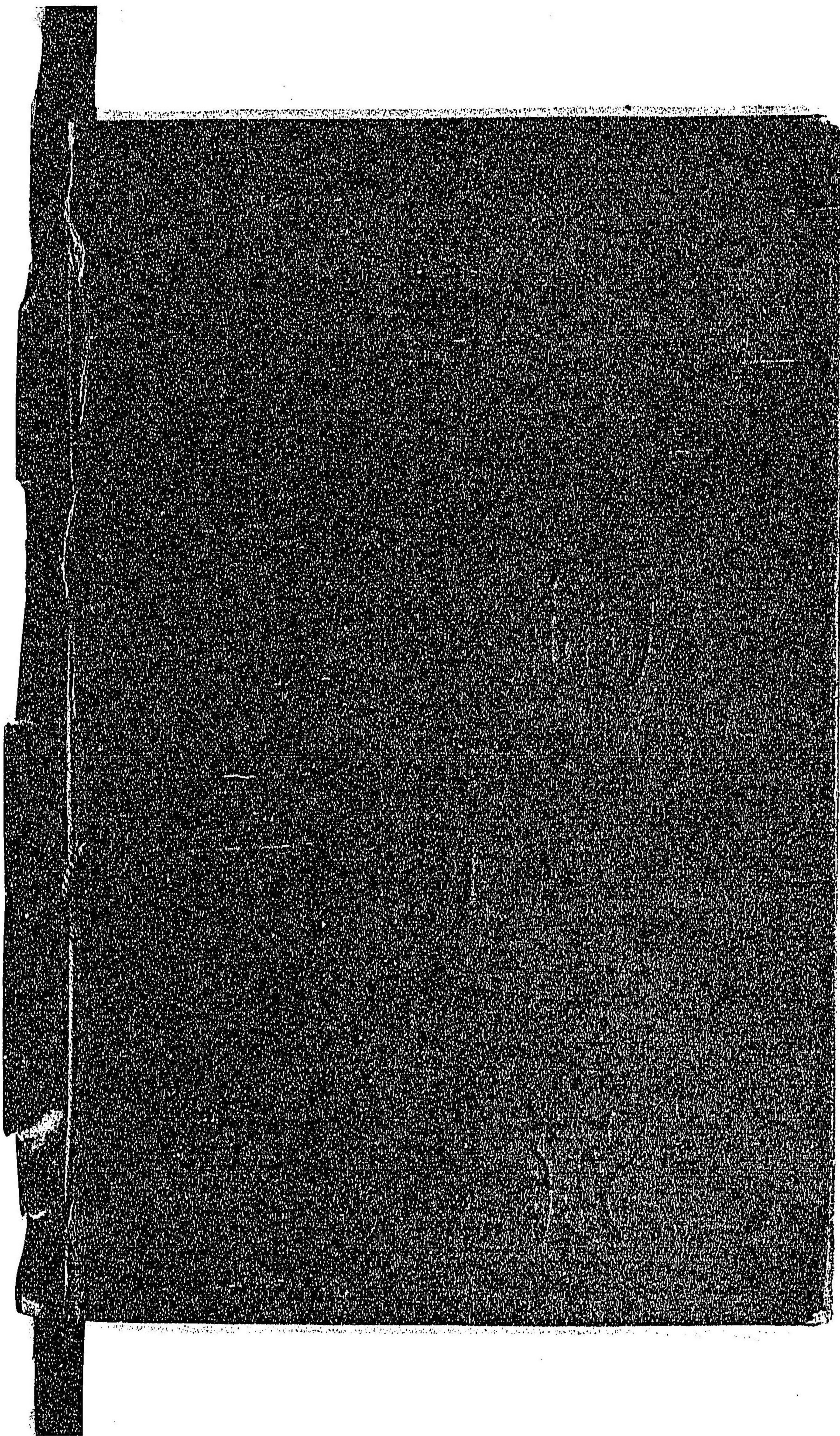
○世良田刀

桂川地蔵記云刀者(中略)世良田刀聖稱

201
103
268

201
57
268

Handwritten notes in cursive script, including the words "Cathartes" and "Cathartes", with decorative flourishes and arrows.



201
57
265

武家者何

三十一